

「三条教則」關係資料（十二）

本号は

- 『三則論題訳解』上卷 高木真蔭 (明治六年七月)
  - 『三則愚言付十一題略説』〔抄出〕 大久保祥誉 (明治六年十二月)
  - 『三則童諭目安』 上田及淵 (明治六年十二月)
  - 『三則説教原義』第一編 総生 寛 (明治六年)
  - 『三条説教講義』 伊東経児郎 (美孟) (明治七年一月)
  - 『教義諺解』卷一・卷二 渡辺重春 (明治七年二月)
  - 『三則正弁』 味酒麴翁 (明治七年二月)
  - 『説教目的』 安江 静 (明治七年二月)
- の八点を取める。

『三則論題訳解』上巻 高木真蔭 (明治六年七月)

本書は版本、和装袋糸綴で、全二冊より成るが、翻刻掲載に使用した國學院大學「河野省三博士記念文庫」所蔵本は上巻のみである。それは表紙見返しに「紀元二千五百三十一年 高木権少教正講義 真宗西派衆僧筆記 三則論題訳解 全二冊 教義新聞本局 転新堂上梓」とあり、次いで千家尊福の撰、綾小路源有長の揮毫による「序」(二丁)、さらに「自序」(五丁)があり、その次に本文十五丁が続いていて、計二十二丁より成る。

著述者である高木真蔭の経歴等の詳細については知り得ないが、「序」および「自序」から知られるように、明治六年頃は岐阜県管内、県社伊奈波神社の祠官で、神官教導職権少教正であったようである。また本書は、高木真蔭が説教した内容を、真宗本願寺派(西派)で仏光寺派・専修寺派の管事でもある舟橋了要が筆記したものであるとしていて、三条教則行義書の中では、きわめて珍しいものだと言えよう。

本書印行の時期については、「自序」に明治六年七月と記していることから見て、一応はほぼこの時期であろうと考えてよいだろう。

内容については、田中頼庸の『三条演義』(明治六年四月)を普衍したものと見てもよい。そして、厳密にみれば本書は三条教則の行義書ではないが、関連書という意味で、これを収載した。

また本文中、原本では十丁目上部(翻刻では四十五頁上段から下段にかけて)の箇所(箇所に頭注のようなかたちで、以下のような文章の挿入が見られる。「田中頼庸云古語拾遺ニ神武天皇ノ時皇天ニ祖ノ詔命ニ從テ神籬ヲ建テ祭給ヘル神等ノ中ニ生鳥は大八洲之靈今生鳥巫所奉斎也云々、延喜式云生鳥能御巫能辞竟奉皇神等能前尔白久生国足国登御名者白氏辞竟奉者皇神能敷坐鳥能八十鳥者谷蟻能狭度極塩沫能留限狭国者広久峻国者平久鳥能八十鳥墮事無皇神等能依

左奉故皇御孫命能宇豆乃幣帛乎辞竟奉久宣」

なお、本書は以前に「神道研究紀要」第三輯（昭和五十三年、九十六頁—一〇六頁）で、一度翻刻掲載されたことがあるが、衍義書を資料として出来得るかぎり提供しようという趣旨に照らして、再度の翻刻とはなるが、あえて掲載した次第である。もちろん編集体裁も前回とは多少異なっていることをつけ加えておきたい。

『三則愚言付十一題略説』 大久保祥嘗（明治六年十二月）

本書は一冊、版本、和装袋糸綴である。表紙題簽に「三則愚言付十一題略説」とあり、表紙見返しに「明治六年十二月官許 大久保祥嘗著 三則愚言付十一題略説 京都 文明書樓」とある。次いで本文に入り、三条教則の衍義箇所「三則愚言」が十三丁、そして付録として「十一題略説」部分が六丁（神德皇恩之説・天神造化ノ説・顯幽分界之説・鎮魂ノ説・人魂不死之説・愛国ノ説・夫婦ノ説・父子ノ説・君臣ノ説・大赦之説・神祭之説、および神拝式の詞）の、計十九丁より成る。

著者の大久保祥嘗についてはよくわからないが、本書印行当時は、京都伏見に住する祠官であったと思われる。

内容的には特に著者自身の独自の解釈というべきものは見られないが、五ヶ条の御誓文、鎮台、羅卒などの語句にみられるように、当時の時代状況の一端は如実に実感できるものである。

なお、翻刻掲載については、大倉精神文化研究所蔵本に依った。

『三則童諭目安』 上田及淵（明治六年十二月）

本書は一冊、版本、和装袋糸綴である。表紙題簽に「三則童諭目安 単」とあり、表紙見返しに「南宮上田先生講説 三則童諭目安 単 一名人間心得草 浪華書林 大野木市兵衛発兌」とあり、巻頭に郷社下宮祠官の岡直廬の

「序」(二丁)、次いで本文十三丁が続き、本文末尾に「明治六年八月廿八日 岡山県上田公正塾講本 安仁神社祢宜御船寧氣補修」とあり、巻末に「明治六年十一月免許 同十二月上梓 著述 岡山県士族上田及淵 書肆版元 大阪心齋橋筋壹丁目大野木市兵衛 同山本政治郎 弘通所 備前岡山渡辺源米 同世良田益太郎 同富木徳得」とあり、計十五丁より成る。

著述者は、岡山県士族で岡山公正塾の主宰者上田及淵(号は南宮)である。また、本文末尾より、本書は上田及淵が講じたものを弟子の安仁神社祢宜御船寧氣なる人物が編集したものであることがわかる。

本書は、別名「人間心得草」とも称していて、一応は三条教則の衍義書と言ってもよいが、「出生」(以下六章の本)・「学問」(天理)・「業体」(人道)・「交際」(朝旨遵守)・「奉上」(皇上奉戴)・「国体」(愛国)・「知神」(敬神)の七項目に分けて論を展開しているところが特徴的である。

なお、翻刻掲載については、大倉精神文化研究所蔵本に依った。

### 『三則説教原義』第一編 総生 寛 (明治六年)

本書は、版本、和装袋糸綴である。表紙見返しに「総生 寛撰 三則説教原義 東京 萬笈閣発兌」とあり、次いで本文二十九丁が続き、本文末尾に「紀元二千五百卅三年発兌 東京書林 本石町二丁目角椀屋喜兵衛梓」とあり、巻末に、以下十四軒の発行書林の広告を載せている。「発行書林 京都三条通柳馬場角堺屋仁兵衛 大坂心齋橋通北久太郎町河内屋喜兵衛 同南久宝寺町伊丹屋善兵衛 同北久宝寺町河内屋源七郎 尾張名古屋本町十一丁目萬屋東平 同三丁目菱屋藤兵衛 同十丁目菱屋平兵衛 同石町美濃屋伊六 東京日本橋通二丁目山城屋佐兵衛 同一丁目須原屋茂兵衛 同芝神明前和泉屋市兵衛 同横山町三丁目和泉屋金右衛門 同浅草茅町二丁目須原屋伊八 同本石町二丁目角 椀屋喜兵衛」。

著者は、本文冒頭にあるとおり、戯作者の総生寛（ふそう かん）である。総生寛は天保十二（一八四二）年の生れ、姓は岩橋（一説に加藤ともいう）であるが、辞書によれば、上総国生れ（ただし、本書冒頭には下総とある）の故に総生と改姓したといわれている。別称は七杉子、みすきよすぎ鉄徑道人、天保銭人とも言い、同じ戯作者仲間の仮名垣魯文とも友人関係にあり、魯文の『西洋道中膝栗毛』第十二―十五編までを執筆している。その他、『うづりかわりよのなのおしほ千変万化世界大演劇一幕噺』『文明膝栗毛』などの著作があり、雑誌「滑稽演説会」を刊行、漢学や狂詩にも秀でていて、明治二十七年（一八九四）年十月九日、常陸国の金江津村で没している。なお、総生の友人の仮名垣魯文も同じく三条教則の衍義書『三則教の捷徑』を明治六年七月に刊行（本紀要第十七号に所収、九七一―一〇六頁）し、衍義書ではないが関連書として素速い対応で『大洋新語蝸入道魚説教』（明治五年六月）を刊行している。このように、総生寛の場合も含めて、戯作者であっても、当時は三条教則の意義を深く受けとめていたということが言えよう。

また、内容は戯作者という立場からであろうか、神道人の衍義内容とは異なり、難解な言葉や表現はさほど見られないのが特徴である。

この『説教原義』は第一編だけでなく、『同』第二編（同年刊行、本文三十七丁）、『同』第三編（同年刊行、本文四十丁）と続くが、その内容は、第二編が「生々総論」「士」「農」「工」「商」「付録」、第三編は「君」「臣」「父」「子」「夫婦」「兄弟」「長幼」「朋友」という項目よりそれぞれ成っていて、いずれも三条教則の衍義書とは言えないので除外し、第一編だけを掲載した。

なお、翻刻については、國學院大學「河野省三博士記念文庫」所蔵本に依った。

『三条説教講義』 伊東経児郎（美五）（明治七年一月）

本書は、一冊、版本、和装袋糸綴である。表紙に「三条説教講義 全」とあり、表紙見返しに「伊東経児郎著 三

条説教講義 西京 梅英堂」とあり、「緒言」と題する明治六年十二月の自序が一丁あり、次いで「目次」が一丁、そして本文十六丁が続く。巻末に「官許 明治七年一月刊行」とあり、そのあと、以下の書林の広告が掲載されている。「京都書林 東洞院三条上ル村上勘兵衛 寺町通松原下ル勝村治右衛門 二条通柳馬場角石田忠兵衛 御池通寺町西入竹岡文祐 柳馬場三条下ル辻本九兵衛 寺町通仏光寺下ル梅村伊兵衛」。

著述者の伊東経児郎（美孟）については、これを明らかにする資料を持ちあわせていないが、京都からの印行なので、おそらく関西地域の神道人であったと考えてよいだろう。

内容的には、「緒言」から知られるように、「神教綱領」の六則にしたがった項目を立てつつ三条教則の各条目を略述してゆくというかたちで展開していて、典型的な神道人の論述形式および内容と言ってよい。

なお、翻刻掲載については、國學院大學「河野省三博士記念文庫」所蔵本に依った。

#### 『教義諺解』巻一・巻二 渡辺重春（明治七年二月）

本書は、巻一・巻二と題する上下二冊より成り、いずれも版本、和装袋綴である。第一冊目（巻一）は、表紙題簽に「官許 教義諺解 一」とあり、巻頭に広田神社主典兼教導職少講義である岡本真阪の序文（二丁）があり、次いで本文五十五丁が続く。第二冊目（巻二）も表紙題簽には「官許 教義諺解 二」とあり、以下本文四十八丁が続き、巻末に「官許 明治七年二月 大日本 大坂心齋橋筋北久太良町柳原喜兵衛 西京麩屋町御池下ル池村久兵衛 奈良東向北町高橋平三 同今小路町後藤輯 製本所 同東向中町中沢治平」とある。上下二冊合わせて一〇三丁（一丁十八行、一行二十字）である。

著述者は、本文冒頭から知られるように、本書印行当時は兵庫県西宮の広田神社大官司兼教導職大講義であった渡辺重春で、序文を草した同神社の岡本真阪の聞書となっている。著者の渡辺重春は国学者として知られる渡辺重石丸（いかまろ）

の兄にあたる神官、国学者で、経歴は次のとおりである。天保二年、豊前国中津の生れで、明治二年中津藩皇字師範方となり、同五年小倉県第六十六区・六十七区郷社祠官となり、同六年広田神社大宮司になり、教導職大講義となった。本書の印行はちょうどこの頃のことである。翌七年竜田神社大宮司となり、正七位に叙せられ、同八年権少教正、九年に少教正となり、同十三年には堺県下の神道事務局奈良分局の局長に任ぜられ、同年丹生川上神社宮司になり、その後大鳥神社宮司となり、同二十三年に六十歳で没している。著者は本書のほかにも、『古史伝拾遺』『六史提要』『神異奇聞』『打蟹論』『名一負社』『豊前史』などがある。

内容は渡辺重春独自の衍義解釈というほどのものはあまり見受けられないが、何といっても長文であり、例話や実歴談を随所に散りばめながら論述を展開しているところなどが本書の特色であろう。

なお、翻刻掲載については、國學院大學「河野省三博士記念文庫」所蔵本に依った。

### 『三則正弁』味酒麴翁（明治七年二月）

本書は、一冊、版本、和装袋綴である。表紙題簽に「三則正弁 完」とあり、表紙見返しに「神武天皇即位紀元二千五百三十四年 明治七年二月官許刊行 三則正弁 京都 四書堂開版」とある。巻頭に神山氏揮毫の題字「神如在」を掲げ、次いで「自序」一丁があり、そのあと本文三十丁（二丁十四行、一行十七字）が続く。巻末に「發行書林 東京北畠茂兵衛京都村上出店 大阪書籍会社書林会社 名古屋片野東四郎 京都村上勘兵衛大谷仁兵衛福井源治郎田中治兵衛松井栄助福井孝助遠藤平左衛門石田忠兵衛」とある書林広告を付し、合計三十二丁より成る小冊子である。

著者の味酒麴翁の本名は不明であるが、「神道研究紀要」第一輯（昭和五十一年五月）の記述（八十四頁）によれば、伊予国温泉郡鎮座の阿治美神社の祠官田内逸有であろうか、としている。阿治美神社は俗に味酒社と呼ばれてい



て、江戸時代には大山為起が味酒社祠官として二十四年間奉仕しつつ、門人に講義し、「日本書紀」全巻を注釈し、「味酒講記」と題したことで有名な神社である。

内容は、やはり典型的な神道人の論述形式と言つてよいが、和歌などを織り交ぜながら、わかりやすく説こうとしている傾向が見られるのも一つの特徴であろう。

本書は以前、「神道研究紀要」第一輯で翻刻掲載（八十四頁―九十三頁）されたことがあるが、三条教則衍義書を出来るかぎり、多く紹介する趣旨の編集方針により、あらためて翻刻し掲載することとした。

なお、翻刻については、國學院大學「河野省三博士記念文庫」所蔵本に依つた。

#### 『説教目的』安江 静（明治七年二月）

本書は、一冊、版本、和装袋糸綴である。表紙題簽に「説教目的 全」とあり、巻頭に権大教正正二位久我建通の明治七年一月に揮毫した題字「導民之本、在於教化」（二丁）を掲げ、次いで和歌二首（二丁）を掲げる。一は平野神社大宮司近藤芳介の「これそこの八十のちまたの道しるべ世にたみまよふ人なかれとて」、もう一は「あふきたる神のみいづのますか、みよもにか、やく国をまもりて」である。次いで「自序」（二丁）があり、本文二十七丁が続き、巻末に「官許 明治七年二月新刊 安江氏蔵版 京都書林 製本所 菅廼舎池邸氏 梅村伊兵衛 川勝徳治郎」とあり、全三十二丁より成る。

著述者は、伏見稲荷大社の大宮司で教導職大講義の安江静である。そして校閲は同じく稲荷大社小宮司で教導職権大講義の野間正綱である。安江静は本書以外にも明治六月十一日に『説教之一端』（無窮会所蔵 本紀要第二十四号に所収済み 一一九頁―一二二頁）、『説教十七題論』や『説教十一題論』など、三条教則や各「兼題」に関する著述があり、明治初年の神道界における中心人物の一人であったと言えるだろう。また本書の印行は明治七年の二月であ

るが、自序から知られるように、著述そのものは明治六年の六月頃には出来ていたようである。

内容は、先の『説教之一端』と時期的にはほぼ同一であることから、言わば姉妹編であるとしてよい。したがって、三条教則の実際の説教にすこしでも役立つことを考慮してであろうか、解釈の仕方も祝詞、紀記万葉から玉鉾百首まで、かなり取り込んで説いている様子が如実にあらわれている。

なお、翻刻掲載については、國學院大學「河野省三博士記念文庫」所蔵本に依った。

## 凡 例

凡例については前号にしたがった。

(三宅)

『三則論題訳解』上巻 高木真蔭 (明治六年七月)

三則論題訳解序

布教の盛衰興廢を見て教職の学才の浅深と其勉不勉を  
するに足れり。こゝに岐阜県下布教の盛なる事の他県に耻  
ざるは高木真蔭あるか故なるへし。此人素より知己にあ  
らされど、去年其職に補せられしより、屢々言せしをも  
て、早く其志の同じきはしれたひとなりしを、ことし六  
月同しく京にめされて、はしめて面話することを得たり。  
然るうへ教正にも列りければ、懇親の情も浅からず。語  
ふに一日その著せる三則論題訳解を示せり。蓋その論皆  
日用切迫の事にして、彼神学者流の索強附会して迂闊な  
るもの、類にはあらざれば、此書を得たる歡喜涯なし。  
先に田中権少教正の三条演義は既に世に公にして其筋の  
益をなす事少からぬを、今又此書を刻して彼演義に併せ  
て布教の用に供せは、教職の目的を一にして多岐なから  
しめ、其益いよ／＼多かるへし。おのれかく益あるをし

りて、黙過に忍ひされは、真蔭を勧めて、此書を公にす  
ることとはなりぬ。

明治六年八月

大教正從五位 千家尊福

右依需正二位綾小路源有長書之

行年八十三歳

自序

やつかりさきに岐阜県管内神官教導職管事のおほせこと  
うけたまはりし時、各宗のおなじ、おほせことか、ふり  
し僧侶とはかりごちてをしへのをぢ／＼をあげつらひけ  
らく、此の皇大御国はも、いにしへはことあけせぬ国と  
いひつぎかたりつき来つるを、いまはしも外国の交信の  
いやひけにある物に事に年月にひらけゆく大御代となり  
ぬれば、ことあげせてはえあらぬは、おのづからなる理  
なるものから、そのおほかたの世のことあげのおもふき  
を思へは、支那に印度におのがむき／＼、他国をたふ  
とびてかへりて、皇国をば教なき国とし、野蠻とおとし  
むるあげつらひの、かつ／＼みえて本を末にし、外を内

にするたくひ少からず。いはば孔明は楠正成に似たり。関羽は加藤清正の如しとやうにいふべきを、楠正成は孔明に似たり。加藤清正は関羽のことしとやうにいふひとぞ多かりける。さることそも、ことあげいふべくもあらぬ小細けき事にしあれど、世の中の説おほかたはかうやうのことのみ多かれば、汝等のこゝろしらひしてよといへば、僧侶のこたへて実にしかなり。吾曹もいま、只管に虚無寂滅の宗旨をのみ無上たふとき教とおもひをれりしは、いとうらはづかしき事とは、こゝろつけるものから、いまだかゝるめでたき大御世にあひまつらねば宗部の束縛をのがれえず、神の賦分たまひつる、真心のありのまゝなる実の理をはおもふままにもいひえでありき。今はよ、教部省に神官僧侶の差別なく、すべしにして各司を教職に任たまへば、年ごろおもふふしをいひあげつらひて、いかで皇上と神祇との恩頼の千万のひとつをもむくひてしがと、あなたふときかもかくてこそ我修し仏法も印度の仏法にはあらで、皇国の王法となりなめとかたることのもうれしかれば、さらばいで汝等のいふまにまことばかりせなとて、県社

なる伊奈波神社の頃なるやつかりを、寓居にそのひとををつとへたりしとき、真宗本願寺派及仏光寺派専修寺派ノ管事なる舟橋了要かいひけらく、わがすぶる僧侶にも此おもふきをきかせてよと、せちにこひたりき。故いなむも道のためならずと、一月二十四日のひより三日のほど、その部下の僧侶にとき聞えたりしを、こゝろとき僧侶のはやくも聞書といふものにして、ひとへの巻めくものと書なし侍ざるをわか神官どちはいふもさらなり。僧侶の中にもきゝつたへかたり伝へて、ふりはへ来つゝ、写させてよ、みせてよと乞ふものゝ、いと多かれば刻本として、世の中のおやしこゝろのひとつにみせてむ、とそゝなかつひとのあるをきくにも、さきに新聞紙にもせし三則摘要の末に、三則訳解でふ名を揚げたるをおもひいでて、名を三則論題訳解とおふせこたひ、東京にもせし序、教部省にまをしこひて許可を請て桜木にゑらすこととはなりぬ。

明治六年七月

権少教正高木真蔭

三則論題訳解 上之卷

高木真蔭大人講義 真宗西派衆僧筆記

敬神九則

敬神ノ目的ヲ立ツヘシ。

此条ハ、神ヲ敬フニ如何様ニナシタラハ、敬ヒノ立ウヅト云フ事ノ本ヲ推シ究メテ、我心ノ耽ト定メ、其ネラヒヲ立ルコトヲ云訳テ、其ネラヒトハ、天地開闢ノ時ノコトヨリ、人ノ世トナリ、又中ツ世ノ乱レ、方今復古維新ノ御政体ヲ弁ヘルガ、先ヅネラヒヲツケル始リデアル。

此ネラヒガ付キタナラハ、次ノ条ニ移ルヘシ。

万物ノ元始ヲ推究スヘシ。

此条ノ意ハ、万ノモノ何ヨリナレルト云フコトヲ、發明ルニアリ。其内万ノ物ノ中ニモ、人ト云者ハ、イカデ万物ニ勝レタルト云コトヲ、發明スルノ条ニシテ、是ヲ知ントナラハ、天地開闢ノトキ高原ニナリマセル天御中主神、以下三神ノ御ワケ合ヲ伺ヒ、次デ国之常立神ヨリ、諾冉ノ二柱ノ神ニ至ル迄ヲ、能々読ミ味ヒ、次ニ西洋ノ究理ニ亘リ、空氣ノ素タル、酸素、窒素、炭素、水素ノ四元素ヲ知り、天文論ニ至リ、地動天動ノ両説ヲ弁シ、

博物学ニ至リテ、天地間万類ヲ穿鑿シテ、其本ヲ推究ル

ヲ云ナリ。

造化三神ノ功德ヲ知ルヘシ。

此条ハ先キニイヒシ、天御中主神、高皇産靈神、神皇産靈神ノ神々ヲ、造化三神ト云。此三神ヨリシテ、若産靈、足産靈ナド云、種々ノ産靈ノ神成リ坐シ、又少彦名神ナド踞レ坐シ、諸ノ物ヲ造リ、諸ノ業ヲ初メ玉ヒケルコトヲ知ルナリ。

造化三神ノ功德ヲ知ン為、我古伝ヲ暗記シ、又海外各国ノ履歴ヲ知ルヘシ。

造化三神ハ上ノ如シ。其御功德ヲ知シニハ、我古伝ヲ暗ニ覚エテ、能々勸味スヘシ。サテ古史ノ現ニ存在スルヲ暗覚エセヨトハ、何ナルコトナレハ、書物ヲ見レハ飾リガ、タントアリテ、誤ルコト多カレハ、古ヨリ云伝ルマ、ニ。言靈ノサチハフ国、言玉ノタスクル国ト、神ナガラニ、暗ラデ覚エネバナラヌ訳。又海外云々ト云コトハ、国ノ事バカリ知テ居レハ、心ガ小クテ、万国付合程、心ガ大クナルモノナレバ、余所ノ国々ノコトモ、広ク見テ、各国ノ闢ケタルサマナドハ、能々心ニ記シ、考ヲ

凝シテ。我國ノ助ケトモナサント、心掛ヨト云条也。

天神地祇ノ靈蹤ニ則リ、公明正大ノ理ヲ講スヘシ。

天神地祇ノ靈蹤ニ則リトハ、現在神ノ有ルコトヲ知り、其神ヲ正目ニ視ルゴトク、思ヒトリ、其神ノ御蹤ノ、残りテアルコトニ、ヨリテト云コト也。其残りテアルト云ハ、常陸国鹿島郡大洗磯前オホエラライノサキ業師菩薩神社、大神ト延喜式ニ見エ、出雲国ノイフヤ坂、日向国霧島山、高千穂ノ峯ナド、今モウツ、ニ、見奉ル如キヲ指シテ、靈蹤トハ申ス也。則ルトハ、依奉ルト云コトニテ、公明正大トハ、各宗各派、彼レ我レノ見ナク、国ノ為、道ノ為、心ヲ尽シ、神理ノ云何ヲ伺ヒ、之ヲ思ヒ之ヲ思ヒテ、其理ヲ講セヨト、云コトナリ。

神ニ善悪智愚アルノ所以ヲ構スベシ。

神ト云ハ、必ス善神ノミニ非ス。又人ニ劣レルモ、不少也。本居翁ノ歌ニ、

をづなきがまくる思ひて神といへど人にかたずと云ふが  
おろかさ

神といへばみな等しくやおもふらむ鳥なるもあり虫なる  
もあり

いやしけどいかづちこだま狐虎たつのたぐひも神のかた  
はし

ト云ハレ、欽明紀ニ、狼ヲ真神ト云ヒ、万葉集、大口ノ真神ノ原云々ト云ヒ、又唐土ノ虎チフ神ト、云ヘルコトモアリ。其他狐狸ナンドモ、其恠キ業スルヲ指ソ。神ト云コトモ、古ヘ風リニ、言ヒ習ハセリ。然レトモ恠キヲ以テ、神トスルニ非ス。恠キ業ガ即神也ト云意也。万葉集ニ、神龜母イシキメノカラモト新代登アル。恠トハ違フ也。其上善神ヲ指シテ、産靈ノ神ト云ヒ、天照大御神杯ト云ヒ、悪神ヲ指シテ、大禍津日、八十禍津日ト云アリ。其悪ヲ直ス神ヲ、神直日、大直非ト云ヒ、又伊豆能女ノ神ト云モアリ。其智ナル神ヤ、幽冥ノ上ニシテ。其愚ナルヤ、大祓詞ニ語問志磐根樹根立草之垣業母乎語止豆トアリシ如ク、草木ノモノイヒツヨリ、狐狸虎狼蛇ノ類、皆其中也。風ヲ起スベキ、勢ヒアル虎モ、炮丸一発下ニ、斃ル、類ノ訳ヲ、能考ヘ、能思ヒハカルコトノ所以ヲ、講スルト云コトナリ。

田中頼庸云、今日敬神ヲ説ク処ハ、造化三神、天照大神ヲ初メ、凡祀典ニ列スル、諸神及産土神、氏神等ヲ

敬スルノ意ニテ、本居翁ノ汎ク、神ノ名義ヲ解カレタル説トハ、差異アリ。況テ此書タルヤ、説教ノ意ニテ書キタルニ、カ、ル学問上ノ論ハ、反テ衆庶ヲ迷ハスニ至ルベシ。云々。

真蔭答云、素ヨリ然ナレト、方今ノ民庶、智識ナケレバ、神異ヲ語ルニ、愚ナルコトノ多カルヨリ、性理ノ説、其虚ニ来シ、本教ノ要ヲ目シテ、荒唐不經ノ談ト云フモノ少カラス。故ニ此問題ヲ挙テ、彼性理ノ邪ヲ、未然ニ防キ、智識開達ノ日ヲ待チ、敬神ノ意ヲ、堅固ナラシメント欲スルノミ。

誠ハ神賜ナリ。誠ヲ尽スハ、神意ニ准フト云理ヲ構シテ従前俗神道家ノ僻説ヲ看破スヘシ。

此ノ条ハ、我心ヲ云条ニシテ、唐人ノ性ハ善也ナド、キムルハ不有コトニテ、心性ハ、此方ヨリ善トモ惡トモキハムベキニ非ス。善惡邪正、産靈ノ神ノ御心ニ在リ。故ニ歌ニ。君見レハ産靈ノ神ゾ、怨メシキ。ツレナキ人ヲ、ナニ作りケン。簡様ニ、何コトノ議論モ神ノミウヘ、再説、産靈ノ神ノ御事ヘ及ヘシ。再言ヘハ、神在隨ト云コトナリ。蓋産靈ノ神タルヤ、天地ヲ成シ、人ヲ作り、

所有モノヲ成シ玉ヒシ、大御神ニ在セバ、我ヨリ之ヲ敬ヒテ、誠トスベキヨリハ、世ニ名クベキコトモナキト云コトヲ知ラハ、即誠ハ神ノ賜ト云コトニ、オツメリ。其誠ヲ尽スハ、誠敬ヲ尽ニシテ、即チ神ヲ齋キ祭ルノ大本トナル義也。其義ヨリシテ推シ及ボサバ、神ハ心也。神トハ虚靈也ナド云、水月鏡花ノ無識性ニ、陥ツベカラズ。抑神ノ敬フノ条ニ於テ。虚無ノ論ヲ廢シ、実体現存ノ有識見ヲ以テ、之ヲ講セズンバ、心ダニ誠ノ道ニカナヒナバ、祈ラズトテモ、神ヤ護ラン。又身ハ社、心ニ神ノアルモノヲ云々。何祈ランナドノウルサキ説ニハ、惑ハサル、ナリ。従来俗神道家トイヘルアリ。此派ハ、卜部家ニシテ、吉田家、唯一神道者流ヲ云ナリ。此神道ノ趣ヲ以テ論スレハ、真言新義、其六ニ居リ。儒其三ニ居リ。神其一ニ居リ。其神モ亦、神秘々伝、口訣ト称シ、一ツモ神髓ノ体ヲ奉ゼザルナリ。詳ナルハ、吉見氏ガ弁ト抄。平田翁ガ俗神道大意ニ就テ見ルベシ。又垂加流ト云アリ。山崎闇齋開クトコロ、谷重遠等伝ル処也。西土ノ易ヲ以テ、我神道ヲ開クモノ也。其説吉田者流ト比スレバ、高尚ニシテ、識者トイヘトモ又惑フモノ也。ヨクセズハ神

ヲシテ、悉皆善神トシ、神ハ洪福ヲ与フルモノトスルノ  
惑ヲ生シテ、事故ナク、洪福ヲ祈リ、疾病ヲ治<sup>ホト</sup>サンコト  
ヲ乞ヒ、識者モ亦頑民ニ変スルニ至ラン。孔丘モ、非ニ  
其鬼一祭レ之詔也ト云ハズヤ。是国ヲ害スルノ第一、又  
敬神ノ条下ニ、弁ゼズンバアルベカラザル義也。

田中頼庸云、人ヲ万物ノ靈長ト云フ所以ハ、造化大神  
ヨリ、本分ノ善ヲ賦生給ヒ、禽獸蟲魚ニ勝レテ知覺ノ  
妙ヲ授給ヘルヲ以テナリ。故二人ハ造化大神ノ賦生玉  
ヘルマ、ニ、本分ノ善ヲ尽スハ、玉ヲ磨テ光ヲ発スル  
ガ如シ云々。玉ハ我ニ固有スル物ナレトモ、磨カザレ  
バ、本分ノ光ヲ発スルコトナシ。善モコレニ準テ知ル  
ベシ。若シ善惡邪正ハ、神ノ心ニアリトセバ、所謂性  
善惡相混。性不ニ是善一不ニ是惡一ノ説ニ近クシテ、  
幽冥ノ賞罰モ、空事ニ屬ストヤイハン云々。然ルニ、  
下卷天理ノ条ニ、予カ説ト同旨ヲ載タレバ、此条ハ一  
時ノ説トシテ、素ヨリノ完説ニハ、非ルニヤトゾオ  
モフ。

真蔭答云、蓋本教ノ旨トスルハ、惟神ト云〔モ〕ノニ  
テ、外国ニ天法トモ、ラヂカルナチユールトモ云ヒ、

人ノ強チニ極ムルハ、所謂神慮ヲ憶度スルニテ、惟神  
ノ大道ニハ適<sup>カチ</sup>ハズ。然ルノ今古宋儒ノ説行レ、性善ノ  
論起リ、又性惡ノ説モ邂逅<sup>ウチカ</sup>云フモアリテ、終ニ互相  
分岐迷惑ヲ生セリ。コレ我惟神ノ教ヲ忘レタルニヨレ  
バナリ。故ニ此条ニ其惑ヲ解ンタメ、世間万有ノ事務、  
一切神慮ニアリトス。然レドモ、強チニ云ハ、性ハ  
善ナルベシ。於是下卷ニ、推考ノ説ヲ挙タルナリ。畢  
竟此条ノ所説ハ、性ノ本分ノ体ヲ論シ、下卷ハ本分ノ  
用ヲ説キタルナリ。

宇宙間ノ理ヲ構スベシ。

天地ノ間、風ハ何ヨリ成リ、雨ハ何ヨリ生シ、又美濃ノ  
地方等、天將<sup>マサ</sup>ニ晴ントス。雲必東ス。其理果シテ云何。  
火又何ヨリ生シ、水又何ヨリ成ル<sup>ホト</sup>杯、森羅万象ノ理ヲ考  
究シテ、順次神ノ功德ニ及ボスヘシ。

上神祇ノ恩頼ニヨリ、生々化育ノ理ヲ弁明シ、下愛國ノ  
念ヲ起シ、我國体如何ヲ構スベシ。

此条ハ産靈神ノ御恩頼ニテ、食ル物ハ若産靈、又豊受姫  
大神、木ヲ茂ラシマスヤ山祇神、水ノ屈曲シ、船筏ヲ通  
ハセマスヤ。瀬織津姫神、大海原ヲ守ラシマスヤ。綿津



見神、国々活性アルヤ国靈神ナド、數へ尽サレヌ程ノ、神々ノ御庇<sup>カケ</sup>ニヨリ我モ人モ、豊カニクラセルコトヲ思ヒ出テ、其神々ノ御功績<sup>イサコト</sup>ヲ、我モ弁<sup>ハ</sup>人ニモ教ヘテ、其御恩ヲ謝シ奉ルガ、人タル者ノ当然ニシテ、抑人トシテ、恩ヲ知ラザルハ人ニ非ス。今日衣食住ヲ始メ、万類我用ニ適ヒ、我ヲ助ケ玉フ恩頼ヲ知ラデ、争カ我ハ人也ト、アツカマシクモ云ベケンヤ。是上神祇云々ノ論也。下愛国云々ト云ルコトハ、愛国トハ国ノ為ニスルト云コトニシテ、此語西洋書ヲ、支那ニテ訳セシ書ニ往々見ラル中ニ、詳ニ出タル処ハ英国伝道教師兼医師合信氏ガ、清国ニテ著ハセシ、解剖書、全体新論ノ坤卷ノ末、靈魂妙用論ニ出タルヲ以テ、其引証トスル方ヨシ。然トモ此書、彼国伝道教師ノ書ナレバ、外教不レ少之ヲ取ントシテ彼ニ惑フコト勿レ。其書ニ云、愛国指君臣僚友国人而言トアリ。然ハ国ノ為、君ノ為ニ思ヒヲ起サネハナラヌト云志ヲ立テ、其国ノコトヲ知り、我国ト比ヘ合セテ、我国ノ本トスル所ヲ考レハ、君アリテ国アリト云ヘルコトニシテ。国ハ諾冉ノ二柱ノ神、国靈ノ神ト云神ヲ生ミツケ置セ玉ヘルコトヲ知ルベシ。其事ヤ古事記ノ中ニ見エ

ストイヘトモ、淡道<sup>アスチノホノリ</sup>之穂之狭別、又伊予国ノ愛比売<sup>アヒヒメ</sup>、粟国ノ大宜都比売<sup>オホキツ</sup>等出タルハ、穂之狭別、愛比売、大宜都比売トハ、各国ノ国靈ノ神ト云コトニシテ、書紀ニ山ヲ生ミ、川ヲ産ミ、次ニ草木ヲ生ムトアリテ、又木ノ神<sup>ノ</sup>、句々<sup>ノ</sup>廻智<sup>ノ</sup>、草ノ神鹿屋野姫<sup>カヤヌメ</sup>等トアリ。又古事記上ノ末ニ、大國主ノ神ノ顯<sup>アキコト</sup>、国靈神ト申セリ。此ウツシトハ、現在ノコト也。此現ハ先ノ国靈神ノ幽ニ対ヘタル名ナルヲオモヒ、ナホ此外延喜式ニ、大國靈ノ神社ナルモ見エタリ。国々ノ風土記ニモ、又シカクト云神社見エタリ。之ニ因リテ思ヘハ、我国ハ神ノシラシ、国ニシテ、世界ノ始メト云ヘルコトヲ体認シ、又神国タラン理ヲ明カニセンコトヲ勤メテ、其理ヲ講スルニ至リテハ、次ノ条ニウツルヘシ。

田中頼庸云、瀬織津比売ノ船筏云々ノ説イカ、ナリ。

田中頼庸云愛国ノ語、持統紀又基経大臣ノ表ニモ見エ、其外愛国ノ熟字コソナケレ、意ヲ述タル歌ハ甚多シ。

漢籍ニテハ荀悦カ漢紀ニ始テ見エタリ。

愛国七則

天地剖判ノ理ヲ弁明スベシ。

天地開闢ノトキ国之常立神ト云神アリテ、地球ノ出来シ基礎ヲナシ玉ヒシナリ。故ニ国之常立神ト云ヲ名ニハ、オヒマセルニテ、又詳言ハ国<sup>カハシクイ</sup>之ハ字ノ如ク、常立トハ底立ト云コトニシテ、田ナンド、地面ノ高キヲ下ルヲ、底下ケトイヒ、高クスルヲ。底上ケト云。常ハ即チ底ニシテ、カキリアルコトヲ云ナリ。此国ノ限りヲ、持チ在ス神ナレバ、国ノ常立ト云。国トコ立ト次ニ其限リアルヲ、組ミナサントテ、顕ハレ在ス神ヲ、豊斟<sup>トヨクム</sup>淳神ト云。クンヌトハ、クミヌ。即組主ト云フ義ニシテ、「クミ」「クム」「クマン」ト。活ク語ヲ、イヒスエテ、体言トハナセル語也。次ニ泥土<sup>ウヒチニ</sup>煮神<sup>スシチ</sup>、沙土<sup>サチ</sup>煮神ト云ハ、其清メルハ上リ、濁レルハ沈<sup>チニハ</sup>ミ、沈ム泥ニシテ。即宇比地纏土神トイヒ始テ国土ヲナシ、次ニ活杵<sup>イカキヒ</sup>神。角杵<sup>ツノシ</sup>神出世アリテ、活杵神ハ、活氣ヲ主トリ玉ヒ、角杵神ハ、万物ノ活氣成テ、出ントスルコトヲ司リ坐ス。即チアシノツノクムナドニ付テモ思フヘシ。此神徳広ク禽獸虫魚草木金石等ノ上ニモ幸ヒ玉ヘリ。尚詳ナルコトハ、真蔭別ニ考アリ。ソハ我著ハシ、恩頼ト云ニ就テ見ルヘシ。又本居翁ノ著書、三音考ト云ル書ニテモ翫味スヘシ。其他種々ノ神ノ御上ヲ

モ、言ハデ適ハヌコトナガラ、コト長ケレバ之ヲ略ス。委クハ古事記伝ニ就テ、其深意ヲ曉ルヘシ。是ヲ即天地割レシコトヲ、明ニストハ云ナリ。

天孫降臨、更ニ国ヲ建玉ヒシ所以ヲ知ルベシ。

先ニイヒシ、角杵、活杵ノ神ヨリシテ、人ヲ始メ種々ノモノ成リ、国ト云ルモ、潮沫ヤ土カヨリテ出来タデ、ソレニ神モ住ミ玉ヒ、人モ住メルヲ、高天原ヨリ視下ケ玉ヒ、葦原中国ハ伊多<sup>イタ</sup>久<sup>ク</sup>喧<sup>ヤ</sup>ギテ、国ノ不治ヲ歎キ玉ヒ、更ニ天之忍穗耳尊ヲ降シ玉ハントテ幾年ヲ経、瓊々杵尊アモリ在セルコト、又瓊々杵尊ノ皇后ハ、木花之佐久夜毘売ト云テ、山祇<sup>ヤマノミ</sup>ノ御女也。天津日高彦火々出見天皇ノ皇后ハ、豊玉姫トテ、海神ノ御女也。神武天皇ノ皇后ハ、媛踏鞴<sup>ヒメタマシ</sup>五十鈴<sup>スズ</sup>姫命トテ、国ツ神八重事代主神ノ御女ナリ。サテ此三柱ノ神ノ皇后ハ、山海里ノ神ノ御女ナリシ故ハ、事長ケレハ他日云ントス。又神武天皇御東征ノ故モ、事長ケレハ之ヲ略ス。古事記伝十九卷ヲ味ヒ、兼テ書紀、大日本史、又尾張権大納言義直卿ノ著シ玉ヒシ、類聚日本紀ニ就テ見ルベシ。

田中頼庸云、鵜草葺不合尊ノ皇后モ、海神ノ御女ナリ。

万国一祖ノ親ヲ開クベシ。

各国知愚ノ論ヲ立ヘシ。

往昔ノ蒙昧、今日ノ文明ニ変セシ所以ヲ弁ズベシ。

昨日ノ遊惰愚痴モ、心性ノ琢磨ニヨリテ、今日ノ勉強智識トナリシ、古人ノ履歷ヲ知ルベシ。

此三条ハ同様ナルヲ、割テ三条トナセシ故ハ、先ノ本論、万国一祖云々ノ論ニヨリテ、教職タルモノヲ勉策シ、又聴衆ヲ感憤セシメテ、今日迄文明ニ至ラザル国ヲシテ、文明ノ域ニ進メ、我国ヲシテ弥富強ノ国トセンコトヲ欲シ、又教職ノ習奨論ヲ折ンガ為、昨日ノ遊惰云々ノ上ヲノベ、国ノ善悪ヲ云ントシテハ、各国知愚ノ論ヲ立テ、益今日ノ世勢ヲ発揚シテ、他日其盛大ヲ期セン為、往昔蒙昧云々ノコトヲ云也。此三条ハ識者ニ当レハ、縦横ニシテ説クベキ語ト思フナリ。尚云ベキコト多カレトモ、詳細ハ他日弁スベシ。

愛家愛己ノ勉強、即チ愛国ニ適フト云理ヲ知ベシ。

愛家トハ家ノ為、愛己トハ己ノ為也。全体新論ニ云、曰

愛家一指ニ父子兄弟夫婦奴僕一而言、曰愛己一指ニ凡保ニ願一己之私一トアリテ、且ケ暮レ勉強シテ事ヲ作セ

バ、神之ニ賜フニ、洪福ヲ以テ、其家ヲ潤ホシタマフコトハ勿論、人ノ世ニ生ル、ヤ、勉強スルヲ以テ職トス。

故レ坐食スルモノ、是人ニアラスシテ唯禽獸耳。己レヲ勤メ、其家ヲ治ム。即チ国ヲ治ムル本ニシテ、唐人モ治国平天下ハ修身齊家ヨリスト云ニ非ヤ。即是愛国ト云理ナレバ、尚之ニ適宜開導ノ法ヲ設ケテ、以テ衆庶ニ其理ヲ講スルヲ要トスル也。

三則論題訳解 卷之上 終

治六年十二月）

三則愚言

伏水 大久保祥譽著

敬神愛國之旨ヲ体ス可キ事

倩管見スルニ、我國ハ神国ナルコトヲ民ノ心ニ能々我点サセヨトノ御趣意ニシテ、神国ノ神国タル所以ヲワキマヒテ異端邪説ニ惑ワズ、神ノ教ヲ耽ト意得テ脇道へ踏入ラズ、三ヶ条ノ旨ヲ基礎トシテ説示シ聞セトノ厚キ詔ノリナリ。先ツ敬トハ恭敬尊重ノ義ニシテ、吾意ノ至誠眞一筋ヲ身ニ出シテ身ノ行ヒヲ謹ミ、口ニ祝詞ヲ唱ヒ、朝暮神様ヲ拝ミタテマツリ、ナヲ行往坐臥共ニ意ヲ一ニシテ、聊モ邪ノ意ナキ様ニスルヲ敬トハ申ナリ。神トハ靈妙不測ノ境ニシテ、思慮分別ヲ以イウヘキ者ニアラズ。実ニ御神ノ事ハ言語ヲ以テ述フベキニ非ズトイヘトモ、大海ノ一滴ヲ<sup>トリテ</sup>挾<sup>ト</sup>神慮ヲ述ルニ、敬神ノ神ノ目的トスルハ天照大神ナリ。総シテハ八百万ノ神、亦ハ朝典ニ列ナ

ル所ノ大小ノ神祇、産神、産土神、氏神等迄ノ神ヲ申。扱テ目的ノ天照大神ハ比類ナキ広大ノ御徳具玉ヲ御神ナリ。其所以〔八〕伊邪那岐尊、伊邪那美尊、大八嶋洲ヲ生玉ヘテ後御相談ニハ、先世界ノ主君タル者ヲ生バヤト仰ケレバ、日ナラズ天照大神生レ玉ヘケレバ、二神大二悦玉ヘテ謂ク、此神ハ光リ輝キ地ニ止置ベカラズ、早ク天ニ送り日界ヲ主サドラシメント送り給フ故、今日御照下サルコト、此ノ神ノ御影ナリ。若此御神ナキトキ八万物化育スルコトナシ。又ハ世界ノ人々モ皆悉ク此ノ神ノ御分魂ナリ。故ニ神教要旨ニ神ハ魂ヲ賦与スルトアリ。サスレバ我々ノ魂ハ天神ヨリノ賜リ物ナリ。爾レハ上ニ申ス如恭敬尊重ノ意ナクテハナラヌナリ。又其魂ヲ賦与スル御方ハ造化ノ神トテ天ノ御中主神、高皇産靈神、神皇産靈神三神カ悉ク、森羅万象一切天地ノ間ニアル所ノ物悉ク神ノ生ミ玉フ所ニシテ生活スル。故ニ魂ハ神ノ賦与スル者ナリト云此ノ三神ノ御徳モ天照大神御一神ノ徳ニ帰奉ル。故ニ神教綱領ニモ天人合一ノ徳トアレハ、一切ノ神々ノ御徳皆天照大神ノ御徳ト思ベシ。爾トモ外々ノ神ヲ疎略ニ致セヨト云ニハ非ズ。先ズ所々ノ惣社

氏神トモ敬セネバナラヌ者也。其所以ハ悉ク天照大御神御眷屬ナリ。何ノ神モ正直ヲ以テ体トナシ玉フ。故ニ何社ノ内ニモ鏡ヲ懸ケ置ハ、我心ハ鏡ノ如ク聊モ曇リナシ。天照大御神ヨリ天ノ忍穂耳尊ニ鏡ヲ御授有シモ、皆此イハレナレバ神前エ參詣スルトキモ邪ノ意ヲ以テハ神受玉ワズ。書ニモ非礼視コトナシトアリ。况ヤ神ニライテヲヤ。上来ノ如ク万物并吾心迄モ神ノ御影トアレバ神民ナリ。爾レハ敬神セズンバアルベカラズ。愛國トハ、愛ハ愛業ノ義、四民悉ク其分々ニ随テ愛ノ義アリ。今カイツマンデ此ヲ言ハ、各々自分々ノ職業ヲ出精シテツトムルナリ。其上學問ヲナシ、又ハ産物製物等マテモ心ヲ用イ、ナニ一ツモ万国ニ負ザル様ト心ガケ、御國ヲシテ万国ニ冠タラシメン事ヲ思ヒ、四民悉ク愛國愛業ヲ專トシテ、富國強兵ヲナシテ皇基ヲ海外迄輝ス存心ニナレト、既ニ御誓文ニモ万里ノ波濤ヲ拓開シ、皇基ヲ海外ニ輝サンコトヲトアレバ、其意得デ其ノ分々ノ勤ヲ励ヲ愛國トハ申ナリ。

天理人道ヲ明ニスヘキ事

天ハ純天ノ一理ヲ指ス。其理トハ古天地開闢已来、春夏

秋冬土用五行其序ヲ失ハス、春暖氣ニシテ芽ヲ含ミ、花咲夏ハ実乗、秋ハ収ム。冬ハカル等ノ刻限ハ寸分モ違ハズ、天ノ陽ナル氣ヲ承テ、地ハ物ヲ生ス。是悉皆造化ノ神ノ御恵ナリ。言ハ儒ヲカリテ天理トハ雖モ、実ハ不測ノ神理ナリ。故ニ天ノ事ハ声モナク臭モナシ。唯至ルナリ。又体レ物動ハ精ノ欲ナリト。故ニ人ハ其天ノ一理ヨリ氣ヲ承ケテ得ル者ナレバ、天ノ理ニ逆コトナク心ヲ清潔ニモツベキナリ。正直ニ心得ヘキ事肝要ナリ。

人道トハ、人ノ人タル者ノ行フ道ヲ云。其行フ道トハ五ツアリ。此五トハ君臣父子夫婦兄弟明〔朋〕友、此五ツノ道ハ五行五体五指ノ如ク一ツカケテモカナワヌナリ。此五ツノ道ヲ全ク歩ミ行キサイスレバ、必ズ天理ヲ明ニスル人トハ云ナリ。扱其五倫ヲ一々弁解スルニ、先初二君臣トハ上ノ敬神ノ所ニ述ル如ク、世界ノ主君ヲ生ヤトノ玉フトキ主人ト定リ、後ニ天ヨリ天孫天津彦火々瓊々杵ノ尊ヲ葦原ノ中津國ヲ治メシメンガタメニ日向ノ高知峯ニ天降り玉フトキ、五ノ部神等臣下トナリテ、三十二神ヲ引纏テ御下リ玉〔フ〕。其五部ノ神トハ天ノ兒屋根命、天太玉命、天細且命、伊斯許理度売命、玉祖命、

此五神伴トナリテト古事紀上卷五十九丁左ノ所ニアリ。  
又神代ノ巻下ノ四丁ノ左ニ、天祖天忍穗耳尊ニ宝鏡ヲ授  
玉フトキ、天児屋命、太玉命、惟爾ニ神亦同侍殿内善為  
防護ト云云。是ヨリ天下ニハ君一人ニシテ卒土ノ賓悉ク  
王臣ト定、爾今日我々迄モ天子様ノ臣下ナレバ、臣トシ  
テ御主人ノ事ヲ彼是申シテハ実ニ以不忠ト云者ナリ。既  
ニ万事公平ニシテ上独權ヲ專ニシ玉（ハ）ズ、人民ニ自  
恣自由ノ權ヲ免玉ヘテ何ニモセヨ主ニ惡事アリ。又ハ上  
ノ御為方ニナルベキ筋合アリテ、思付タルコトアレハ遠  
慮ナク申出セヨトノ御示ニテ、言路洞開ノ御時節トナレ  
ハ、上ノ御事ヲカゲニテ彼是申ハ不忠不義ト云者ナレバ、  
必ズ君臣ノ道ヲ踏違ナキ様意得、臣ハ臣ノ道ヲ正直ニ行  
ヲ君臣ノ倫トハ言ナリ。父子トハ天祖天忍穗耳尊ニ宝鏡  
ヲ以授玉ヘテ曰、吾兒是宝鏡ヲ視コト当ニ吾ヲ視カ如ク、  
共ニ床ヲ同フシテ殿ヲ共ニシテ、以齋ノ鏡トセヨトアリ  
テ孝道ヲ教ヘ玉フヨリ初リ、其所以ハ子ハ父ノ分魂ニシ  
テ、能生ノ因ナクンバ所生ノ縁カクトアレバ実父ノ恩ノ  
深キコト申マテモナク孝經ニモ具ニアリ。父母ハ天地ナ  
リ。子ハ人ナリト知ベシ。孝ハ百行ノ本トアリ。父ノ惠

ヲ受テ自分生活ナスナレバ、子トシテ孝道ヲ尽サズンバ  
アルベカラズ。鳥ニモ鳥ニ返哺ノ孝アリ。鳩ニ三枝ノ礼  
有ト云。爾ハ万物ノ靈タル人ハ孝ノ道ヲ誠実ニ尽サズン  
バ人ニシテ人ニ非ナリ。  
夫婦トハ、陽ト陰トナリ、陽ハ伸々トシテノビル。陰ハ  
陰々トシテ降り下テ、縮者伊邪那岐ノ尊ニ對テ伊邪那美  
尊先ニ言ノ葉ヲ發玉フ。故ニ蛭子ヲ生シ、又淡鳴ヲ生ム。  
此ハ子ノ數ニハ入レヌトテ天ニ昇リ、太占ヲ以テ視窺玉  
ヘハ、天ノ神陽ニ對シテ陰先ニ發スル故トアリ。故ニ御  
下玉ヘテ天ノ桂御巡アリテ男神ヨリ先ニ言ノ葉シ玉ヘハ、  
今度ハ天照大御神ヲ生玉フ。爾レハ夫婦ノ中、婦ハ夫ニ  
何ニコトニモセヨ夫ニ先立ツコトハナラヌ者ナリ。世間  
ニモ諺ニ、婦ハ夫ニ先立テハ出シヤバリ者ト人嘲ヲ受ル  
カ如シ。尤天ノ御神等モスラ尚前ノ如クナレハ、尚下々  
ハ慎ヘキノ至リ、此ヲ夫婦ノ道ヲ歩行トハ云ナリ。  
兄弟トハ、互ニ父母ノ分魂ナレバ、自由ケ間數事スベキ  
ニ非ズ。兄ハ先ニ生ルレバ、是則天ノ方、弟ハ後ニ生ル  
レハ此地ノ方ナリ。天先ニナリ、地後ニナルトノ理ナリ。  
兄ハ惠、ミヲ垂レ、弟ハ兄ニ事ヲ義トス。其所以ハ素戔鳥

ノ尊ハ伊邪那岐尊ヨリ威氣請玉ヘ、後ニ天祖ヨリ各人トノ命ヲ蒙リ、既ニ底根ノ国ヘ追放ノ仰ヲ蒙リ、其道ニテ蛇ヲ切殺シ玉ヘハ、尾先ヨリ銘劍出ルヲ天ノ叢雲ノ宝劍ト称シテ、此ハ吾所持スル品ニ非ストテ天祖ニ送り玉フ。爾レハ弟ハ兄ニ仕ヘ、兄ハ弟ニ慈悲ヲ惠ミテ睦敷スルヲ孝道ノ一扁トモ云ヒ、兄弟ノ倫トハ云ナリ。明〔朋〕友トハ、上御一人ト定リシヨリ以来悉ク臣下ナレハ、一人トシテ他ノ者ナシ。皆天子様ノ御家来ナリ。爾ハ臣下トシテ内不和ノ意ヲ以テハ、此又御震襟ヲ御ナヤマシ奉ト云者ナリ。殊ニ朝廷ノ思召ハ一潤ノ雨ノ如ク、誰ノ彼ノトノ御隔ハ更ニナシ。爾モ同一和合ノ志ヲ以、国基ヲ盛大ニナシ、互ニ鰥寡狐独ノ者ナキ様慈悲ヲ加ベキヲ明〔朋〕友ノ倫トハ云ナリ。上来ノ五ツ道ハ大綱ニシテ、中々吾如キ者弁スル所ニ非ス。爾トモ愚言スルニハ、人道トハ如是トミレハ明カナリ。

皇上奉戴トハ

皇上ハ、今上皇帝ヲ申奉リ、天祖ヨリ御血統連續トシテ齋シテ天ノ下ノ御政事ヲ御掌握遊サレ、吾等ノ安穩ヲ御守リ下サルコトナリ。其所以ヲ尋奉ニ、天祖ハ日界ノ

御主宰トナリテ高天原ニマシマシテ天孫御降臨ノ御時、三種ノ御宝ヲ賜フテ御下リ在シテヨリ、今ニ其三種ノ御宝物朝廷ノ内侍所ニ御鎮坐在ケリ。既〔三〕皇上御即位ノ時ハ其御宝ヲ授リ玉ヘテ御即位在コトナレハ、今日皇上ハ即天孫ト申奉ルナリ。故ニ今日ノ皇上ハ天祖ノ下土照臨ノ徳ヲ継玉ヘテ万民ヲ泰山ノ安ニ所置セント思召テ、太政官九省ノ外ニ府県ヲ設ケ、夫々官員ヲ指出シ、猶又鎮台ヲ置、所々ニハ昼夜巡邏卒ヲ回シ下サレテ乱暴狼藉者出来ヌ様ト厚キ徳懇ノ御仁愛ナレハ、天祖ノ御徳ト今一等ト意得ベシ。各々家業モ励マレルコト、悉ク皇上ノ御恩ト申者ナレハ、奉戴セズンバアルベカラズ。

朝旨ヲ遵守スベキトハ

今哉、上日夜寢食ヲ安ンジ玉ハズ、旧弊ノ悪シキヲコト改カ只管万民ヲ安ンジ、皇国ヲシテ繁榮万国中第一タラシメ、国平ラカニ民モ一統繁昌シ、又吾国中ノ人ヲ知識トナシ玉ハント慈親ノ子ヲ愛スルガ如ク、様々ニ御心配被遊候事実ニ勿体ナク、只何共言語ニ述ガタキ程有難キコトニアラズヤ。依テ下々ニ於テモ一統申合セ、益御国威相立、風俗モ正敷成様、又御国益盛大ニシテ下々モ益繁榮開化

致ス様、日夜感考シ其身モ立、其業ヲ盛ニシ、其家ヲ富

セテ御国恩ノ百分一二モ酬ヒ候ハント苦心スベキコト肝  
要トス。之レヲ勉ムルハ必ズ諸事其業ニ出精スルニアリ。

亦居常序ヨリ布告スルトコロハ、之レ皆万民ヲ安ラカニ  
シ、風俗ヲ正フシ、土地ヲ繁榮ニスルヲ以テ旨トシ玉フ  
也。必ズ背クコト勿レ。慎デ之レヲ守ルベシ。之レヲ朝  
旨ヲ遵奉スルト云。

『三則說教原義』第一編 総生 寛 (明治六年)

說教原義

下総 総生 寛 選

総論

說教の大本は敬神愛国の旨を体し、天理人道を明にし、  
皇上を奉戴して朝旨を遵守せしむるなり。敬とは何ぞや。  
曰く、尊崇して主一無適をいふ。神とは何ぞや。曰く、  
無形にして靈あるものなり。愛とは何ぞや。曰く、慈恵  
惻怛なり。国とは何ぞや。曰く、我が居住する所の土地  
なり。天とは何ぞや。曰く、之を仰げば蒼々として窮極  
する所を知らず、万物を苞羅して悠久泰然たり。日月星  
辰繫り、四時行はれ、雨露降り、風雲行き、万物發育の  
本なり。理とは何ぞや。曰く、理は玉の筋目といふ字に  
て、玉石には自ら縦横内外、大小浅深種々の筋目ありて  
木に木目あるが如し。強て人の作為する所に非ずして、  
自然と定りたる経緯に譬へしなり。人とは何ぞや。曰く、  
君臣父子夫婦兄弟朋友の儔倫なり。道とは何ぞや。曰く、  
踏て以て往来する場所なり。皇上とは一天万乗の至尊な



り。奉戴とは尊奉感戴なり。朝旨とは朝廷の旨趣なり。遵守とは違悖せざるなり。此三則の字義なり。合して敬神といへば、神明の徳を敬して簡慢せざるなり。合して愛国といへば、我が居住する所の邦域を豊饒にして、高大昭明ならしむる事に力を尽し思を竭すなり。合して天理といへば、神妙不測にして、自然と至大至善一毫も尚ふべからざる筋目なり。合して人道といへば、上天子より下庶人に至るまで、正しく共に踏み行くべき場所にして偏倚すべからざる所なり。皇上を奉戴して朝旨を遵守せしむとは、至尊を翼戴して朝廷より布告の旨意及び憲章法度を大切に守るなり。故に天理に遵ひ、人道を行ひ、神を敬して祭祀をなし、人々各々我邦国を開化隆盛の地位に至らしむるなり。去は天理と称し、人道と唱ひ、敬神といへ、愛国といふ。之を分れば三則となり四綱となる。大に合して之を言は、天下国家を平治して海隅蒼生億兆の人民をして鼓腹快樂の時を得て嗶々如として安堵せしむる事なり。

#### 敬神

神は其形なしと雖も其靈著し。故に古書にも鬼神の徳た

る盛なる哉と称し、或は爾を上下の神祇に祈るといふて敬尊せり。何となれば、神は幽冥の中に在りと雖も、善悪の応報禍福の理、その照鑑明々として毫髪も邪曲なく、独化自立の靈徳あり。有りとして見へず、無しといふて不可なり。或人の説の如く、人能く己れが子を男ならしむる事能はず。女ならしむる事能はず。早魃の野に雨を授くる事能はず。夏時涼しからしむる事能はず。冬日暖ならしむる事能はず。草木禽獸人これを蕃殖せしむへくして、其本種を製する事能はず。寒暑の差別昼夜の長短、地球の運転に至るまで尽力の及ばざる所を及ぼし、人為の尽す事能はざる所を尽す万物の本の皆神の力にして、神の照鑑する所、神の保護する所なり。抑我国は神国にして全く神の造りし国、全く神の支裔なり。故に漢土等にて只靈妙の理のみを敬畏するの比ひにあらず。神の感応もまた著明なり。去れば神武天皇靈時を鳥見山に立て、皇祖天神を祀り、崇神天皇の時天下飢て疫し盜賊起る。因て群神を祭り清平を祈る。垂仁天皇二十五年天照大神の宮を伊勢国五十鈴川の上に建て、且兵器を以て神祇を祭る。仲哀天皇八年に日向国の賊熊襲を討せしとき、神

告て曰く、先つ三韓を討て後にせば可なりと云。帝之を用ひずして軍利あらずして還る。紀武内宿禰構せられしとき湯を探りて曲直を弁ず。欽明天皇のとき、百濟より釈迦仏の像及び経論等の物を獻じ仏の功德を称賛す。帝因て群臣に咨ふ。物部尾輿中臣鎌子同しく奏して曰く、我国天地社稷百八十神を祭るを恒事とす。今将に蕃神を拝せば、恐らくは国神の遺怒を致さんと云。是後諸国疫病行はる。因て仏像を難波の堀江に投し迦藍を焚き、以て国神に謝す。且賀茂皇祖の廟を祭る。已にして五穀豊稔す。因て例祀となす。皇極天皇の元年六月大旱す。帝天地四方を拝す。大雨五日降り、百姓万歳を呼び、至徳天皇と称す。高野天皇三年、太宰府の神官神勅に託して諛言を上る。和氣清麻呂神勅を復命して逆徒の胆を挫て、又右大臣菅公に太政大臣正一位を贈り、天満大自在威徳天神といふ。弘安四年、元主兵を遣し、入て我が鎮西に寇す。龜山上皇御筆の書を伊勢の神廟に上り、身を以て国難に代らんと祈る。颶風大に起り賊船を敗る。蒙古の將遁れ去り、士卒十万余人を嶋に棄つ。残兵三万余を捕へて首を斬り、僅に三人を赦して国に帰らしむ。其他天

下に変あれは男山の神廟鳴動し、鎌足の神像破裂し、將軍塚帝城を守護するの事に至るまで靈驗一々青史に垂れたり。是故に我国の神祇を尊敬する事は異邦の説と同日の論に非ず。神国に生ずる者は尊卑上下の差別なく、造次も必ず神を敬し、顛沛も必ず神を崇ぶべし。此の如く祭祀を重んずるがゆゑに、職原抄等に神祇官を以て太政官の上に置き百官の初めとなし、祭政一致といふて祭祀を以て政体の基本となす。凡そ神を敬するものは、只祝詞を上り、音楽を奏し、幣帛を捧げ、宮殿を莊嚴にするを以て真の敬尊とはいひ難し。夫れ人の生ずる所以、人の長する所以、知覚する所以、運動する所以、衣食する所以を初め、凡そ人の人たる所以は、都て神の冥護によりて保全する事と感奉して万事を畏れ慎みて、聊も私欲邪曲の念を発せず、正心を以て信仰するを真の敬神と謂つべし。

#### 愛国

凡そ地球の上に在る所の地として国にあらざるはなし。人種及び草木禽獸虫魚の類の生長する所は、皆愛すべし。育すべし。然れども物に本末あり。事に終始あり。其愛

育の義もまた先後する所あり。故に世界万国広大の所皆これ愛すべく育すべきものなりと雖も、先我国を愛するを本となし、我七十余州の内にも五畿八道各々我在る所の国を本とし、我在る所の国内にても、先我邑里を本となす。是邇きより遐きに及ぼすの義なり。因て帝王相將は我海内全国を愛し、諸藩幹と諸侯伯は其鎮護する所の国を愛するを先とし、士大夫は其采邑を愛するを先とし、里中の老は其閭里を愛するを先とし、一夫は其所有の田宅を愛するを先とす。去れば神代国常立尊天地開闢の元始たりしよりして後、伊弉諾尊、伊弉冊尊の二尊相共に天浮橋の上に立玉へて、天瓊矛を持て滄溟を探り玉へしに、其銚の滴りの水凝結して礮馭慮鳴を成し、天より降りて其処に居玉へて、然後諸の国土山川草木など、又群神蒼生を化生し玉へてより、天照大神高天原に居て宇内を御し、大己貴尊少彦名命と共に国土を経営し人物を愛惜す。天彥火瓊々杵尊諸神を率れて衆悪神を攘除して豊葦原の中国を平定す。神武天皇日向国より舟師を帥へて吉備国に至り、夫より大和国の長髓彦等の諸賊を夷らげ、諸將を分け遣はして悉く國中の諸賊を誅滅し、珍

彦を大和の国造となす。崇神天皇の時、北陸東海西海丹波に始て四道將軍を遣る。成務天皇の時、国郡に造長、県邑に稲置を置き、山河を界し、国県を分ち、阡陌に隨て邑里を定め、東西を日の縦となし、南北を日の横となす。山陽を影面といひ、山陰を背面といふ。履中天皇の時、史官を諸国に置き、政事の得失を記し、四方の志を達せしむ。崇峻天皇の時、東山東北陸の三道に觀察使を遣り、孝徳天皇の時、諸国に詔して戸籍を作り、関防斥候駟郵を置き、且私に田園を売るを禁し、聖武天皇の時、畿内の総管と諸道の鎮撫使を置き、筑紫に鎮西府を置く。夫より世々の帝王相將三韓を攻めて朝貢せしめ、四夷を討して海内を平安ならしむ。彼国にても伏羲氏民に佃魚畜牧を教へ、神農氏五穀を執へ麀市をなし、有熊氏井田を立て、高陽氏九州を制し、陶唐氏禹に命して九河を通し、洪水を治めしむ。皆此国を愛するなり。嬴秦氏の長城を築て匈奴に備へしも、亦皆我国を愛するより起れり。況や我国は開闢より神系一統にして、世々の天子徳沢を布て仁慈を施し、民を撫で撰闋大臣万機を輔けて国体を海外四方に仰慕せしむ。故に在上の君子大に国

を愛して善美を冀望するは固より論勿き已。布衣の匹婦も心を用ひ、力を尽して我國の威徳を洽く宇宙に輝かし、富饒盛大万々歳世界万国に冠絶して毫も国辱を取らざらん事を欲するを愛國の至極と謂つべし。然れども徒に我國の事のみを称賛し、我非を掩ひ我悪を匿し、彼か是を捨て彼か善を遺るは眞の愛國といふに足らず。長を長とし、短を短とし、万世不易公然として偏党なく、政治の鍊精衣食の殷富、風俗の善に至るまで、実に神國の称に愧ぢざるやふ事々物々を隆盛開化の地位に至らしめん事を眷々服膺し、天下の憂に先たちて憂ひ、天下の樂みに後れて樂を一日も我國を遺れざるを以て愛國といふべし。

#### 天理

天の高きあれば地の卑きあり。両間に物あれば之を照すの日月あり。日の短きあれば日の長きあり。寒あれば暖あり。晴あれば雨あり。万物あれば之を主宰するの人あり。行く者は足あり。翔る者は羽あり。泳ぐ者は鱗あり。口あれば食あり。眼あれば色あり。鼻あれば香あり。耳あれば音あり。病あれば医楽〔藥〕あり。理義あれば知識あり。種を播せば生じ、之を培養すれば長ず。往けば

進み、還れば退く。操れば存し、舍れば亡し。所謂天理は至大至善公平至然にして、一毫も尚ふる事能はざる所なく、自ら定まりたる造化無尺蔵の条理なり。然るに人善を積まずして余慶を望み、裁すして蕃殖を望むは、皆天理に相反して望むべからざるを望むといふ者にて、猶醉るを惡とて酒を強るがごとし。去れば天下の治安を欲すれば、精を励まして政道を図るに如くはなし。父母の歡心を得んと欲すれば、慈々として奉養するに如くはなし。大に家産を興さんと欲すれば、恒久忍耐して其業を勉むるに如くはなし。仁徳天皇高台に登り、遠く炊煙を望み、黎民の困敝を察知し、課租を蠲き免し、節儉して窮乏を賑恤しければ、天下復び殷富にして風移り、俗化し、二十余年の間刑罪に繋るもの一人もなく、天皇崩し天下の兆民父母に喪するが如し。延喜の帝、寒夜に御衣を脱して民間の凍餒を想察し天曆の治も亦然り。後醍醐天皇初め自ら記録所に御し、訟を聴しに因て畿内大に喜び、万歳を唱ひ、北条高時が無道を誅戮して王政に復すると雖も、遂に政事に倦み怠り、土木を好み、大に宮室を修し、群小の言を聴き、忠直の諫めを納れざりし

かば、逆賊兇徒人心の失望に乗じて鴟梟を逞ふし、長く四海をして血戦の街となし、天地晦盲にして綱常紊乱す。彼の国に於ても禹湯文武の創業するや、皆心を政事に尽し、己に克ち欲を塞て国を開きしに、其子孫桀紂幽厲無道にして天下を失ひ社稷を傾く、皆天理の当然なり。然れども鎌倉北条氏及び足利尊氏、秦始皇、魏曹操、司馬晋の如き篡奪暴逆にして天理に背き人道に悖るの豺狼麴魅志を得て天下を掌握し業を数世に伝ふ。此天道の是非疑ふ容きが如しと雖も、其子孫に至りて兄弟相殺し、父子相害し、僕隸の為に压抑せられ、且屠戮せられて天地に跼蹐して路傍に食を乞ふに至る。此天理の至公にして往て還らざる事なし。古書に人盛なれば天に勝、天定まりて人に勝つといふは即ち此理なり。畏るべきは天理なり。鑑むべきは天理なり。故に曰く、国家將に興らんとすれば禎祥あり。国家將に亡びんとすれば妖孽ありといふ。夫れ無量の功德を積ば、必ず無量の応報あり。罪悪貫盈なれば、災害並び至る古今の定理にして欺くべからず。誣ゆべからず。天運循環一毫の私ある事なし。故に能く天理を明かにする者は、人の睹みざる所を戒慎し、人

の聴きざる所恐懼し、夙に興き、夜に寝ね、孜々汲々として、各々其職業を勤めば、聊かも分外に僥倖の浮利を邀もとめず、実効を立て実地を踏て国を富し、家を起し、身を立て、芳名を千載に掲げて栄華を子孫に伝ふべし。

#### 人道

霄壤の間に生ずる者、人を以て貴たかしとして万物の靈と称す。何となれば知覚精敏にして動作威儀あり。惻隱羞惡、辞讓是非、及び孝弟忠信等の善性を固有すればなり。而して喜怒哀懼愛惡欲の七情、及び飢て食ひ、渴して飲、眼の五色を愛し、耳の五音を樂み、口の五味を嗜むが如き、其姓皆相近しと雖も、賢あり、不肖あり、勇あり、怯あり、暢達あり、固陋ありて、又其差別なき事能はず。故に中是不中を養ひ、才は不才を養ふて相親み、相和ぎ、相扶け、相群し、相濟して、以て賢者も不肖者を輕じ侮らず、強者も弱を凌ぎ犯さず、衣食の需用百般の事業をして整々として位置を正ふし、各其所を得て安全寧居せしむるを人道といふ。嘗試に之を論ぜん。其始め天造草昧にして倫理なし。其好む所を好み、其惡む所を惡み、私意に隨て忌憚る所なし。飢て草根木皮を食ひ、凍て木

葉を身に纏ふ。一日も欠くべからざるは衣食なれども、穀種を播す事を知らず、皮毛を裁縫する事を知らざるが故に、此を衣て彼を食ひ、近きを取り竭して遠きに及び、人々相互ひに好き者を多く取らんとするに因て、遂に争端を起し、智は愚を欺き、強は弱を圧し、動もすれば相搏ち相闘ふに至る。是に於て乎、聰明にして先覺の者商議して、其土地の境界を定めて其所有を区分し、彼此をして争奪の憂ひなからしむ。因て賢者は智を用ゐて衆庶の牧長となりて、日用彝倫の方向を授けて其謝義を納めて人に養はる。此即ち爵禄なり。不肖者は賢者の使令を受けて田宅を保ち、力を勞して衣食を作り、其衣食を分け出して使令を受る所の人を養ふ。此則租税にして智者上にあり。愚者下にあり。是自ら君臣尊卑の定る所にして、其君長たる人、天下蒼生の為に日夜心思を竭して食を甘んぜず、居を安んぜず。仰て天象を觀て日月星辰の運行及び陰陽寒暑の氣候に従て曆を造り、干支を定む。俯して地理を察して山河を分ち、井田を制し、百穀を播して耕織を勤め、中は人情を斟酌して君臣の礼義を制し、父子の親睦を教え、夫婦の差別をなし、長幼の序次を定め、

朋友の信交を立て、鰥寡孤独廢疾の者を哀矜し、医藥〔藥〕を以て疾病を療し、書契を造りて事を記す。然りと雖も一人を以て天下を治むる事能はざるが故に、公侯伯子男卿大夫、及び諸の官員を置、万機を輔翼し、億兆の人民を統領す。故に人の上たる者は寛仁にして博く衆を愛し、知識を廣大にして万物の原理を窮め、礼節宜きに適ひ、刑政詳明にして人生を厚ふし、死喪を送り、六合を一家となし、家々に足り、戸々に給き、無為垂拱の期に至るを要す。人の臣たる者は進ては忠善を尽し、退ては過失を補ひ、国家の為に弥縫して、危を見て命を致すを要す。人の父たる者は慈愛を本として嚴訓し、苟も不善に入らしめざるを要す。人の子たる者は恭敬にして孝養を尽し、苟且にも忿戾の事なきを要す。夫たる者は健剛にして外事を務め、婦たる者は貞婦にして内事を理め、長者は温良にして告戒し、少者は謙遜して力行を要す。朋友の交誼は誠実を本として相輔け、相規め、和して同せず。比して党せざるを要す。士農工賈巫医の属、其職殊なりと雖も、其倫理は則ち同じ。是故に古は賢能の者位を得て、上にあるに因て不仁不義にして民を虐ぐ

る事なく、小人下にありて怨懟なし。中世に逮ては欲を恣にし、私を用ひ、賢不肖を揶ぼすして禄位を其子孫に伝ひ、其族隸に及ぼすが故に其任に堪ず。始めて師傳を置き、勉強して君道を模擬し、其位を保ち、甚しきに至りては私党を樹て、威力を以て劫殺し、小人朝に坐して命令を出し、君子野に耕して、驅使を受けるに至るは冠履倒置といふ者にて、所謂鼎の足を折り、公の餼を覆すといふ。天地の不幸焉より大なるはなし。故に在上の職、一人其才を得れば其利沢幾何ぞや。若一人其当を失ひば其弊害勝て数ふべからず。凡そ天地の間、賢とし、愚を愚とし、有を有とし、虚を虚とし、一事一物各皆公平にして、私意妄行なきを人道の本と謂べきのみ。

皇上を奉戴して朝旨を遵守せしむ

古称す、天下は一人の天下に非ず、天下の人の天下なりとは、凡そ普天の下、率土の浜、人民の生々する所は各皆其人民の所有にして、只卓然たる英才令徳群を抜く者、其人民を総統して君となる。若昏愚なれば、復た更に賢にして人望ある者を挙げて其位を易ふ。彼の堯の舜に譲り、舜の禹に授るをいふ。猶今の合衆国等にて統領を立るか如く、之を撫すれば、后之を虐すれば讐と称す。抑

我国の帝王は此の如く朝夕反復の軽拳に非ず。国常立尊、天地清濁剖判の中に生じてより天神七代地神五代に至り、人皇神武天皇より今上皇帝に及び数千載の間、神系一統にして子々孫々相伝ひ、宝祚無窮天地と同じ世々の皇上、文武の聖徳を以て国土を經營し、億兆を撫育し、教化四表に被り、恩威並ひ行はる。故に中世一二の君慚徳なきに非ずと雖も、一人の非望を覲覲するなく、天下は一人の天下にして、別然として地球上に立つ。是を以て神国と号し、神道と称す。此の如く四海の人民協力同心して君上一人を保護するを以て皇上を奉戴すといふ。且廟堂にて議定する所の大事小事、及び時宜に因て告諭する所の条例を固く執り守りて、各其職分を尽すを以て朝旨を遵守するといふ。故に我国は神国にして神孫一人の天下なれば、万々歳に亘り、時に秕政あり、君上に欠望ありと雖も恭敬尊奉して怨言にて皇上を奉戴して朝廷の詔旨を拝認し、国光を坤輿の内に覲して皇統を維持すべし。

備書

思成平田<sup>㊦</sup>

説教原義 了

『三条説教講義』 伊東経児郎 (明治七年一月)

第二則

緒言

国土ヲ愛念ス可キ事

三条ノ大憲ハ我カ皇国固有ノ大典ニシテ、凡ソ一日モ無

人倫ノ道ニ順フ可キ事

ンバ有ル可カラザル所ナリ。依テ方今専ラ三条ノ教憲ヲ

第四則

以テ治民ノ急務トシ、大教院ヲ設ケ、教導職ヲ置キ、以

祖先ヲ祭祀ス可キ事

テ万民ヲ説教シ、其帰向スル所ヲ知ラシム。然ルニ世上

第五則

ノ説教、往往三条ノ大旨ヲ説クヲ以テ本トセス、却テ愛

職業ヲ勉勵ス可キ事

国敬神ノ熟字ハ儒籍何レノ章ニ基ツキ、又天理ノ語ハ仏

第六則

書何レノ部ニ始ル等ノ如キ、啻ニ章句ノ間ニ奔走スル者

不善ヲ為ス可カラザル事

アルハ、説教ノ大意ニ違背スル而已ナラズ、且ツ三条ハ

目錄 終

我皇国ノ大教ナレバ他邦ノ書ヲ以テ説ク可キニ非ルナリ。

故ニ今神教綱領ノ六則ニ基キ、更ニ我ニ典ニ付テ三条ノ

説教講義

大意ヲ略述シ、以テ説教ノ一助トセムト欲スル而已。

伊東経児郎美孟謹述

明治六年第十二月

伊東美孟識

第一則

天神ニ敬事ス可キ事

説教講義目錄

神祇ヲ誠敬スルハ皇国ノ大道ニシテ、三歳ノ小兒ト雖ト

第一則

モ己ニ能ク知ル所ナレバ、今更ニ贅スルニ及バズト雖ト

天神ニ敬事ス可キ事

モ、然レドモ其敬事ス可キ所以ノ原理ヲ察知セズンバ崇



敬スルニ於テモ其趣意ニ背キ、遂ニハ心得違ニモ至ル者多カルベシ。故ニ先ヅ其敬事ス可キ所以ノ根元ヲ知ルヲ以テ肝要ナリトス。夫ハ先ヅ古事記ニ、天地初発之時於高天原成神名天之御中主神、次高美産巢日神、次神産巢日神、此三柱神者並独神成坐而隱身也ト有り。又古語拾遺ニモ天地剖判之初天中所レ生之神名曰ニ天御中主神、次高皇産靈神、次神皇産靈神ト謂ヘリ。此三柱ノ御神ハ乃チ造化主宰ノ神明ニシテ、支那ニテハ天帝ト称シ、西洋諸國ニ所謂造物主ナルモ皆此御神ヲ訛伝スル所ナリ。此ノ三柱ノ御神ハ則チ天地開闢ノ始メノ御神ニシテ、實ニ造化ノ根元ナリ。此ノ三神宇宙ヲ主宰シ賜ヒ、万物ヲ生成発育シ給フノ御徳、天照皇大神ニ至テ遂ニ大成ス。然レバ其ノ神徳同一体ナルヲ以テ、三柱ノ御神ヨリ天照皇大神ニ至ル迄ヲ合セテ天神ト称シ奉ルナリ。天ツ神ハ万物ヲ造成シ給フノ功德アルヲ以テ、人モ亦万物ノ一ナレバ、則チ天神ノ御徳ニ依テ成リシコトハ言フ迄モ無ク勿論ナリ。人ノ産レ出ルニハ、父母ヨリ体ヲ受ルニ似タリト雖ドモ、然レドモ其父母ヨリ体ヲ受ル所以ノ原理ヲ推シ究ムレバ、必ラズ天神ノ御蔭ニ依ラザルハ無シ。是

故ニ凡ソ子ヲ産ムニ、必ズシモ父母ノ意ノ如クナラズシテ、男子ヲ産ント思ヒ期シタレバトテ女子ノ産ル、有リ。又女子ヲ産ント欲シテ男子ヲ産ム有リ。母ハ其自カラ我胎内ヨリ出ダス所ノモノモ自由ノ意ニ随フコト能ハザルハ、則チ是レ天神ノ御意ニ依ルノ故ナリ。而シテ其己ニ産レ出ルニ耳目口鼻等、又手足等ニ至ル迄モ悉ク完備シテ、体中ニハ自ラ神魂ノ備ル有リ。其親ノ如キハ終始遂ニ一工ヲ施セシヲ覚エズ。腹中ヨリ四肢百骸全備ノ嬰兒ヲ産ミ出ダスコトハ天神ノ功德ニ依ラザレバ、固ヨリ此ノ如キ妙用ヲ得可キ理無ル可シ。能ク注意シテ考究ス可キ所ナリ。倭姫命ノ御言ニ神魂尊ノ精靈父母ノ氣ニ入テ生産ル神ヲ人神ト謂フ。則吾党ノ体中ニ坐ス神ナリト言ヒ賜ヒシハ是ナリ。是ヲ以テ、凡ソ人タル者ハ皆天神ノ御蔭ニ依テ産レ出タルナレバ、其己レガ身体ヲ造成シ賜ヒシ大恩ハ謝シ奉ラズンバ有ベカラズ。且其衣食住、万事万物ニ至ル迄モ悉ク皆天神ノ恩沢ニ漏レタルハ無ク、乃チ吾輩ノ今日飽食暖衣シテ安居スル所以モ、皆是天神ノ恩頼ニ依ラザルハ無シ。是則敬神ノ教ノ依テ起ル所以ナリ。人ノ生命ハ限り有リテ尽ルモノナレバ、其死スル

ハ固ヨリ、生者ノ免レザル所ナリ。然レドモ其神魂ニ至ツテハ死セズ。其産レ出ル時ニ天神ヨリ受得タル神魂ナレバ、死スル時ハ必ラズ復其本原ノ造化主宰ノ天神ニ復帰スルナリ。故ニ凡ソ人ノ生活シ居ルノ間ハ、其神魂宛モ天神ヨリ借りタルガ如シ。然ラバ我神魂ハ即チ天神ノ神魂ナレバ、人身中ニ於テハ此上モ無キ至極貴重ナル者ト知ル可シ。故ニ宜シク悪不善ノ為ニ汚瀆サヌヨウニ全ク保護シテ天神ニ復帰シ奉ル可キナリ。人ノ神魂天神ノ処ニ復帰シテ後ハ幾久シキモ消滅スルコト無ク、依然トシテ永ク天ニ位置スルナリ。然レバ、人ハ死スレバ其魂魄ハ上リテ天ニ帰シ、体ハ止リテ地ニ化スルナリ。是ヲ以テ人ハ生テモ天ツ神ノ御蔭ヲ被リ、死後モ亦天神ノ恩徳ニ預ル。然ラバ天神ノ恩至ノ洪大無辺ナルコトハ物ノ譬ヘン方無カル可シ。崇奉シテ以テ敬事セズンバ有ベカラズ。

## 第二則

### 国土ヲ愛念ス可キ事

夫レ我国土万物ハ皆天神ノ生成化育シ給フ所ナル事ハ、古事記日本書紀ノ二典ニ瞭然タレバ、今此ニ略ス可シ。

蓋シ世界ニ於テ何レノ国ト雖ドモ、各其国人ハ其国ヲ愛念ス可キハ則至然ノ理ナリト雖ドモ、殊ニ我国ハ愛國ノ旨ヲ重ズ可キノ所以アリ。開闢ノ始メ皇産靈大御神ノ諸ノ詔命以テ伊邪那岐伊邪那美ニ柱ノ大神ニ修ニ理固ニ成、是多陀用弊流之國一ト事任シ給ヒシハ、則是御教言ノ起元ニテ、二柱ノ神是ヨリ国土万物ヲ造成シ賜ヘリ。故ニ我皇國ノ神國ト称スルハ、實ニ天神ノ造成シ賜ヒシ國ナルヲ以テノ故ニシテ、支那ニ所レ謂神國神州ナド、称シテ、實ニ虚贊スルノ例ト曰ヲ同フシテ論ズ可キニ非ズ。天神ノ造成シ玉ヒシ國ナレバ、愛念スルハ則敬神ノ道ナリト知ル可シ。

維新以來、政教一致ノ大道大イニ隆興シ、大教院ヲ設ケラレ、朝廷ヨリ三条ノ教憲ヲ立テ普ク人民ヲ教導シ、澆季ノ俗ヲ變ジテ仁厚ノ風ニ帰セシメントノ御趣意ナリ。政教ノ道此ニ於テカ、將ニ大イニ隆赫ニ赴ントス。我天皇專ラ惟神ノ道ニ從ハセ玉ヒ、大嘗祈年以下ノ諸祭ヨリ其他百機万政ヲ行ハセ賜フ。是皆悉ク國ヲ愛シ、民ヲ保ズルノ御意ニ在ラザルハ無シ。是故ニ、凡ソ民タル者ハ皆皇心ヲ奉体シ、各其分ヲ顧ミテ其力ヲ窮メ、職業ヲ勉

勵シテ凡百ノ技芸ハ各皆其術ヲ極メ、農事耕作ハ土物ヲ繁殖シ、以テ皇國ノ用ニ供給シ、而シテ我天皇ニ奉スルトキハ、則天皇ノ國ヲ愛シ、民ヲ保ンジ給フノ御意ニ符合ヒ、上一致ニシテ愛國ノ道成ル可キナリ。殊ニ方今万国交際ノ秋ナレバ、専ラ力行勉勵シテ富國強兵ノ基本ヲ謀リ、早ク開化文明ニ進ミ、皇威ヲ海外万国ニ輝ス可キハ愛國ノ冠首ト謂フ可シ。第五則ニ參考スベシ前ニ謂フ如ク、我國土ハ即チ天神ノ國土ナレバ、愛國ノ道ハ則チ敬神ノ道ナリ。故ニ神教綱領ニモ能敬レ神者必能愛レ國ト謂レシ如ク、能ク敬神ノ道ヲ尽ス者ハ必ラズ愛國ノ道ヲ能シ、愛國ノ道ヲ体スル者ハ必ラズ又敬神ノ道ヲ知ル者ナリ。然レバ敬神愛國ハ其道一ナリ。唯敬神ハ体ニシテ、愛國ハ用ナル而已。凡ソ此ノ二ツノ者ハ、猶人身ニ神魂ノ賦与有ルガ如ク、須臾モ離ル、ヲ得ザル所ナリ。

### 第三則

人倫ノ道ニ順フ可キ事

天神造化主宰ノ心ハ素ヨリ至誠息ムコト無キ故ニ、万物ヲ生々化々發育シ給ヒテ其間須臾モ斷ルコトナシ。人ハ則万物ノ靈ニシテ、至誠息ムコト無キ天神造化ノ神魂ヲ

受具ヘテ、以テ生レタル者ナレバ、其心天神ト同一ナルガ故ニ、其心ノ誠実無妄ニシテ、所レ謂真心ノ存在スルハ是自然ノ道理ナリ。是ヲ以テ、凡ソ人ノ性ノ善ナルコトハ孟軻ノ説ヲ待ズシテ、已ニ明著ナル所ナリ。夫レ人ノ大倫ニ五有リ所謂五倫ノ道ニシテ、高札二人タル者五倫ノ道ヲ正シクス可キ事ト有ルハ乃是ナリ。五倫ハ君臣父子兄弟夫婦朋友ノ五ヲ云。此五ツノモノ各其名ハ異ナリト雖ドモ、皆誠心ヲ以テスルトキハ、其道自ラニ生ズルナリ。道トハ則君臣ノ際アイダニテハ忠惠ニシテ、君ハ臣ヲ惠撫シ、臣ハ君ニ忠有ルヲ謂ヒ、又父子ノ間ニ於テハ則孝慈ニシテ親ハ子ヲ慈シミ、子ハ親ニ孝アルヲ云。兄弟ノ際アイダニ於テハ則親睦ニシテ、互ニ親シミ睦ジクスルヲ云。夫婦ノ際アイダニ於テハ則順ニシテ、共ニ睦ジク交ル可ク、又朋友ノ際アイダニテハ則信愛ニシテ、各互ニ信実ヲ尽シテ親シミ交ル可キヲ云等是ナリ。此五ツノ道各其條理ノ由ル可キ所有ルヲ以テ、之レヲ五倫ノ道ト定タルナレドモ、其実ハ唯一誠ナリ。故ニ何レモ唯誠ノ一ヲ以テスレバ其道ハ生ス可キナリ。然レバ人為ル者ハ、尤モ誠一ナラズンバ有ベカラザルナリ。我皇國君臣ノ大倫ハ自

カラ其原由スル所有リテ外国ノ君臣ノ如ク、迭ヒニ義ヲ以テ合ヒタルノ比類ニ非ルコト、我皇国人ノ最モ弁知セズンバ有ル可ラザル所ナリ。夫レ皇国君臣ノ大倫ノ其原由スル所ヲ究ムルニ、往昔天孫天津彦々火瓊々杵尊ノ此土ニ降臨シ給フノ時、天照皇大神天孫瓊々杵尊ニ勅シテ葦原千五百秋之瑞穗国ハ是我子孫ノ王タル可キ地ナリ、爾皇孫宜シク就テ治ム可シ、宝祚ノ隆盛ナルコトハ、当ニ天地ト共ニ窮リ無ル可シト詔ヘリ。是則我皇国ノ大基礎ニシテ、君臣ノ大分依テ定ル所ナリ。此ノ天孫降臨シ給フノ際ニ当リ、天兒屋根命太玉命等ノ諸神天神ノ勅ヲ蒙リ天孫ニ奉事シテ、以テ皇業ヲ輔翼賛成セシヨリ以来、天孫ノ胤ハ万世皇業ヲ受紹ギ給ヒ、三種ノ神器ヲ奉シテ万姓庶臣ニ君臨シ給フ。而シテ其万姓臣庶ノ祖先ハ則チ皆當時天孫ニ從ヒ、皇業ヲ賛成セシ諸神ニシテ、其諸神ノ源ヲ推シ究ムレバ、皆悉ク天神ノ裔ニ出ルニ非ル者ナシ。故ニ万姓臣庶ノ皇室ニ於ルハ其源同一ニシテ、夫ヨリ分派セル者ナレバ、則君臣ニシテ父子ノ親ミヲ兼ネ、其義ニ於ルハ君臣ナレドモ、其情ニ於テハ則父子ナリ。我国上下君臣ノ相親ム可クシテ睽離ス可カラザル事ハ固

ヨリ、神理ノ大分ニ定マレル所ニシテ、即チ敬神人倫ノ大道ハ皆已ニ神代ニ確定シ、即万世国教ノ大綱ト為レルナリ。是ヲ以テ天下ハ実ニ天皇ノ天下ニシテ、而シテ天下ノ天下ニ非ルコト、甚ダ炳焉タリ。皇国君臣ノ一定ニシテ万世易ラズ、皇祖神武天皇ヨリ百二十余代、則二千五百余年ノ今日ニ至ル迄モ皇統連綿タルハ、実ニ世界万国ニ於テ比類無キ所ニシテ、則君主独裁ノ政治ノ由テ起ル所以ナリ。

#### 第四則

祖先ヲ祭祀ス可キ事

祖先ヲ敬祀スルハ其原ヲ究ムレバ、皆敬神ノ道ニ異ナルハ無シ。夫レ我輩ノ祖先ノ其由テ来ル所ノ源ヲ尋ヌルニ則チ天神ナリ。是故ニ敬神ノ道ハ則祖先ヲ祭祀スルノ道ト同一ナルコト知ル可シ。凡ソ人ノ専ラ其己ガ父母ヲ慕ヒ、他人ノ父母ニ於テハ則心ニ関ルコト無キハ、吾父母ハ吾身ノ根元タルノ故ヲ以テナリ。夫レ父母死シテ之ヲ祭ルハ其愛慕ノ心ニ因ル。父母ハ吾身ノ根元ナレバ、父母死シテ其靈ヲ祀ルハ、則其本ニ報ル所以ノ道ナリ。又祖先ヲ祭ルハ、其父母ノ心ヲ体認シテ其本タル所ノ本ニ

報ユル所以ナリ。前条已ニ説ク如ク、凡ソ人ノ死スル時ハ其魂ハ天ニ上ルモノナレバ、父祖ノ靈ハ、則陟ツテ天ニ在コト知ル可シ。故ニ其子孫タル者ハ祭祀ノ際ニ当テハ、能ク誠敬ノ心ヲ竭シ、以テ其父祖ヲ祭ラバ、則父祖在天ノ靈必ラズ歆テ感格有リ。是ヲ以テ祭祀ノ礼ヲ行フハ唯誠ノ至極ニシテ、秋毫モ偽リ無キヲ以テ本ト為可シ。縦令祭祀ノ礼ヲ行フトモ、其心誠敬ナラズンバ、營ニ感格ノ無キ而已ナラズ、却テ其褻瀆ノ罰ヲ受可シ、祭祀ノ礼最モ忽ニスベカラズ。

往古天孫瓊々杵尊ノ將ニ此ノ土ニ降臨シ賜ハムトスル時、天照皇大神御手ヅカラ宝鏡ヲ授ケ賜ヒテ吾兒此宝鏡ヲ視ルコト猶吾ヲ視ルガ如ク為ス可シ。此宝鏡ト床ヲ同フシテ殿ヲ共ニシ、常ニ傍ヲ離レズ、以テ齋ヒ祭ル可シト詔ヘリ。此ノ大訓、實ニ我建國ノ基本ニシテ、即チ祭祀ノ道ノ由テ出ル所ノ本ナリ。天孫ヨリ爾來、御世々々ノ天皇其宝鏡ヲ仰ギテ誠敬ヲ竭シ、祭祀ヲ重ジ給フ。是則万世祭祀ノ礼ノ由テ興ル所ノ大基礎ニシテ、動カス可カラザル所ナリ。天皇ハ則天神ノ御子孫ナレバ、宝鏡ヲ仰ギ賜フハ、則祖先ヲ敬祀シ給フノ道ナルコト知ル可シ。此

宝鏡ハ則八咫鏡ニシテ三種ノ神器ノ其一ナリ。今ニ伊勢ノ大宮ニ崇敬シ賜ヘリ。

## 第五則

### 職業ヲ勉勵ス可キ事

夫レ、人ハ乃チ天地ノ間ニ在テ、造物ノ化育ヲ賛成ス可キ所ノ者ナリ。造物ノ化育ヲ賛成スルトハ、譬ヘバ桑葉ノ繁茂シ、又蚕ノ生動スルハ、則是造物ノ化育ニシテ、桑葉ヲ摘ミ蚕ニ与ヘ、以テ糸ヲ製スルハ乃チ賛成ナリ。又樹木ノ高ク生長スルハ造物ノ化育ニシテ、之ヲ伐リテ、以テ家屋ヲ作ルハ、乃チ賛成スルナリ。其他、凡ソ皆人ノ職業トスル所ハ悉ク造化ヲ賛成スルニ非ル者ナシ。造化ノ生成ヲ賛クルハ、則人タル者ノ固有自然ノ職ナレバ、職業ハ人ノ必ラズ勉メズンバ有ベカラザル所ナリ。故ニ上ハ天子ヨリ下ハ庶人ニ至ル迄、各其職アリ。四海ニ君臨シテ庶民ヲ統御シ、万機ヲ主ラセ賜フハ、則天皇ノ御職業ニシテ、其他士商工農等、各其業ハ異ナリト雖モ、其職トスル処ハ悉ク是造物ノ化育ヲ賛成シ、以テ国家ノ用ニ供スルニ非ルハナシ。是故ニ、凡ソ職業ハ専ラ勉勵シテ、他ノ無益ナル事故ニハ時日ヲ費サズ、唯己ガ分ヲ

守り力行シテ、以テ其職業ヲ致シ、遊手徒食ノ民タルコト無カル可ク、且人ハ化工ヲ賛成ス可キノ天理ニ背ク可カラズ。職業ヲ励ミテ惰ラズ、以テ國産ヲ富スハ最モ愛國ノ大重ナリ。西洋人ノ機工ニ富ミ、専ラ新工風發明ノ多キハ、則其職業ノ道ヲ勉勵スルニ依ルナリ。我國従來職業ノ道未ダ盛ナルニ至ラズ、却テ今日西洋人ニ後ル、ハ、豈我神國人ノ恥ゾ可キノ非ズヤ。然ラバ今ヨリ必ラズ業ヲ專ニシテ、遊手徒食スル無ク、以テ富國ノ道ヲ謀リ、我皇國ハ地球上ノ冠國タルノ名ニ充ツ可キコト、是今日我國人民ノ大急務ナリ。夫レ牛馬ダニモ猶重キヲ荷ヒ、能ク遠キニ行キ、以テ其職トスル所ヲ致ス。然ラバ万物ノ靈タル可キ人ノ豈ニ牛馬ニ如ザル可ケンヤ。勉メズンバ有ルベカラズ。

### 第六則

不善ヲ為ス可カラザル事

不善トハ則殺傷窃盜妄言争鬪嫉姦淫等ノ類ヲ謂フナリ。夫レ人心ハ固ヨリ、善良ナル者ナレドモ其血氣ノ盛ナルノ時ニ於テハ情欲動キテ兎角其本然ノ良心ヲ失ヒ易キモノナリトス。蓋シ凡ソ世界ニ於テ天神ノ昭鑑在ラザル所

ナク、又至ザル所ナシ。故ニ不善ヲ為セバ、則天神ノ昭鑑ニ遇ヒ、必ラズ其譴罰ヲ蒙ラザルハ無カル可シ。然レバ人ハ能ク独リヲ慎シミテ不善ヲ戒シメ、以テ其良心ヲ保ツトキハ、則天神ヨリ慶福ヲ賜ヒ、生テハ其身安寧ニ過ギ、死シテハ則高ク陟テ天神ノ左右ニ至ルナリ。若又己ガ情欲ヲ逞シフシ不善ヲ遂レバ、則天神ニ遐棄セラレ、生テハ即チ罪禍ニ罹リ、死テハ乃俛鬼ト為リ、其魂至リ止ル所ヲ得ザル也。縱令不善ヲ遂テ一時情欲ヲ逞フスルトモ、遂ニ天神ノ罰ヲ免レザルコト明カナレバ、最慎マズンバ有ベカラズ。支那ノ曾子ノ言ニ、出ニ于爾一者反ニ于爾一ト謂ヘルハ其理疑ヒ無ク、甚ダ明瞭ナリト謂フ可シ。又神教要旨ニモ善惡之応幽明匪レ誣ト謂レシ如ク、其理甚ダ明確ナリ。勉テ疑惑ヲ生ズ可カラズ。然レドモ天神ノ御心ハ固ヨリ至公ナル者ニシテ私ナケレバ、縱令過失アルノ人ト雖ドモ能ク惡ニ懲リ、善ニ遷ラバ或ハ罪罰ヲ受テ刑ニ行ハレ死スルトモ其子孫代テ誠実ヲ竭シ、罪惡ヲ謝スルトキハ則天神之ヲ宥怒シテ、又其旧惡ヲ思ヒ賜ハザルナリ。然レバ既往ノ過失モ早ク改メテ善心ニ反リ、以テ天神ニ謝シ奉リ、今ヨリハ弥清潔ノ良心ヲ保

ツ可キコト最モ肝要ナリ。

説教講義 畢

『教義諺解』 渡辺重春 (明治七年二月)

序

此書は渡辺先生の説教せらるゝを、おのれ真阪、さながら御聞書せるにて、今度梓にのほむことを先生え言はへりけるに、其を披き読て、此は口より出るまゝ、説教せるなれはいましたしき條々有。今少し間を得たらむには、加へもし、刪りもしてこそと、のたまわせれどおもふ旨ありて、強に言侍りければ、さらはとて、許かしむへるになむ、見む人さるこゝろを得てよ。

明治七歳二月一日

岡本真阪

教義諺解 卷之一

広田神社大宮司兼大講義 渡辺重春先生述

同社主典兼少講義 岡本真阪聞書

敬神愛國之旨ヲ体スヘキ事

先般朝廷ヨリ三ヶ条ノ御教則ヲ御立ニ相成、尚又不肖ナガラ拙者共ヲ教導職ニ仰付ラレ、右ノ御教則ニ拠テ説教

致ス様ニトノ事デゴザルガ、右ノ御教則ノ御趣意ヲ此神  
国ニ生レテ居ル人ハ、誰シモ心得テ居ルベキ筈ナレハ、  
改テ仰出サレルニハ及バヌ事デゴザルケレトモ、物換リ  
星移ルニ付テハ、自然異端邪説ニ陥ル人ノ有マイトモ申  
サレヌ。万一左様ナル人ガ有テハ実ニ相済ヌ事チヤニ因  
テ、其ヲ助ケタイ、救ヒタイト思召サレル処ノ、御憐愍  
ノ叡慮ヨリ仰出サレタル事デゴザルカラ、一統有難ク聴  
聞致スガ宜イ。

扱説教ヲ聴聞致スニ、心得テ居ラネハナラヌ事ガゴザル。  
其ハ右御教則ヲ説教致スニハ、恐多クモ天子様ノ御系図  
ナリ、御記録ナリ、御記シ遊バシテ有ル処ノ古事記、或  
ハ日本紀、延喜式ノ祝詞ナドト申ス、大切ナル御書物ニ  
扱テ、申スノデゴザルガ、此御書物ノ確乎トシテ正シイ  
事ハ、先ツ神代ニ、伊邪那岐命様ガ此天地ノ間ニ薰満テ  
居ル霧ヲ御吹払ヒ遊バシタル御息ヨリ、風神様、即科津  
彦神、科津姫神、御一名ハ、天御柱命、国御柱命ト申奉  
ル。此神様ガ御出来遊バシタト申ス神世カラノ御語り伝  
ガ有ル処ガ、人王十代崇神天皇様ノ御代ニ、年々引続イ  
テ穀物ガ出来ヌ。何故デ有フカト、叡慮ヲ悩マセラレテ、

物知人ニ、御トナハセ遊バシタル処ガ、此ハ此方ノ心デ  
アル。此方ノ名ハ天ノ御柱命、国ノ御柱命ト申ス。此方  
ヲ立田ノ立野ニ祭ルナラバ五穀ヨク登ルデ有フト、御託  
宣ガ有ラセラレタガ。右風神様ハ伊邪那岐命様ノ、御息  
ニ御出来遊バシタト申ス、神世カラノ語伝計リデ、御社  
モ無イ処ガ、其御語伝ノ通りニ崇神天皇様ノ御代ニ、顕  
ハレ坐マシテゴザル。

又住吉ノ三前ノ大神様ハ伊邪那岐命様ノ夜見国ヨリ帰リ  
遊バシテ、筑紫ノ日向ノ橘ノ小戸乃櫛原ニ於テ、御身ノ  
穢レヲ御清メ遊バシタル時ニ御出来ナサレタ、ト申ス神  
代カラノ御語伝計リデ、御社モナイ処ガ、神功皇后様ノ  
三韓御征伐ノ時ニ御顕レ遊バシテ、御舟ヲ導キ給ヒ、尚  
又此方ヲハ、淳中倉ノ長峽ニ齋キ祭ル様ニ、トノ御託宣  
ガ有ラセラレタ。又少彦名神様ハ神代ニ常世国ト申シテ、  
此ハ外国ノ総名デゴザルガ、其外国へ御渡リ遊バシタ、  
ト申ス神代カラノ御語伝計ガ有テ、此モ御社ハ無ク、勿  
論外国へ御渡リ遊バシタ、ト申ス御語伝ヲ、元正天皇様  
ノ養老四年ニ朝廷ニ於テ御書留ニ相成テアル処ガ、其ヨ  
リ百三十七年ヲ経テ文徳天皇様ノ斉衡三年ニ、常陸ノ国



大洗磯前オホアライソノサキニ二ノ神石ガ海ヲ照シテ帰り来マシタ。

扱御託宣有ラセラレルニハ、昔此国ヲ去テ外国ヘ罷リ越シタ。唯今此国ノ民ヲ濟ハムガ為メニ更ニ帰テ来タ、ト

仰セラレタ。誠ニ嚴重ナル御託宣ヂヤニ因テ、常陸ノ国

ニ於テ大洗磯前社、酒列磯前社サカソライソノサキノト申シテ、二社ニ御祭遊

バシ、即延喜式内ノ御社デゴザルガ、養老四年ニ御書留

ニ相成ル節、百三十七年後ニ、ケ様ナル事ガ有ルト申ス

コトヲ御承知遊バシテ、御書留ニ相成タノデハ無イ。唯

神代ヨリ御語伝ノ俣ニ御書留ナサレタ処ガ、其御書留ニ

相違モ無ク、果シテ御帰遊バシタガ、此等ヲ以テモ神様

ノ御書物、朝廷ノ御記録ノ詐ナラズ。正シイ事ハ知レル

デゴザル。

又月日ノ中ハ一ノ国デ、日ノ国ハ即高天原デ、天照大御

神様ガ御支配遊バシ、月ノ国ハ月読命様ガ御支配遊バシ

テ座マス事ハ、神典上ニ拠テ見レハ、慥ニ知レテ居ル事

デゴザル。処ガ、西洋ニ於テ、窮理ト申ス事ガ始ツテニ

代モ三代モ考ヘ考ヘテ、始メテ一ノ世界ナル事ヲ知り、

遠眼鏡ヲ以テ見レバ、月界ニハ山モ見エ、海ニハ波ノ立

ツノサヘ見エル事デゴザルガ、何ト神代ノ伝ハ正シイ事

デハゴザラヌカ。然レバ、其正シイ神典ニ拠テ、説教致  
ス事デゴザル故ニ、其心得イハレ聞レル様ニ致シタイ物デゴ  
ザル。

抑此御国ヲ神国ト申シ、御互ヲ神孫ト申スガ、実ニ世ノ  
人ノ申ス通り、神国ニ相違モ無レバ神孫ニ相違モ無イ。

世界ハ広シト雖モ、其御国ホド結構ナル国ハゴザラヌ。

万国ハ多シト雖モ、此皇国ホド宜シイ国ハゴザラヌ。何

一ツ不足ナル事ナク、何一ツ不自由ナル事モナイ。実ニ

有難イ御国デゴザル。其ハ神様ガ別段御恵遊イハレパス謂ガ

有テ御作り遊バシタ故ニ、左様ナクテハ叶ウ物カ。其此

デ神国ト申スモ無理デ無イ。

扱其神国ニ高天原ヨリ神様ガ御下リ遊バシテ神々様ヲ御

生遊バシ、其御子孫ガ次第イハレニ殖リイハレテ、唯今ノ有

様ニ成タノデゴザル。我々御互ハ即其神々様ノ御子孫デ

ゴザルニ因テ、神孫ト申スノデゴザル。然ルニ、不本意

ナル哉、其神国神孫ト申ス大本ノ謂イハレヲ心得ズニ居ル人

ガ多イ。剩ヘ日本ハ小国ヂヤト申シテ、云腐ス徒モゴザ

ルガ、此ハ譬ヘテ申サバ、田舎人ガ京都モヘ参ルニ、三条

通りカラ寺町辺ノ美シイ賑ナル処マデハ得行ズニ、漸ヤウヤウ

竹田街道辺ノ穢イ処丈ヲ見テ、京都ハ穢イ処デヤ、ト申ス様ナルモノデ、全ク此御国ノ大元ヲ知ラヌカラデゴザル。

扱其神国ニ生レテ、神孫トアルカラシテハ神様ノ御恩徳ヲ第一ニ存ジネハナラヌ。夫ハ先此天地ノ大ナル、及ビ我々御互ノ体マデ、悉ク天神地祇ノ御蔭ニ因テ出来テ居ル物デ、各々夫々ニ世ノ中ノ事物ハ神々様ガ御持分ナサレテ御支配遊バシ、衣食住ノ道ヲ始メ、何一ツ神様ノ御恵デ無イ物ハゴザラヌ。

其大凡ヲ搔ツマンデ申サバ、先天御中主神様ハ天之御中ト申シテ、早く申セバ天ノ真中ニマシクテ、人間ハ申スニ及バズ、鳥獸蟻螻ヨリ、草木ノ類ニ至ルマデ、凡テ此世ニ生トシ生ル物ノ魂ノ主ノ神ト申スコトデ、主ト申スガ、即魂ノ主ト申ス事デゴザル。サスレハ、物ノ魂ト申ス物ハ此神様ガ御支配遊バシテゴザル。扱高皇産靈神、神皇産靈神様ハ人ハ人、鳥獸ハ鳥獸、草木ハ草木ト、其々ニ体ヲ結ンデ拵ヘテ下サル。以上御三方様ヲ造化ノ三神ト申シテ、別シテ尊イ神様デゴザル。左様申シタナラバ、此世ニ生レルハ父母ノ御恵デコソアレ、何ノ神様

ノ御世話ニナル物カ、ト申スデ有フガ左様デ無イ。ナゼト申スニ、今爰ニ、男子ガ設ケタイ、女子ガ拵ヘタイト思テ、何程弄キ、何計働イテモ出来ヌ家ニハ出来ハセヌ。又男子ガ欲イト思フニ、案内女子ガ出来、又男子ハ沢山アルニ因テ女子ガ欲イト思フニ、相カハラズ男子ガ出来ル。又西洋人ナドハ、窮理々々ト申シテ物ノ道理ヲ窮メテ蒸気船トカ、蒸気車トカ、或ハ電信機トカ、軽気球トカ、其外種々様々ト機械ヲ拵ヘテ、実ニ奇々妙々人ノ耳目ヲ驚カスコトデゴザルケレトモ、一人ノ人ヲ作レト申シテモ目デ物ヲ見、耳デ物ヲ聞キ、鼻デ物ヲ嗅ギ、口デ物ヲ言タリ、食タリシテ、然モ心デ物ヲ考ヘナドスル事ノ出来ル人ヲバ得作ル事ハ出来ヌ。然レバ、人ノ此世ニ生レルノハ全ク天御中主神、高皇産靈神、神皇産靈神様ノ御神慮ニ依ルト申スコトヲ知ルガ宜イ。夫故ニ、古歌ニモ、「君見レバ結ブノ神ゾ恨メシキツレナキ人ヲ何作りケム」ト詠デゴザルガ、此ハ皇産靈神様ガ人ヲ御作り遊バスト云古伝ニ扱テ、詠タル歌デゴザル。扱又、伊邪那岐、伊邪那美神様ハ夫婦ノ道ヲ御始遊バシ、天照大御神様ハ日々御照下サレテ、御蔭ヲ以テ万物生成ノ功

ヲ遂ゲテ行ク事デ、其御功德ノ広大無辺ニ座スコトハ、人々知テノ通、又風火金水土ノ神ヲ五元ノ神ト申シテ、此神々ノ御徳モ大ナル物デゴザル。夫ハ先風神ハ科津彦神、科津姫神様デ、此神様ノ人ノ体ニ御宿リ遊バシテアノ間ハ息ヲスル。息ハ即風デゴザル。火神ハ火産靈神様デ、此神様ノ御恵ヲ蒙テ居ル間ハ此体方煖ニアル。金神ハ金山彦神、金山姫神様デ、此神様ノ御恵ニ因テ此体ハ丈夫ニアル。其金ノ氣ノ別シテ集リ凝テ居ル処ハ骨デゴザルガ、全体総身ニモ金氣ヲ含ンデ居ル物デゴザル。夫故ニ、蘭医ガ虚弱十人へ飲セル薬ハ鉄剤デゴザル。又水神ハ水波能売神様デ、此神様ノ御恵ヲ蒙テ此体ニ潤ハアル物デゴザル。又土神ハ埴山姫神様デ、此神様ノ御恵ニ因テ此体ハ出来テ居ル。ナゼト申スニ、死レハ此体ハ土ニ成ル事ヂヤガ、此ハ死デ本ノ土ニ復ルノデゴザル。右ノ外五元神ノ御功德ハ風ガ有テ天地ノ間ヲ支ヘ持テ居ル物故ニ、御一名ヲ天御柱命、国御柱命トモ申シ奉リ、火水金土ノ日々用ヲナス事ハ申スマデモ無イ事、右ノ通ヂヤニ因テ、此五元ノ神ノ御功德モ亦格別デゴザル。又氏神様、産土ノ神様ハ其氏子々々ノ、此世ハ申スニ及

バズ、死デ先ノ世マデモ御守下サレバ、別シテ大切ニ致サネバナラヌ事。又其先キノ世ノ大本ヲ御支配遊バスハ大國主神、即出雲ノ大社様デゴザレバ、此以テ大切ナル神様、其外天神地祇八百万神ト申シテ数限りモ無ク神々様ハ座シテ、世ノ中ノ事物ハ夫々ニ御持分ナサレテ座マシ、其神々様ノ御神徳ニ因テ起テハ飲食ニ差支モ無ク、寝テハ雨露ニモ当ラズ、百年ノ寿命ヲ終ルト云コトハ実ニ有難イ事デゴザル。

其上今日ケ様ニ參詣ノ方々ノ中ニ、素ヨリ姓ノ分ラヌ人モ有フガ、其大本ヲ尋ネタル時ハ藤原カ、源カ、橘カ、清原カニ相違ハ無イ。其姓ノ本ハ誰デゴザルゾ。藤原姓ハ天兒屋根命様ノ御末孫。源姓ハ清和天皇様カ、村上天皇様カ、又ハ宇多天皇様カノ御末孫。平姓ハ桓武天皇様ノ御末孫。橘姓ハ敏達天皇様ノ御末孫。清原姓ハ天武天皇様ノ御末孫。其天皇様方ハ天照大御神様ノ御末ニ座マシ、猶又諸姓ノ大本ヲ伝フテ逆上レバ、始メニ申シタル造化ノ三神ニ留ル訳ヂヤニ因テ神孫デ無イ人ハゴザラヌ。唐土デハ、我ガ両親ヲ父母ト申シ、両親ノ父母ヲ祖父母ト申シ、其父母ヲ曾父母ト申シ、其又父母ヲ高祖父母ト

申スガ、其ヨリ逆上ツテハ申スベキ詞ガ無イ。又我が生ミタル子ヲ子ト云ヒ、子ノ子ヲ孫ト云ヒ、孫ノ子ヲ曾孫ト云ヒ、曾孫ノ子ヲ玄孫ト云フガ、其ヨリ下ツテハ申スベキ詞ガ無イ。其故ニ、先祖ト子孫トノ間ガ疎遠ニ思ハレテ、他人同様ニ相成ル。此御国ハ左様デ無イ。此方ヲ生デ下サレタル両親ハ申スニ及バズ、祖父母、曾祖父母ヨリ、先祖ニ至ルマデ、悉クオヤト申ス。則先祖ト書テ、サキツオヤト訓ミ、遠祖ト書テ、トホツオヤト訓ムコトデ、幾代前ノ人デモ、オヤデゴザル。又此方ノ生ダル子ハ申スニ及バズ、孫曾孫ヨリ子々孫々ニ至ルマデ悉クコト申ス。則子孫ト書テ、ウミノコト訓ムコトデ、幾代後ノ人デモコデゴザル。此ニ因テ、先祖ト子孫トノ間ガ、甚親シウ聞エテ、万世一世ノ如キ国柄デゴザル。此レガ此御国ノ道デゴザル故ニ、神々様ハ御互ノオヤ。御互ハ神々様ノ御子デゴザレバ、其親子ノ間ト致シテ、親ノ御恩ヲ忘レテ相済ム物歟、子ノ道ヲ尽サズニ相成ル物歟。我が生タル子ニ致シテモ、親ノ教ニ従ハズ。親ヲ親トモ思ハズシテ粗末ニナシ奉ルナラバ、我子ノ事ヂヤニ因テ、他人ノ様ニ苦クモ有マイケレドモ、余リ不孝ガ

重リ重レバ、終ニハ、遂出スカ、勘当デモ致サネバ成マイ。

併シ其時ノ親ノ心ハ、ドフゴザルゾ。生レ落ルト尿管ノ中ニ親ハマミレテ、湿タル処ニハ親ガ寝テ、乾タル処ニ我子ヲ寝セ、夜泣ヲスルト申シテハ四十日モ五十日モ一日モ寝ズ、或ハ乳ガ足ラヌト申シテハ雪ノ降ル夜モ、風吹ク晩モ、人ノ門ヲ叩テ糞乳ヲ致シ、少シ煩デモ致セバ、ソレ医者ヨ、薬ヨト、遺瀨モ無ク氣遣ヲ致シ、美イ物ガ有レバ、自身ハ賜ズニ子供ニ賜サセ、従前ノ正月ヤ五節句ガ来レバ隣ノ児ヨリ粗末ナル物ハ著セマイト、三度賜ル物ハ二度賜ベ、二枚著テ居ル物ハ一枚脱デモ成ラヌ中カラ、夫相応ニ著セテ出シ、夫手習ヨ、学問ヨト、親ノ心配致スノハ何故デゴザルゾ。全ク我子ノ愛イ心ヨリ、何卒此奴ヲ人ニ成シタイ物ヂヤ、老テハ其子ニ掛リタイ物ヂヤ、ト思フ処カラデゴザル。然ルニ、育上タル処ガ、案内不孝ナル子デ、勘当デモ致スト云時ノ親ノ心ハ何ニゴザラフゾ。嘸無念ゴザラフ。口惜ウゴザラフ。人ノ子タル者ハ、親ノ心ヲ、推量致サネバナラヌ。神様ト申シテモ先刻申シタル通り、我々御互ト親子ノ中

ニ座坐シ、此世二人ヲ御拵へ遊バスカラシテハ、其人ノ、  
ドフゾ勝レタル人ニ成レガシ、国家ノ御用ニ立ツ様ニナ  
レガシ、ト思召サレルニ違ヒハ無イ。氏神様、産土神様  
ハ別シテノコト、母ノ胎内ニ宿ツテ、十月立ち、滞ナク  
安産ヲ御サセ遊バシ、追々座中ヲ這回ル様ニ相成テハ、  
椽ノ先ヨリ落ルコトモアリ。又千鳥足ニ歩行ク様ニ相成  
テハ、石ノ上ヤ、物ノ角ニ倒レ掛ル事モ有レトモ、其度  
毎ニ産土神様が御手ヲ御助下サレテ、格別ノ怪我モ御サ  
セ下サラヌ。又事ガ有テ、夜道ヲ歩行クニモ、旅ノ山路  
ヲ越ルニモ、頭ノ上ヲ御離レ遊バサラズ、夜トナク、  
昼トナク、御手下サル。其御神恩有難サ、勿体ナサハ、  
口ニモ云尽サレズ、筆ニモ書尽サレル事デ無イ。  
然ルニ、其御神恩ヲ忘却シテ朝夕御礼ノ一口モ申サズ。  
其ノミナラズ、神様ヲ蔑奴ナイヤゴロニナシ奉ルナラバ、神様ハ  
寛仁大度ニ座坐ス故ニ、飽マデモ御堪忍下サレ様ガ、余  
リ失敬ガ積リ積ルニ於テハ、終ニハ御見放シ遊バシテ、  
必御神罰ヲ御与へ遊バスニ違ヒハ無イ。親ノ不孝ナル子  
ヲ、勘当致スニ引比バテ考へテ見レバ、神様ノ此世ノ人  
ニ御罰ヲ御与へ遊バス時ノ神慮ハ、定メテ御残念ニ思召

スデゴザラフト伺ヒ奉ラレル。此処ヲ能々勘考致セバ、  
神様ヲ粗略オロソクニハ致サレヌ訳デゴザル。玉銚百首ノ歌ニモ、  
「世ノ中ハ何ニ付テモ神ヲ思ヘ神ノ恵ヲツユ忘ルナヨ」  
又、「天地ノ神ノ恵シ無リセバ一日一夜モアリ得テマシ  
ヤ」ト詠レテアル通りデ、神々様ノ御蔭ニ因テ今日ヲ送  
ルコトモ、出来ル事デゴザレバ、其御恩ノアル神様ヲ敬  
ヘヨ、此御国ホド有難イ国ハ無イ処ガ、其御国ニ生レテ  
居ルカラシテハ、一層勉強致シテ御国ノ御用ニ立ツ様ニ  
至セヨ、御国益ニナレヨ、我生レタル御国ヲ跡ニスルナ  
ヨ、御国恩ヲ忘ルルナヨ、ト申スガ、則三ヶ条ノ御教則  
ノ第一ヶ条ニ、敬神愛国ノ旨ヲ体スベキ事、トアル御趣  
意デゴザル。

扱爰ニ一ノ咄ガゴザル。昔一人ノ長者ニ愚ナ子ガアル処  
ガ、父ノ長者ガ思フニハ、愚ナル子モ旅ヲスレバ知恵ノ  
付ク例アルニ依テ、他国へ遣シテ商ヲ致サセヤウト思  
フテ、梅檀香木ト申ス結構ナル匂ノスル名木ヲ舟ニ積テ  
他国へ商ニ遣ハシタ。時ニ彼愚ナ子ガ、他国ヲ経回リテ、  
梅檀ヨ、香木ヨト呼ハツテ売歩行クケレトモ、誰一人買  
者ガ無イ。道理コソ有レ、梅檀香木ハ殊ノ外高直ナル物

故、辺土ノ田舎ニハ買人ガ無イ筈デゴザル。終ニ三年ガ間、所々方々ト持廻ルケレトモ、少シモ売レヌ。ソコデ長者ノ子モ、今ハ持余シテ何程下直ナリトモ、売度ト思フケレドモ買人ガ無イ。誠ニ雑用路銀ハ尽ルナリ。進退谷ツテ居ル折柄、或ル処ヲ通りテ見ルニ、大市ガ有テ、数多ノ商人ガ群集ヲナシテ居ル。ソコデ此レ幸イト思フテ、此ノ市ニハ何ガ売ルカト尋ネタレバ、今ハ寒氣ガ強ク成テ、炭ガヨク売レルト答ヘタ。愚ナル者ハ是非ガナイ。終ニ其大切ナル梅檀香木ヲ野原ニ持出シテ焼テ炭ニ致シ、俵ニ入テ、売テ仕舞タ、ト申スコトガゴザル。此神国ニ生レテ居ルカラシテハ、神様ヲ大切ニセネバナラヌ物ヂヤ。我ガ生レタル此御国ヲ愛シネバナラヌ物ヂヤ、ト申ス心ハ、人々誰シモ自然天然ニ具テ居ル心デ、即チ神様ヨリ御生付下サレタル俣ノ結構ナル梅檀香木ノ魂デゴザル。然ルニ、心得違フ致シテ、梅檀香木ノ魂ヲ異端邪説ノ穢イ炭ニ焼捨テ仕舞ト申ス事ハ愚ナル哉、惜イ哉。第一神様ニ対シ奉テモ、御生付下サレタル賜物ノ魂ヲ粗略ニ致ス訳ニ当テ、敬神ノ意ニ背イテ居リ。又生レタル此御国ヲ忘レル訳ニ当テ、愛國ノ趣ニモ違フテ居ル

コトヂヤニ因テ、何卒神様ヨリ御生付下サレタル、梅檀香木ノ魂ヲ其俣ニ養ヒ立、磨キ立テ、敬神愛國ノ御趣意ノ貫ク様ニ尽力致シテ、天下後世マデモ名ヲ匂ハセタイ物デゴザル。

#### 天理人道ヲ明ニスヘキ事

先般朝廷ニ於テ立置セラレタ三ヶ条ノ御教則ノ第一ヶ条ハ、既ニ昨日説教致下事ヂヤガ、其第二ヶ条ノ天理人道ヲ明ニスヘキ事、ト申ス義ヲ今日ハ説教ニ及ブデゴザル。此意ハ、天津神ト申シテ高天原ニ天地開闢ノ始ヨリ、天御中主神、高皇産靈神、神皇産靈神、ト申シ奉ル御三方様が坐マシテ、其神様等ガ御立遊バシタル道理ガ即天理デ、其天理ニ従フテ人ノ人タル道ヲ尽スガ人道デゴザル。サレバ、人道ヲ守ツテ君ニハ忠ヲ尽シ、親ニハ孝ヲ尽シ、兄弟中ヨク致シ、夫婦睦ジウ致シ、朋友ニハ信ヲ以テ付合ヲ致シ、凡テ人ノ人タル道ヲ行フテ行ケバ、其ガ即天理ニ叶ウ訳ヂヤニ因テ、天理ガ即人道、人道ガ即天理デ、落ル処ハ天理ト人道トハ一ツデゴザル。其御趣意ヲ猶細ニ説ケバ、天地ノ始ヨリ、天御中主神ト

申シ奉ル神様が在ラセラレテ、其御神徳ニ因テ高皇産靈

神、神皇産靈神、ト申シ奉ル男女御二方様が御出来遊バ

シ、扱此御二方様が天御中主神様ノ御指図ヲ以テ此天地

世界ヲ御作り遊バサレタガ、其天ハ即チ男神様ノ高皇産

靈神様ニ肖リ、地ハ即チ女神様ノ神皇産靈神様ニ肖テ

出来テ、天ハ上ヨリ地ヲ覆ヒ、地ハ下ヨリ天ヲ載テ居テ、

万物ヲ其間ニ御拵ヘ遊バスコトデアレバ、天ハ君ナリ父

ナリ。地ハ臣ナリ母ナリデ、君臣、父子、男女ノ分チ、

貴賤上下ノ差別ハ、先此時ヨリ定ツテ居ル。

扱高皇産靈神、神皇産靈神様ノ男女ノ産靈ノ御徳ヲ以テ

伊邪那岐命、伊邪那美命ト申シ奉ル男女御二方様ヲ御拵

ヘ遊バシ、此御二方様が夫婦ノ道ヲ御始遊バシ、扱風火

金水土ノ五元神様、月日ノ神様、又此世ノ人ノ先祖ノ

神々様ヲ御生遊バシテ、始メテ此世二人ト云物ガ出来タ。

扱人ガ出来テハ其人ヲ治メル君ガ無クテハ、強キ者ハ弱

キ者ヲ凌ギ付テ、如何様ナル乱妨ニモ及ブデ有フト申ス

処ヲ、皇産靈神様ヤ天照大御神様が御氣遣遊バシ、御相

談ガ有ラセラレテ、天照大御神様ノ御孫ニ当ラセラレル

下シ遊バサレタ。

此時瓊々杵尊様ハ、マダ至テノ御幼少ニ坐マスニ因テ、  
真床覆衾ト申シテ、唯今有ル蒲団ノ如キ物ニ包ミ奉テ御  
下シニ相成タガ、能ク考ヘテ見ルガ宜イ。御互ノ児等ニ  
致シテモ、マダ親ノ手ヲ離レヌ位ノ幼少ナル児ヲ百里モ、  
二百里モアル遠方ヘ、遣ハサネバナラヌト申ス時ハ、親  
ノ心ハ何様ニゴザラフゾ。左様ナル遠方ハ愚、僅ニ半道  
カ、一里アル処ヘモ離シテハ遣シ得ヌ。然ルニ、無上至  
尊ニ座坐ス天照大御神様ノ御孫様、殊ニ御腋子ト申シテ  
天照大御神様ニモ格別御愛シ遊バシテ、常々御腋ノ下ニ  
御抱キ遊バシテ御坐シタル御方様ヲ高天原ヨリ此御国ヘ  
ハ、幾何万何千何百里有アルトモ知レヌ遠方デ、一度御  
別レ遊バシテハ再度御逢遊バスコトモ叶ハセラレヌ処ヘ  
御下シ遊バシタル、其時ノ御心ハ如何ニ在ラセラレタデ  
ゴザラフゾ。嗚ガシ御名残惜ウ思召サレタ事ト、恐ナ  
ガラ推量リ奉ラレルコトデゴザル。

此ハ全ク君ガ無クテハ国ハ治ラヌト万民ノ御隣愍ニ思召  
ス、厚イ有難イ神慮デ、実ニ涙ノコボレル程ノコトデゴ  
ザル。扱其御下シ遊バシタル時ニ、天子ノ御世ノ御榮ナ

サレルコトハ天地ノ有ラム限り栄エルゾヨ、ト御祝シ遊  
バシテ御下シナサレタ瓊々杵尊様ガ、則今日仰ギ奉ル天  
子様ノ御先祖様ニ座坐スガ、天照大御神様ノ御神勅ノ通、  
外ヨリ御世ヲ御統ギ遊バシタルコトモナク千古変ラズ、  
万世動カズ、御皇統御連綿ト御血統ガ御統キ遊バシテ万  
世一世ノ如ク在セラレルト申スコトハ、世界万国ニ比類  
ナク尊イ有難イコトデ、君臣ノ道ハ爰ニ立テ居ル。天下  
国家ヲ治ルニハ、君臣ノ間ノ義ホド大切ナ物ハ無イ。君  
臣ノ義ガ立サヘスレバ、父子ノ親モ、夫婦ノ別モ、長幼  
ノ序モ、朋友ノ信モ、其外ノ道モ、残ラズ具ラヌコトハ  
ゴザラヌ。君臣ガ欠ルニ於テハ天下ハ乱レテ悪イ事ハ心  
任セデゴザル。此ニ因テ、天下ヲ治ルニハ君臣ノ義ガ最  
第一デゴザル処ガ、其君臣ノ義ガ、世界万国ニ卓越致シ  
テ居ル。此ヲ以テ、此御国柄ノ尊イ宜イコトハ知レルデ  
ゴザル。

扱君臣ノ義ノコトニ付テ咄ガゴザルガ、夫ハ称徳天皇様  
ノ神護景雲三年九月ニ、弓削道鏡ト申ス坊主デ、此時ハ  
法王ノ位ニ昇テ、誠ニ天子様ノ御氣ニ入テ朝廷ノ御政事  
ハ自由自在ニ致シテ居ル奴ニ、筑前ノ太宰府ノ主神ト

申シテ、九国ニ島ノ神社ヲ支配スル官ヲ勤メテ居ル習宜  
阿曾麻呂ト申ス者ガ媚諂テ、朝廷ヘ奉聞スルニハ、宇佐  
八幡宮ノ御託宣ニ、道鏡ヲシテ天子ノ位ニ即シメタナラ  
バ、天下ハ太平ニ治ルゾヨ、ト申ス御託宣ガ有タト申上  
タ処ガ、道鏡ガ、時節到来致シタ、天子ニ成テ呉ヤウト、  
大ニ喜ンダト申スコトデゴザル。

扱天子様ガ和氣清麻呂卿ト申ス御方ヲ御召ニ成テ、勅ガ  
在ラセラレルニハ、昨夜夢ニ八幡宮ノ御使ガ来テ申スニ  
ハ、申シ上ルコトガ有ルニ因テ、尼ノ法均ト申ス者ヲ此  
方ノ処ヘ遣ス様ニ、トノコトデ有ルガ、法均ハ女ノコト  
ヂヤニ因テ遠方ヘハ得參ルマイ。汝ハ法均ノ弟デアレバ、  
法均ニ代テ宇佐宮ヘ參ル様ニ、トノ論言ガ有タ。然ルニ、  
道鏡ノ奴ハ、清麻呂卿ヲ膝元ニ呼デ、此節宇佐宮ヘ參リ、  
帰朝致シタナラバ、程能ク御返事ヲ申シ上ヨ。然ル時ハ、  
大臣ノ官ヲ褒美ニ遣スゾヨ、ト申シ含メタ。此事ヲ彼川  
柳点ニ、「ヘノコメガ即位ドコロカト喉小言」ト申シテ  
ゴザルガ、ヨク云テゴザル。定メテ面ハサアラヌ体ニ  
致サレテ居タコトデ有フガ、存外千万ナ奴ヂヤト喉デハ  
小言ヲ申サレタニ違ヒハ無イ。



扱清麻呂卿ハ宇佐宮へ參詣セラレタ処ガ、神様ノ御託宣ニ、道鏡ヲシテ天子ノ位ニ即ルニ於テハ、天下ハ太平ニ治ルゾヨ、ト申ス事デア有タ。此ハ彼阿曾麻呂ガ神官ナドニ申付テ社殿ノ内ヨリ左様ナル事ヲ申サセタコトト見えル。ソコデ其様子ト云ヒ、趣意ト云ヒ、甚疑シキ事ト思ハレテ、誠ニ丹誠ヲ抽デテ祈リ申スニハ、只今ノ御託宣ハ実ニ国家ノ一大事デゴザル処ガ、甚疑シウゴザルニ因テ何卒御靈験ヲ顕シ給ヘト、一心不乱ニ申シ上タル処ガ、忽チ御姿ヲ顕シ給ヒ、其御長ハ三丈許、御光明ハ十五夜ノ月ヲ見ル如ク在ラセラレル。ソコデ清麻呂卿ハ、魂モ消ル様ニ恐多クテ仰ギ見奉ルコトガ出来ヌ。扱御託宣遊バスニハ、此御国ハ君ト臣トノ分限ガ定メテアルコトデ、臣ヲ以テ君トナスコトハ昔ヨリ無イコトヂヤ。然ルニ弔削道鏡ハ悖逆無道ナル奴デ、輒ク天子ノ位ニ昇ラフト望ム。甚以テ不届千万デアル。我国ノ天子ノ位ニハ必皇統ヲ立ル道デアルニ因テ、道鏡ノ立腹ヲ恐レルコトナク、此方ノ申シタル通、有体<sup>アリタイ</sup>ニ奏聞致セヨ、此方ハ屹度汝ヲ救フゾヨ、トノ御託宣デアル。清麻呂卿ハ、誠ニ有難フ思テ都ニ帰リ、其趣ヲ奏聞致サレタ処ガ、道鏡ハ目論見

ガ違テ大ニ怒リ、清麻呂卿ヲ因幡国ノ員外介ト申ス輕イ官ニ貶シ、姓名ヲ別部穢麻呂ト改メテ、更ニ大隅国ヘ流罪ニ行ヒ、其デモ腹ガ癒ヌ故ニ、人ヲ遣シテ殺サフト致シタル処ガ、不測ナル哉、折節大神鳴大雨降デ白昼ガ夜ノ如ク暗ク成タニ因テ、右道鏡ノ使ガ得出立セズ、猶予シテ居ル内ニ勅使ヲ御立ニ相成テ殺スコトハ成ラヌトノ勅諭ガ在ラセラレタニ因テ、清麻呂卿ハ辛ウジテ命ヲ助カリハ致シタガ、脚ノ筋ヲ引抜レタ故ニ歩行ガ叶ハヌ。漸駕籠ニ乗テ豊前宇佐郡栲田村ト申ス村マデ參ラレタル処ガ、猪ガ三百匹許出テ、清麻呂卿ノ通行セラレル道ノ両側ニ立テ、道案内ヲ致シテ宇佐宮へ參着致サレタ処ガ、彼癩テ居ル脚ガ元ノ通りニ全快セラレ、歩行ノ出来ル様ニ成タ、ト申ス事デゴザル。夫而已ナラズ、御託宣ガ有テ、御神領ノ綿ヲ八万余屯ト申シテ、大造賜リタル処ガ、大官司以下ノ神官、国中ノ百姓等ニ残ラス分テ与ヘタ、ト申スコトデゴザル。

扱彼猪ハ宇佐宮マデ郷<sup>ミヤノチ</sup>導シテ、其ヨリ山ヘ這入タト申スコトデゴザルガ、其山ヘ猪山<sup>チヨサマ</sup>ハ幡宮ト申スガ、唯今御祭申シテアル。又栲田村<sup>シモトダ</sup>ヲ當時ハ和木村ト申ス。此ハ和

氣村ヲ訛々物ト見エル。其村ニ清麻呂卿ノ船繫石ト申シ伝ヘタル石ガゴザル。扱清麻呂卿ハ大隅国ヘ参ラレテ居タル処ガ、天子様ノ御代ガ代ツテ、道鏡ハ下野国ノ薬師寺ノ别当ト云ニ貶サレテ、死去致シタ時ハ平人ノ取扱ヲ以テ葬式ヲ執行フタト申スコトヂヤガ、清麻呂卿ハ御召還ニ相成リ、本ノ官位ニ御復シニナリ、追テ民部卿兼造宮ノ大夫美作備前国造、ト申ス重イ官ヲ賜リ、扱薨御致サレテ後、淳和天皇様ノ天長二年ニ正三位ノ御位ヲ下サレ、尚又先年御社ヲモ御立ニ相成リ、護王大明神ト申ス御社号ヲ賜ハツタルコトヂヤガ、当昔ノ御靈験ノ嚴重ナルコトハ、誠ニ惡逆無道ナル奴ノ肝ヲ破ルベキ御託宣デ、有難キ事ハ申スニ及バズ、清麻呂卿ノ君臣ノ大義ヲ過ラレズ、飛鳥ヲモ落ス如キ道鏡ヲ、屁トモ思ハズ、有ノ俣ニ奏聞致サレタルコトハ、実ニ万世ノ後マデ臣子タル者ノ鏡ト致スベキ大忠臣デ、天理人道ニ叶フタル御方デゴザル。

扱又君臣ノ義ノ次ニハ、父子親アリト申スコトガ大切ナ事ヂヤガ、実ノ親子ニテ、子ガ親ニ孝行ヲ尽シタル例ハ、和漢古今ニ数多クアルコトデ、今更申スマデモ無イガ、

爰ニ姑ト妻トノ咄ガゴザル。夫ハ大阪ニ名アル医者ガアル処ガ、サル女房ガ頻リニ音信ヲ致シテ懇意ヲ結び、近日ノ内ニ夜分内々御頼申シ度事カゴザル趣ヲ下女ヲ以テ申シ遣シ、扱約束致シ置テ、其晩ニ彼女房ガ参テ、今晚ハ大切ナル御願ガゴザル。叶ヘテ下サレ様カト申スニ因テ、彼医者ガ、承ツタ上ハ随分違背ハ致スマイト申ス。ソコデア女房ガ然ラハ毒薬ヲ申シ受度ゴザルト云故ニ、夫ハ々々イト安イコトデゴザル。去ナガラ、其毒薬ヲ用ユル人ハ男デ有マスカト尋ネタレバ、イヤ々々女デ有マスルト云。其女八年ノ頃幾ツ計デゴザルカト尋ネタレバ、五十余リ、六十近クデゴザリマスルト申ス。然ラバ、御薬ヲ差上マセウガ、此方ノ家ノ秘伝デ、急ニ殺シテハ、総身ガ紫色ニ相成テ、人ガ必疑ヲ発ス故ニ、二月モ三月モユルノト用ヒネバナラス。其用ヒ様ハ彼薬ヲ餅ニヌリ、其人ノ淋シクシテ居ル時ヲ見合セテ、毎日ノ用ユルガ宜イ。且又遠カラズ死去致スコトデゴザレバ、何事ニ依ラズ、其人ノ心任セニ致シテ随分イタハルガ宜イ。左様致セバ、毒ガ早く廻ツテ、其時コソ本意ヲ遂ラレルコトデゴザル。明晩マデニ、薬ヲ調合致スニ因テ、人ヲ

取りニ遣ハサレイト申シテ、其翌晩粉薬ヲ壺ニ入テ与ヘ  
タガ、其後二月計立テ、彼女房ガ夜彼医者ノ処ヘ参リ、  
サメザメト泣テ申スニハ、何ゾヤ御薬ヲ下サレテ、誠ニ  
有難ク存ジマシタガ、此節ハ、先日ノ御願トハ誠ニ相違  
致シタ御願デゴザルガ、何卒先日ノ毒ヲ消ス御薬ガ頂戴  
致シ度ゴザリマス。何程ノ高薬デモ苦シカリマセヌト申  
ス。ソコデ、医者ガ其ハ中々叶ウコトデゴザラス。最早  
毒薬ヲ用ヒタル上ハ、ドノヤウニ治療ヲ致シテモ養生ハ  
叶ハヌ、ト申シタレバ、女房ハ、大ニ嘆イテ、実ハ私ノ  
姑ニ呑シタノデゴザルガ、常々中ガ悪クテ、余リ／＼ツ  
レナウ致サレルニ因テ、御薬ヲ御貰ヒ申シマシタ。然ル  
ニ、近來ハ余程姑ノ心モ和ギ、私ヲ随分愛シテシタサレ  
ル。此ハ全ク私ノ心ノ用ヒ様ガ悪クテ、姑ノツレナウ有  
タノデゴザル。姑ヲ恨ミルト申スハ、甚勿体無イコトデ  
有リマスル。其毒薬ヲ消ス薬ガ無イトゴザレバ、私ハ生  
テハ居ラレヌ。淵川ニテモ身ヲ投ルデゴザラフト申シテ  
返ル故ニ、医者ガ引留テ申スニハ、始ヨリ御咄ノ趣ヲ承  
ルニ、定メテ姑御ニ飲セラレルノヂヤト御察シ申シタ故  
ニ、毒薬ト申シテ差上タルノハ、砂糖ニ益氣湯ヲ調合致

シタノデゴザルカラ、何ノ毒ニナリマセウ。生涯御上ゲ  
ナサレテモ何ノ障モ有ルコトデゴザラス、ト申シタレバ、  
彼女房ガ手ヲ合セテ、扱々有難イ事デゴザル。母ヲモ殺  
サズ、我身モ死ナズ、夫婦ノ中モ睦ジウシテ、此世ヲ暮  
ス様ニ相成タハ、偏ニアナタ様ノ御蔭ニゴザリマス。一  
方ナラヌ御厚恩ノ程ヲ何ノ世ニカハ忘レマセウト、厚ク  
礼ヲ申シテ帰タ、ト云コトガゴザルガ、此ヲ以テ見レバ、  
人ニ鬼ハナイ。魚心アレバ水心アリ。此方ノ仕方ガ宜シ  
ケレバ、悪イ人ハゴザラス。能ク此処ヲ心得テ、神様ヨ  
リ生付下サレタル真心ノ随ニ偽ラズ、飾カサラズ、信実ノ心  
ヲ以テ、人ノ人タル道ヲ行ヒ、即チ御教則ノ第二ケ条ニ  
アル処ノ、天理人道ヲ明ニスベキ事、トアル御趣意ニ背  
カヌ様ニト、心掛ベキ事デゴザル。

皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムベキ事

扱三ケ条ノ御教憲ノ第一ケ条、第二ケ条ハ、一昨日ヨリ  
昨日ニ掛テ説教致シタガ、今日ハ第三ケ条ノ皇上ヲ奉戴  
シ、朝旨ヲ遵守セシムベキ事ト申ス御趣意ヲ、説教ニ及  
ブ事ヂヤガ、一昨日申シテ置ベキコトヲ失念致シテ申シ

落シタニ因テ、今日申スガ、説教ト申ス物ハ、聞ク人ガ  
千差万別デ堅キ事ヲ申セバ、今少シ易イ事ヲ申セバ宜イ。  
ト思フ人モアリ。易イ事ヲ申セバ、其位ナ事ハ知レタコ  
トヂヤ、ト聞ク人モアリ。甚拙者モ心配致スガ、併シ堅  
イ事ヲ聞度ト思フ人ハ志ノ篤イ人ヂヤニ因テ、拙者ノ休  
息所ニ遠慮ナク参ラレルガ宜イ。随分咄モ致ス。此ニ因  
テ、漢語ヤ、御国ノ雅言等ハ相成リ丈用ヒズ、俗言平語  
デ、素人ノ分リ易イ様ニト、其ヲ先務ニ説クコトヂヤカ  
ラ、其心得テ聞レル様ニ致シ度物デゴザル。

扱第三ケ条ノ御趣意ハ、天子様ヲ御尊敬致シ、朝廷ヨリ  
仰デサレル趣ヲ背カズ、遵ヒ守ル様ニトノコトデゴザル。  
抑此御国ノ天子様ハ如何致シタ御方様ソ。又如何致シタ  
御方様ノ御末孫様ニ座坐スゾト申スニ、天地ノマダ出来  
又最初ヨリ、天御中主神、高皇産靈神、神皇産靈神、ト  
申シ奉ル御三方様が在ラセレレ、其御三方様ノ御功德ニ  
因テ、伊邪那岐命、伊邪那美命、ト申ス男女二柱神様が  
御出来遊バシ、其御子様ガ天照大御神様デ座坐ス。御親  
神様ノ伊邪那岐命様ガ天照大御神様ヲ高天原ノ君トナシ  
奉リ、今日ニ至ルマデ、御照シ下サルコトデゴザルガ、

此天照大御神様ノ御子様ヲ天忍穗耳尊ト申シ奉リ、其御  
子様ヲ瓊々杵尊ト申シ奉ル。此瓊々杵尊様ヲバ、腋子ト  
申シテ、天照大御神様ガ大ニ御愛シ遊バシテ、常ニア  
ナタノ御腋下ニ御抱遊バシテ座坐シタ、ト申スコトデゴ  
ザル。昨日モ申シタ通り、瓊々杵尊様ヲ天下ノ君トナシ  
奉リ、高天原ヨリ此御国ヘ御下シ遊バス時ハマダ御幼少  
ニ座坐シテ、真床覆衾ト申シテ、唯今ノ蒲団ノ如キ物ニ  
裏ミ奉リ、御下シニ相成タルコトデゴザルガ、無上至尊  
ニ座坐ス天照大御神様ノ御孫様ト申シ、御幼少ニ座坐ス  
上ニ、殊ニ御愛シ遊バサレル御方様ヲ幾何万何千何百里  
アルトモ知レヌ遠方ヘ御下シナサレルノハ、全ク下万民  
ヲ治ル君ガ無クテハ各難洪ニ及プト申ス処ヲ御勸考遊バ  
シテ、厚イ御隣愍ノ思召ヨリノコトデゴザル。粗略ニ思  
ハレルコトデ無イ。

扱其御下シニ相成ル節ニ、天兒屋根命、天太玉命、天鈿  
女命、伊斯許理度売命、玉祖命ト申ス神々様ヲ始メトシ  
テ、数多ノ神様ヲ副テ御下シニ相成、尚又謂ユル三種神  
器ト申シテ八咫鏡、天叢雲劍、八咫勾玉ノ三品ヲ賜ハリ、  
此ヲ以テ永ク御即位ノ節ノ璽ニセヨト勅ガ在ラセラレ、

且又仰セラレルニハ、天子ノ御代ノ御榮ナサレルコトハ  
天地ノ尽ル時無キガ如ク、替ラセラレヌゾヨ、ト天照大  
御神様ガ御祝シ遊バシテ御下シニ成タルコトヂヤガ、其  
御勅詔ガ実ニ炳イテシ焉ク、千秋万歳後ノ今日ニ至ルマデ御  
皇統御連綿ト御続キ遊バシテ、天ノ下ヲ御治メ遊バスニ  
因テ天子ト申シ奉ルノデゴザル。天子ト申ス心ハ天津神  
ノ御子ト申スコトチヤガ、其天津神ト申スハ、即天照大  
御神様ノ御事デゴザル。抑皇国ニ於テ、子ト云事ハ、子  
孫ヲウミノコト申シテ、幾代後ノ人デモ子ト申スガ皇国  
ノ道デゴザル。ソコデ、当今様ニ於セラレテモ、取りモ  
直サズ天照大御神様ノ御子様デゴザル。此ニ因テ、天子  
ト申シ奉ルハ至当ノ義デゴザル。

然ルニ、唐土デ彼国ノ王ヲツラマヘテ、天子ト申スコト  
ハ、何ノ謂モ訳モ無イコトデゴザル。ナゼト申スニ、彼  
国ノ王ハ、此御国ノ様ニ天地開闢ノ始ヨリ王ノ血脉ガ統  
イテ居ルデモ無シ。昨日マデ鋤歛ヲ取テ耕シタル山賤モ  
今日ハ天子ヂヤト申シテ居リ、今日百官ヲ具シテ朝ニ臨  
ミタル天子モ、明日ハ囚人ト成テ斬ラレタリ、殺サレ  
タリ致シテ、名ハ天子ト雖モ、天津神ノ御子デ無イ故ニ、

ケ様ニ輕々シイノデ実ニ有名無実デゴザル。

然ルニ、遷後ムカノ世ニ至テ、白虎通ト申ス書ニ、所<sup>ニ</sup>以<sup>テ</sup>稱  
ニ天子<sup>一</sup>者何、王者父レ天母レ地、為<sup>ニ</sup>天之子<sup>一</sup>也、ト申  
シテアルガ、天地ノ間ニ包マレテアル物ハ、我々御互ヲ  
始メ、鳥獸モ蟻螻モ草木モ悉ク天ヲ父トシ、地ヲ母トシ  
テ居レバ、此等ヲモ天子ト申シテ宜イカ、左様ニハ云ハ  
レマイ。又援神契ト申ス書ニハ、天覆地戴謂<sup>ニ</sup>之天子<sup>一</sup>、  
ナドト書テアルガ、此以テ聞エヌコトデゴザル。天ハ覆  
ヒ地ハ戴セテ居ル間ニ、住テ居ラヌ物ハ何一ツ無イ。サ  
スレバ、鳥獸モ天子、草木モ天子デゴザル。ソコヂヤニ  
因テ、外国ノ王ヲ天子ト云ベキ謂ハ一切無イコトデ、天  
子ト申シ奉ルベキハ此御国ノ天子様御一人様ニ限ル言葉  
デゴザル。

昔ヨリ天子様ノ御事ヲ、現神アキツ、或ハ現人神トモ申シ奉ル  
ガ、此ハ人ト現ハレテ座坐ス神様、ト申ス詞デ、世ニ生  
神様ト申ス心デゴザル。実ニ生神様ニ相違ハゴザラヌ。  
既ニ箇様ナルコトモゴザル。元禄十七年ノ頃、柳原大納  
言殿ガ江戸表ヘ勅使トシテ御下向ガ有テ、京都ヘ御返リ  
ナサレル節ニ、御草履取ガ御草履ヲ道ニ落タルコトヲ知

ラズニ行タ処ガ、其辺ノ百姓ガ<sup>ヒコ</sup>撫テ、是ハ見事ナ草履  
ヂヤト申シテ、佩テ見タ処ガ、忽両足ガ腫テ動クコトガ  
出来ヌ。夫ヲ柳原殿ノ御草履ト云コトヲ見覺エテ居タ者  
ガ有テ、高貴ノ御方ノ御草履ヲ下賤ノ身トシテ佩タニ因  
テ罰ヲ蒙タノヂヤ、ト申聞タル者ガ有タ故ニ、御詫ヲ申  
シ上ゲタル処ガ、唯一言赦ス、ト仰セラレタレバ、最早  
本腹致シタ、ト申スコトデゴザル。此ハ天子様ノ御使デ  
ゴザルガ、夫デサヘ其通り、況ヤ天子様ノ尊イ事ハ推計  
リ奉ラレルコトデゴザル。

又旧幕ノ老中ヲ勤メラレタル脇坂候ノ咄ニ、先年伏見宮  
様ノ江戸へ御下向ノ時ニ、御馳走役ヲ命セラレテ色色丁  
寧ヲ尽シテ致シタガ、御飯丈ハ常ノ通りニ下人ニ焚セタ  
処ガ、其者ガ俄ニ大熱ガサシテ炊クコトガ出来ヌ。ソコ  
デ、人ヲ替テ炊セタ処ガ、同じク大熱ガサシテ煩ウ。又  
人ヲ替テ炊セルニ、又候同様デ炊クコトガ出来ヌ。此ニ  
因テ、其掛リノ役人ガ、其趣ヲ脇坂候へ申し出タレバ、  
伏見宮ハ親王家ニ座坐ス、末ノ世トハ申しナガラ下々ノ  
者ガ御飯ヲ炊テハ恐多イト有テ、士ニ申付テ座敷ニ於テ  
炊セタル処ガ滞無く出来タ。ト申スコトヲ咄サレタ趣デ

ゴザル。此ヲ以テモ、天子様ノ尊コトハ推量リ奉ラレル。  
又雄略天皇様ガ大和国ノ磐余ト申ス処ニ都遊バシテ座坐  
ス時ニ、雷鳴ガ致シタ。爰ニ天皇様ガ<sup>オヒサユ</sup>小子部<sup>ベノスガ</sup>輕ト云人  
ニ勅ガ有テ、アノ雷ヲ捕ヘテ參レトノコトヂヤニ因テ、  
輕ガ畏リ奉リ、緋ノ綱ヲ額ニ掛ケ、赤キ幡ト鉢トヲ持  
テ馬ニ乗り、大声ヲ揚テ鳴雷神ヨ、天皇様ノ御勅詔ナル  
ゾ、此処ニ落ヨ〜ト、呼ハリ〜、逐掛タル処ガ、不  
測ナル哉、豊浦寺ト飯岡トノ間ニ落タ。夫ヲ籠ニ入テ御  
所へ持返リ、觀覽ニ御備へ申シタル処ガ、雷ガ光ヲ放テ  
炫ヤイテ居ル。天子様ヨリ御備物ナド遊バシテ、即テ本  
落タル処へ御返シ遊バシタ。其地名ヲ雷岡ト申ス。扱栖  
輕ガ死去致シタ後ニ、雷ノ落タル処ニ輕ノ墓ヲ御立遊  
バシテ、石碑ノ柱ニ、取レ雷栖輕之墓也、ト御記サセ遊  
バシタレバ、彼雷ガ、夫ヲ惡ミ怒テ攫ミ崩サント存ジテ、  
其石碑ニ落掛タレバ、石碑ノ柱ノ<sup>サカ</sup>拆タル間ニ<sup>ハサマ</sup>狹ツテ、  
更ニ動クコトガ出来ヌ。是ニ於テ天子様ヨリ、更ニ石碑  
ヲ御立遊バシテ、<sup>イキアセ</sup>生之<sup>シニセ</sup>死之<sup>シニセ</sup>捕レ雷栖輕之墓、ト御記  
サセ遊バシタルコトガゴザルガ、輕モ素ヨリ剛勇無敵  
ノ人デハアレドモ、天子様ノ御勅詔ヲ蒙ラネバ、中々左

様ナ事ノ出来ル訳デ無イ。是以テ、天子様ノ尊イ事ハ知レル。夫故ニ、万葉集ニ、柿本人麻呂ノ長歌ニ、山川モヨリテ仕フル神ノ御代鴨、ト有テ、山ノ神川ノ神様モ、天子様ヘハ依リテ御仕ヘ申ス御代デアアル、ト詠レテゴザル。況ヤ我々共ニ於テハ天朝ヲ戴ズニ相濟モノカ、勅諭ヲ畏マラズニ相成ルモノカ、考ヘテ見ルガ宜イ。

又後醍醐天皇様ノ笠置山ニ御坐シテ、近国ノ兵軍ガ、多分御従ヒ申スト云事ガ、賊ノ北条方ニ聞エタニ因テ、九月朔日、京ノ六波羅ヨリ十万余騎ノ大軍ヲ差向テ数度ノ合戦ガ有タル処ガ、何モ官軍ガ御勝利ガアル。ソコデ、北条ノ賊軍モ攻アゲンデ、遠攻ニシテ控ヘテ居ル。然ルニ、二十九日ノ夜ニ、密ニ笠置山ニ忍ビテ登リ、御殿ニ火ヲ掛ケタ奴ガアル。此奴コヤツハ陶山藤三義高ト、小宮山次郎氏真トノ二人デゴザルガ、此時手引ヲ致シタ者ハ、笠置山ノ東ニ飛鳥路ト云村ガ有テ、其村ノ者ヂヤト申ス事デゴザル。然ルニ、不思議ヤ、其奴ガ子孫ガ、今ニ至ルマデ代々血脈ヲ引テ悪病ヲ煩ウ趣デゴザルガ、是ハ天子様ヘ対シ奉テ左様ナ悪事ヲ致シタ神罰デ、未ガ末マデモ御見セシメト見エル。実ニ其位ナ事ハ、有ルベキ筈ノ事

デゴザル。其笠置山ト飛鳥路トハ隣村ナレトモ、今以テ敵カキノ様ニ致シテ、婚姻ヲモ結バズ、付合デサヘ、シカジカ致サヌト申ス事ヂヤ。

支那ノ書ニモ、普之天下、無レ非ニ王土一、率土之浜、無レ非ニ王臣一ト申シテアル通りデ、三畝ナリ、五畝ナリ、壹反ナリ、銘々ノ屋敷ヂヤ、領分ヂヤト、人々心得テ居ルケレトモ、此リヤ、心得違デゴザル。夫皆天子様ノ御土地ヲ拝借シテ居住シテ居ルノデコソ有レ、一尺ノ土地デモ一寸ノ地面デモ自分ノ物デハ無イ。唯其地面計リテ無イ。家モ倉モ自分ノ物デ無イ。又其家倉計リテ無イ。我此体モ我ガ物デ無イ。此以テ天子様ノ物デゴザル。ナゼト申スニ、我物ナラバ家倉ニセヨ、此体ニセヨ、如何ナル事ヲ致シテモ頓着ハ無イ筈ノ処ガ自由ニハナラス。御規則ヲ背クコトガアレバ、忽天子様ヨリ御罰シ遊バス。サスレバ、我ガ物ニシテ我ガ物デ無イコトヲ知ルガ宜イ。我ガ体ニ属ツクテ居ル物ハ、唯善悪ノ行ヒ計リデゴザル。善事ヲ致シテモ悪事ヲ致シテモ、夫ハ我体ニ属テ居テ、幽冥ニ參ル進物、子孫ヘノ土産ニナルコトデゴザル。右申ス通り、何一ツ我物ト申シテハ無イ。皆天子様ノ物デゴ

ザレバ、寝ルモ、起ルモ、食フモ、着ルモ、皆御恩ノ中ニイタシテ居ルコトデアレバ、其御恩ヲ忘却シテ朝敵ナドニナルト云コトハ、禽獸モ同様デゴザル。

併シ禽獸ニモ箇様ナコトガゴザル。五雜俎ト云書物ノ中ニ、鷹ニ、鶻スズメドリト申スガゴザル。夫ハ鷹ガ小鳥ヲ攫ツクテ自身ノ足ヲ温ヌグメテ寝ル。扨朝ニナレバ、其鳥ヲ遁ニガシテ遣ル処ガ、其小鳥ガ東ニ遁タ日ハ、其日ハ終日、鷹ガ東ニ行テ小鳥ヲ取ラヌ。西へ遁タ日ハ、其日終日、西ニ行テ小鳥ヲ取ラヌ、ト申スコトガ記シテアル。夫ハ何故カト云ニ、前夜己レガ足ヲ温メテ貰フタル恩ヲ忘レヌノデゴザル。又謝肇制ガ書タル塵余ト云書ニ、一人ノ酒商サケヤヲスル者ガ有テ、其ノ頃、蠅ガ酒桶ノ中ニ落込メバ、直ニ上ゲテ蠅ノ体ニ灰ヲ振掛テ遣ル、灰ガ其湿リヲ吸取ル故ニ蠅ガ助ル。毎日〳〵左様ニ致シテ助ケテ遣タルコトガ数多ノコトデゴザル。其後右ノ男ガ盜賊ヨリ云ヒ掛ケヲシラレテ、吟味ノ節ニ、申シ訳ヲ致スケレドモ申シ分ガ立ズ。終ニ罪ニ陥テ、役人ガ口書ヲ認ル時ニ、筆ヲ執テ、字ヲ書ントスレバ、数十万ノ蠅ガ来テ、筆ノ鋒サキニ集ツテ字ガ得書レヌ。追除レバ又集ル。幾度逐除ケテモ払ヒ除

ケテモ集ツテ来テ致シ方ガ無イ。ソコデ、此ハ奇妙ナルコトデアル。是レニハ仔細ガ有ルコトデ有フト思テ、再吟味ヲ遂タル処ガ、全ク盜賊ヨリ云ヒ掛ケヲ致サレタノデ、無失ノ罪ト申ス処ヲ以テ赦サレタト記シテゴザルガ、一寸ノ虫ニ五分ノ魂ト申シテ、僅ナル虫デザへ恩ハ忘レヌ。又右申シタル鷹ノ鶻デモ同様、恩ヲ報スルコトハ知テ居ル。況ヤ人ハ万物之靈デアレバ、朝夕昼夜ノ差別ナク、一日片時ノ間ト雖モ御恩徳ヲ蒙テ居ル天子様ヲ粗略ニ思ヒ奉テ相済ム事カ。御恩ヲ忘レテナル物カ、万ガ一ニモ其広大ナル御恩ヲ忘却致スニ於テハ鷹ヤ蠅ノ如キ物ニモ及バヌ、ト申ス物デゴザル。殊ニ御国ノ天子様ハ先刻モ申シタ通り、天照大御神様ヨリ御皇統連綿ニ座坐シテ、他ヨリ御位ヲ即タル例モ無イ。誠ニ無上至尊ノ御方様デ、外国ノ王ナドトハ雲泥ノ相違デゴザル。赤泉ナドデハ、孔丘ガ春秋ニ記シテアル処ハ、僅ニ二百四十余年ノ間デゴザルガ、其間ニ君ヲ弑シタル者ガ三十余人ト、葛花ニ記サレテアル。尤此レハ一国ノ君デ申サバ、従前ノ大名ノ如キ者デゴザルガ、其国柄ガ悪クテ右ノ通り乱リガハシイノデ、是ニ准シテ王ノ軽々シイ処ハ知レルデ



ゴザル。

又秦ノ始皇ガ周ヲ滅シテ王ト成テヨリ以降清ノ世ニ到ルマデヲ、荒増調ベテ見ルニ、己レ天子ヂヤ、王ヂヤト誇テ居ル者ヲ弑シタル者ガ四五十人計ゴザル。是レハ其大本ガ天津神様ノ御子ア無ク、実ノ天子トハ申サレズ、卑賤ノ者ガ、ヘアガツテ成タルノヂヤニ因テ右ノ通デゴザル。皇國ノ天子様ハ左様ナル類トハ同日ノ論デ無イ。取リモ直サズ、天照大御神様ノ御子様ニ座坐セバ叛奉ルコト出来ヌ。万一叛奉ルニ於テハ、天照大御神様ニ叛奉ル詛ニ当ル故ニ、必神罰ヲ蒙ルニ違ヒハ無イ。此レニ因テ飽マデモ御尊敬申シ、尚又御布告向ヲモ謹テ遵ヒ守ラネバナラス。

當時ハ、万事御一新ノ折柄デ、従前トハ違ウ事ガ多イ。兎角新法事ト申ス物ハ、人ガ彼此誹議スル物デゴザルガ、是ハ甚心得違デゴザル。拙者ハ豊前ノ中津デゴザルガ、三四里モ參レハ山里ニナル。其山中ノシカモ一軒家デ、誠ニ淋シイ穢イ家ニ住テ居ル者ガ、偶上京スルカ、伊勢參宮ヲ致スト申シテ旅立ラスル処ガ、住メバ都、我が家ホド結構ナルコトハ無イ、ト申シテ日数百日ノ積リデ出

タ者ハ、六十日カ、七十日デ差急イデ帰ツテ来ル。其家

ハ綺麗ナ賑ヤカナカト申セバ、山ノ中ノ一軒家ノ、雪隠ニハ、薦ノ下ゲテアル位デゴザル。奇妙デハゴザラヌカ。然ルニ、其者ガ京カ、大阪ニ暫ク奉公デモ致シテ居ルト、結構ナル味ヲ食出シテ、最早田舎ノ穢イ家ニ帰ルコトカイヤニナル。朝廷ヨリ仰出サレル御布告向モ、其通り、従前ノ仕来リト云ヘバ、譬ヒ惡事デモ左程ニ思ハヌ。新法事ト云ヘバ、美事デモ合点致サヌ。併シ追々居り合ガ付テ、御一新ノ味ヲ食出スニ於テハ、従前ノ旧弊ガ分ツテ、成程有難イ御政事ヂヤト思知ル様ニナル故ニ、何事モ畏リ奉リ、有難ウナル御時節ヲ待ツガ宜イ。是カ則皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守スル詛デゴザル。

唯今読上ゲタルノハ、天照大御神様ガ御孫瓊々杵尊様ヲ高天原ヨリ此御国へ御降遊バシテ、天子様トナサレル時

於是天照大御神御手棒ニ持鏡劍一賜而詔曰豊  
葦原水穗國者吾子孫可レ王地也云々此之鏡  
者專為ニ吾御魂ニ而如レ拜ニ吾御前令レ坐ニ同殿  
同床而宜ニ齋奉一宝祚ノ隆當下与ニ天壤ニ  
無上レ窮矣

ノ御言葉ガ神典ニ見エテアル所デゴザルガ、其大意ヲ荒増申セバ、天叢雲劍ト、八咫鏡トヲ、天照大御神様ヨリ瓊々杵尊様ニ御渡シニ相成リ、扱御勅詔ガ在ラセラルルニハ、彼國ハ吾ガ子孫ノ代々、君ト成テ治ムベキ國デア。此鏡ヲバ専ラ此方ノ御魂ト思ヒ、此方ニ仕ヘルモ同様ノ心得ヲ以テ、同ジ御殿、同ジ御床ニ居テ、朝夕仕ヘ奉リ、此鏡ヲ拜メヨ。天子ノ御代ノ榮エルコトハ天地ノ有ラム限り尽キハセヌ、トノ御勅デ有タガ、御代々ノ天子様ハ、其御勅詔ヲ御守リ遊バシ、大切ニ思召レテ、其御鏡ヲ同御殿、同御床ニ鎮奉テ、毎朝々々御拜ヲ遊バシ、千万年後ノ今ノ天子様ニ至ルマデ、相替ラズ同様ニ遊バサレルト申スコトハ、御先祖様、御親神様ヘノ御孝行デゴザル。

又天照大御神様モ右ノ御勅詔ヲ御下シ遊バシテヨリ、千万年後ノ今日ニ至ルマデ、其御勅詔ノ通りニ天子様ノ御世ヲ御守遊バシ、尚又此上モ天地ノ有ラム限りハ御守遊バスト申ス処ハ、御子孫様ヲ御愛シ遊バス処ノ有難イ大御心デ、詞ニハ何共申サレヌ程ノコトデゴザル。赤県デ父子有レ親ナド申ス道ハ、早く神世ヨリ立テアルコトハ

右ノ御勅詔ヲ以テモ知ルガ宜イ。抑親ノ子ヲ思フ事ハ実ニ限りモ無イコトデ、其兒ノ愛イサ、アイラシサ、云フニ云ハレズ、書クニ書レヌ物デ、万葉集ノ歌ニモ、「白金モ黄金モ玉モ何セムニマサレル宝子ニシカメヤモ」ト有テ、金銀ヤ玉ナドハ世ノ中ノ宝ニ相違ハ無イ。併シ我が子ノ愛イサニ比ベテ見レバ、其等ノ宝ハ何ニスル物カ、無クテモ宜イ。子程ノ宝ハ世ノ中ニ無イ物ヂヤ、ト詠タル歌デゴザルガ、実ニ子程ノ宝ハアリハセヌ。又康季王ノ御母ノ歌ニ、「人ノ子ノ親ニナリテゾ我親ノ思ヒハイトド思ヒシラルル」トモゴザルガ、此歌ノ心ハ、親ニ仕ヘテ居ル間ト雖、親ノ恩ノ有難サヲ知ラヌ者ハ無イ。併シ此方ガ兒等ヲ持テ親ニナル時ハ、我子ノ愛イサニ引比ベテ考ヘテ見レバ、益々有難クナル、ト申ス意デゴザル。俗ニ、子ヲ持テ知ル親ノ恩、ト申ス処デゴザル。扱父ト母トノ御恩ハ子タル物ヨリ何レガ厚イトモ、薄イトモ、分ケ隔ヲ致スベキ筈ノコトデ無イ。両親共ニ大切ニ致サネバナラヌ。然ルニ、赤県デ、南秋江ト云人ノ、鬼神論ニ申シテアルニハ、或人ガ、季子ト云人ニ、母ハ骨肉ガ続イテ居マスカト問タレバ、季子ガ答ヘルニハ、五穀ハ

土ニ植テ生長スルケレドモ、枝モ葉モ悉ク種カラ出テ、  
一ツモ土ニハ屬ク物ガ無イ。種ハ父デ土ハ母デヤニ因テ、  
母ハ此方ヲ育ル骨折ハ父ト同ジ事ナレドモ、骨肉ヲ分ヌ  
カラ母ニハ恩愛ハ無イニ因テ、周ノ世ノ定ニハ同姓不レ  
婚ト申シテ、母ヲ卑シメタ物デヤ、ト申聞キタル処ガ、  
其者ガ返ツテ母ニ申スニハ、昨日季子ヨリ承ルニ、母ニ  
ハ恩モ親モ無イ物デヤト云テ、其後ハ母ヲ粗末ニ取扱  
フタ、ト申スコトデゴザルガ、此レハ其定メヲ立タ人ガ  
草木ノ実ノ土ニ植テ生スル処計ヲ見テ、夫ニ執着シテ、  
深く考ヘモセズ、箇様ナ馬鹿ナ定ヲ致シタ物デゴザル。  
其ハ先テ、親ノ滴ガ母親ノ腹中ニ入テ懷妊致シ、出産  
ノ節ニ胞衣ト云ガゴザルガ、彼胞衣ヨリ二筋ノ管ガ有テ、  
其二筋ガ一ツニ、繩ノ様ニネジレテ子供ノ臍ト続イテ居  
ル。此レハ、所謂臍ノ緒デゴザル。此臍ノ緒ガ二筋ニ  
成テ居ル訳ハ、其一筋ハ母ノ動脈ニ続イテ、此カラ母ノ  
血ヲ臍ニ受ケ、児ノ腹中ニ入レ、是デ体ヲ拵ヘル。其余  
タル血ヲバ今一筋ノ管ニ送テ母ノ靜脈ニ返シテ、其カラ  
母ノ心ノ臟ニ戻ス為メデゴザル。右申ス通り、母ノ血ヲ  
臍ニ受テ、児ノ腹中ニ入レテ、夫デ体ヲ拵ヘル物デアレ

バ、赤泉デ、母ヲ卑メテ恩徳ハ無イデヤノ、骨肉ハ分ケ  
ヌデヤノ、ト申スハ甚当ラヌ事デゴザル。俗説ニ、腹ハ  
借り物ナド申スコトハ赤泉ノ風ノ移タノデゴザル。御国  
ニ於テハ腹ハ大切ニ致ス。此等ノコトハ、西洋ノ窮理説  
ニ依テ見レバ、ヨク知レルコトデゴザル。勿論夫婦ノ上  
テハ、男ハ貴ク、女ハ卑イト、神代ヨリ御立遊バシテア  
ルガ、子ヨリ申ス時ハ、父母ノ恩愛ニ立隔ヲ致スベキ筈  
ハ無イ。此処ハ人ノ児タル者ハ、ヨク勘弁致シテ居ラネ  
バナラヌコトデゴザル。

扱親ニ孝ヲ尽シタル例ハ、和漢古今ニ数多アルコトデゴ  
ザルガ、其中デ元正天皇様ノ養老年中ニ、  
丈部路忌寸石勝ト云人ト、秦大麻呂ト云人ト、官ノ漆  
ヲ盗タル罪ニ因テ、兩人共ニ流罪ヲ仰付ラレタル処ガ、  
石勝ノ息ノ祖父麻呂ト云ガ年ガ十二歳、安頭麻呂ト云ガ  
九歳、乙麻呂ト云ガ七歳、然ルニ、兄弟三人手ヲ引連合  
テ御役所ヘ参リ、申上ルニハ、此節親ガ御役所ノ漆ヲ盗  
タル罪ニ依テ島流シニ仰付ラレマシタガ、是ハ全ク家ガ  
貧乏ニ有テ、私共三人ノ子供ヲハゲクムコトガ出来マセ  
ズ、苦シ粉レニ抛ナク盗ミヲ致シマシタノデゴザル。私

共故ノ盜ミデゴザルニ依テ、何卒親ノ罪ヲ御赦シ下サレテ、私共三人ヲ官奴ト申シテ、御役所ノ御中間ニ御使ヒ下サル様ニト、年齢モ行ヌ三人兄弟ガ手ヲ突キ、涙ヲコボシテ、頻リニ願ウニ因テ、官員モ、扱々年取ラヌ子ニハ珍シキ孝行者ヂヤ、感心ナ事ヂヤト有テ、親ノ石勝ヲ御赦ガ有テ、其三人兄弟ヲ官奴ニナサレタ、ト申スコトガゴザルガ、年モ取ラヌニ、実ニ生レ付タル孝心ト見えル。

又信濃国ニ妻ガ死テ、後妻ヲ京都ヨリ入レタル処ガ、其女ガ兼テ密通シテ居ル京都ノ人ヨリ、毎々艶書ガ参ル。然ルニ、或人ガ其事ヲ其夫ニ御前ノ御家内ハ、シカジカノコトガゴザル、ト申シ聞タル故ニ、夫モ大ニ驚イテ、妻ノ留主ニ手廻ノ箱ヲ探テ見タレバ一通ノ書ガアル。然ルニ、此男ハ無筆デ何ト書テアルヤヲ知ラス。時ニ、先妻ノ児ガ有テ、戸隠山ニ学問ニ行テ居ル。其子ヲ呼デ、右ノ書ヲ読セル処ガ、彼京都ノ密夫ヨリ来タル書ヂヤニ因テ、其子ガ思フニハ、此假読ムニ於テハ、必繼母ノ難義ニ及プロトヂヤ、ト考ヘテ其假ニハ読マズ、文ヲ改メテ、程ヨク読ダニ因テ、親モ其デハ仔細ハ無イト疑ヲ

晴ラシタ。依テ其子ハ再戸隠山ニ参タル処ガ、繼母モ誠ニ其志ヲ辱ク思ヒ、其後一層其子ヲ丁寧ニ取扱フテ戸隠山へ贈リ物ナドヲ致シ、且一首ノ歌ヲ副テ贈タ。其歌ハ、「信濃ナル木曾路ニ掛ル丸木橋フミ見シ時ハ危カリシヲ」ト詠テ送タル処ガ、其子ノ返歌ニ、「信濃ナルソノハラニシモ宿ラネド皆母木ト思フ計リゾ」ト詠タルコトガゴザルガ、此子ノ取計ノ宜イ処デ、繼母モ感心シテ再不埒ナルコトモ致サズ、夫婦ノ中モ睦ジクナリ、繼母ト庶子トノ中モヨク成タル訳デゴザル。

夫ニ引カヘテ不孝ナル咄ガゴザル。上総国ニ一人ノ百姓ガ有テ、母ガ病氣ヂヤニ因テ、猪ノ胃ノ臟ヲ買テ、此ヲ煮テ、母ニ上ゲヨト、其妻ニ申シ付タル処ガ、折節妻ガ出産シテ、右ノ猪ノ胃ノ臟ヲ煮テ己レガ食テ、姑へハ密ニ胞衣ヲ煮テ賜サセタ。然ルニ、忽チ赤蛇ガ一匹来タト思フ内ニ、最早其妻ノ口ニ這入テ、僅カニ尾ガ三四寸計出テ居ル。其尾ヲ持ヘテ引クケレドモ、抜レバコソ、少シモ出ルコトデ無イ。其事ガ伝ヘ聞エテ、近所近辺ハ申スニ及バズ、遠方ノ人マデモ見ニ参クル処ガ、男ノアル女ガ来レバ、其蛇ガ少シモ動カヌケレドモ、男ノ無イ

若キ女ガ来レバ尾ヲ動カシテ兩方ノ頬ヲ、ホトホトト打ツ。大造ニ困シミ、三日三夜泣叫ビ、狂ウテ死タト云コトガゴザル。又武藏国多麻郡鴨ト云村ニ、吉志麻呂ト云者ガ有テ、其母ノ名ヲ真眉ト申ス。火麻呂ガ御用ヲ蒙テ筑前ニ下リ、三年ノ在番ヲ仰付ラレタ。母ハ子ヲ慕ウ余リニ態々筑前ニ下リ、妻ハ国元ニ残ツテ留主ヲ致シテ居ル。然ルニ、火麻呂ハ筑前ニ下テヨリ以来、明暮妻ヲ恋シク思ヒ、何卒三年立ヌ内ニ本国ニ帰り、妻ニ逢度物ヂヤト思フケレトモ、何ゾ格別ノ云ヒ立ガ無レバ私ニハ婦リ難イ。仍テ一ノ計略ヲ思ヒ付キ、幸イ母ガ下ツテ居ルニ因テ母ヲ殺シ、母ガ相果タニ因テ国元ヘ帰り、葬式ヲ営ミ、喪ヲ勤メ度趣ヲ申シ上ゲタナラバ、御聞届モ有ウト存ジテ、折ヲ見合セ、母ニ向テ申スニハ、是ヨリ東ノ山中ニ、法華經ノ大会ガ有テ、殊ノ外有難イ様子デゴザレバ、御參詣ナサレマセイ。私ガ御供ヲ致シマセウト云。母ハ欺カレテ我子ト同伴シテ山中ヘ行キ、人ノ往来モ無イ処ニ至テ、火麻呂ガ俄ニ眼ヲ瞋ラシ母ヲ眦ミ付テ、ヤイ老ボレ、此ノ芝原ニウヅクマレ、ト云、母ハビツクリ仰天シテ、何故俄ニ左様ナルコトヲ申スカ、天魔破旬デ

モ見入レタル歟。但シハ乱心致シタカ、ト呆果タレバ、火麻呂ハ即テ刀ヲ引拔キ、母ヲ引付サウトスル時ニ、母ガ涙ヲ流シ、ツクム火麻呂ガ顔ヲ打詠メテ申スニハ、ワシハ、ソナタニ逢度計リニ三百里ノ遠方ヲ海山コエテ、ハルム来タガ、然ルニ、ワシヲ殺サウトハ、如何ナル心デ有ルゾ。木ヲ殖ルハ、後ニ木ノ実ヲ取りモ致サウ。又木蔭ニ納涼モ致サウガ為メ、子ヲ産テ養育スルハ、年老テ養ハレンガ為デアル。然ルニ、悲シヤ嘆カハシヤ。頼ム木蔭ニ雨ガ漏リ、手寄りニ思フ子ニ殺サレル。何故カカル逆心ヲ起スゾヤト種々様々ニ道理ヲ尽シテ申セドモ、火麻呂ハ堅ク思定メタルコトナレバ、中々聞入レル体ハ少シモ見エヌ。母ハ詮方ナク、最早此上ハ力ニ及バヌ。存分ニ致セヨ、ト申シテ、身ニ著タル衣類ヲ脱デ、三処ニ並べ、我子ノ前ニ跪キ、遺言スルニハ、此表着ハ、兄ノコトナレバ、ソナタニ取ラセル。此一枚ハ、次男ヘノ形見、此一枚ハ、三男ヘノ形見ヂヤト、涙ニ晚レ、声ニ咽ビ、云ヒモ果ヌニ、火麻呂ガ歩行ミ依テ刀ヲ揮上ゲ、既ニ切付ント致シタル処ガ、不測ナル哉、大造ナル物音がスルト覺エタレバ、此大地ガ俄ニ裂テ火麻呂ハ其裂目

ニズルくト陥ル。母ハ大ニ驚悲ミ、火麻呂ノ手ヲ取テ、引上ゲヤウトスレドモ、女ノ力ニ及ババコソ、次第々々ニ陥テ、暫時ニ地ノ底ヘ沈ンデ仕舞タ。母ハ身ヲモダヘテ云ニハ、我ヲ殺サウト致シタガ、何シニ誠ノ心デ有マセウ。妖託ノ仕業デコソアレ、我子ノ罪ヲ赦シ給ヘ、火麻呂ガ過チヲ御堪忍下サレイト、天ヲ拜シ、地ニ伏シ、嘆キ悲シムト雖モ、終ニ其甲斐ナク陥テ仕舞タ。母ハ髪ノ毛ガ抜テ、少々手ニ留ツテ居ルノヲ、持返テ葬式ヲ行ヒ、追福ヲ営ダト申スコトガゴザルガ、眼前血ヲ分タル生ノ親ヲ殺サウトハ、何ト不敵千万ナル奴デハゴザラヌカ。夫故ニ、即坐ニ神罰ガ当テ、右ノ仕合デゴザル。悪事ヲ致シテ人ガ知ラヌト思フハ愚デゴザル。人コソ知らネ、神様ハ諦ニ御覽遊バシテゴザル。

筒様ニ申ス目ノ前、鼻ノ先ニモ御立遊バシテ座坐スカモ知レヌ故ニ、中庸ニ、慎ニ其独一トアル。人ノ居ル時ハ誰モ先惡事ハ致サヌガ、人ガ見ヌ知ラヌト申スト、兎角悪イ心ガ起ル。ソコデ、独居ル時ニ、別シテ慎シマネバナラヌコトデゴザル。両親ハ別シテノコト、人ノ居フガ居ルマイガ、夫ニハ関ラヌ真心ヲ以テ仕ヘ奉ラネバナラ

ヌ。親ノ子ヲ思フハ一通リナ事デ無イ。

右ノ火麻呂ガ母ニ致シテモ、眼前己レヲ殺サウト致シタル火麻呂ニ、形見トシテ着物ヲ遺ルノミナラズ、大地ニ落入ル時モ我子ノ手ヲ引バリ、救ハウト致シテ嘆キ悲ミ、尚又葬式ヲ行ヒ、追善供養マデヲ致シタ、ト申スコトデヤ、何ト親ノ心ハ、有難イ物デハゴザラヌカ。俗ニモ、悪イ子ハ悪イ子ホド愛イ、ト申スコトモゴザル。サレバ、子タル者ハ親ノ心ヲ推察シテ相成丈ノ孝行ヲ尽シ、ヨク仕ヘネバナラヌコトデゴザル。

ケ様ニ申ス拙者モ、母ガ九年前ニ死去致シタガ、臨終ノ節ニ、辞世ノ歌ヲ、一首書テ遺サレタ。其歌ハ、「子ヲ思フ心ノ闇ニ迷ヒツツ返ラヌ道ニ行クゾ悲シキ」ト詠レタコトデ、母モ銘々共々ノ行末ノコトヲ心ニ掛テ死去致シタコトト存ズレバ、唯今デモ思出ス度ニ、思ハズ袖ヲシボルコトデゴザル。存生ノ内ニ筒様ニモ致セバ宜シカツタ、コウモスレバ宜シカツタト、残念ニ思フ事ハ山々アルケレドモ、後悔先キニ立ズ、ト申ス俗語ノ通りデ、其甲斐モゴザラヌ。父母ハ再無イ物デゴザレバ、申スマデモゴザラヌガ、今日參詣ノ方々ノ中ニモ、親ノアル人

ハゴザラフガ、ドウゾ、親ノ存生中ニ、成丈ノ孝行ヲ尽

シテ、残り多ク思ハヌ様ニ致シ度物デゴザル。一度幽冥  
ニ赴テハ、イカニ後悔スルトモ詮ハ無イ。又必後悔致ス  
物デゴザル。拙者ナドモ後悔スルコトガ沢山ゴザル。前

以テ申シタ通り、御代々ノ天子様ニ於セラレテモ、天照  
大御神様ノ勅詔ヲ御畏リ遊バシテ、三種ノ神器ヲ内侍所  
ニ祭奉リ、毎朝々々御拝ガ有セラレルハ、即チ御先祖様  
ヘノ御孝行デゴザレバ、下万民ニ至ルマデ、叡慮ニ習奉  
テ、各親ヤ先祖ヨリ伝ハツタル職業家業ヲ怠ラス、忘れ  
ズ、取守テ今日ヲ送り、親先祖ヘ孝行ヲ致スニ於テハ、  
自然神様ノ御恵ヲ蒙テ、家業繁昌、子孫長久スルニ違ヒ  
ハ無イ訳デゴザル。

教義諺解 卷一 終

教義諺解 卷之二

廣田神社大宮司兼大講義 渡辺重春先生述

同社主典兼少講義 岡本真阪聞書

爾其<sup>コトニツキオキトシテ</sup>后<sup>オホミ</sup>取<sup>サカソリ</sup>ニ大御酒坏<sup>オホミサカソリ</sup>一立依指<sup>オチヨリサゲ</sup>挙<sup>オチウケ</sup>而歌<sup>ウタヒ</sup>曰<sup>クハ</sup>夜知富<sup>ヨルチトモ</sup>  
許能<sup>コノ</sup>加微能美許<sup>カミノミコトヤ</sup>登夜<sup>アガオノホクニ</sup>阿賀<sup>アガ</sup>滌富久<sup>アハクニ</sup>邇<sup>ス</sup>奴斯<sup>ヌシ</sup>許曾<sup>コト</sup>波<sup>ハ</sup>  
遠邇<sup>トニイ</sup>伊麻<sup>イマ</sup>世婆<sup>セバ</sup>宇知<sup>ウチ</sup>微流<sup>ミル</sup>斯麻<sup>シマ</sup>能佐<sup>ノサキ</sup>岐邪<sup>ギヤ</sup>岐<sup>ギ</sup>加岐<sup>カキミ</sup>微<sup>ミ</sup>  
流<sup>ル</sup>伊蘇<sup>イソ</sup>能佐<sup>ノサキ</sup>岐<sup>ギ</sup>知受<sup>チウ</sup>和加<sup>ワカ</sup>久佐<sup>クサ</sup>能<sup>ノ</sup>都麻<sup>ツマ</sup>母多<sup>モト</sup>勢<sup>セ</sup>良<sup>ラ</sup>  
米<sup>メ</sup>阿波<sup>アハ</sup>母与<sup>モヨ</sup>壳邇<sup>カニ</sup>斯阿<sup>シア</sup>礼婆<sup>レバ</sup>那遠<sup>ナツキ</sup>岐<sup>ギ</sup>弓<sup>ユ</sup>遠波<sup>ツマハナシ</sup>那志<sup>ナシ</sup>  
那遠<sup>ナツキ</sup>岐<sup>ギ</sup>弓<sup>ユ</sup>都麻<sup>ツマ</sup>波那<sup>ハナシ</sup>斯<sup>シ</sup>云々

此ハ古事記ト申ス朝廷ノ大切ナル御書物ノ中ニ出テアル。  
大國主神、御一名ハ大己貴神、又ノ御一名ハ八千矛神、  
ト申シ奉ル。即出雲大社ニ御鎮坐遊バシテオハシマス神  
様ノ御后、須勢理毘売命様ノ御歌デゴザルガ、此ハ大己  
貴神様ガ深い御詠ガ在ラセラレテ、出雲國ヨリ越國<sup>コシクニ</sup>ト  
申シテ、唯今ノ越前、越中、越後辺ヨリ、加賀、能登辺  
ヲ掛テ、凡テ越國ト申スガ、其越國ノ沼河比売ト申ス御  
方ノ処ヘ、御通<sup>カヨ</sup>ヒ遊バシタルコトガアル。  
其御趣意ハ先指置テ、右御通ヒ遊ハス事ヲ其御后須勢理

毘売命様が大ニ御嫉ミ遊バシタル処ガ、大己貴命様ハ御  
困リ遊バシテ、大和国へ御上リナサラント思召立レテ、  
旅立ノ御装ヲナサレル時ニ、一ノ御手ハ御馬ノ鞍ニ御掛  
ケ遊バシ、一ノ御足ヲ御籠ニ御踏入遊ハシテ御歌ヲ御詠  
遊バシタガ、其御歌モ申セハ長ク成ルニ因テ、夫モ今日  
ハ略シテ申サヌ。

扱御后須勢理毘売命様カ其御馬ノ側へ御出ナサレテ大  
ナル御坏酒ヲ大己貴命様へ差上テ御詠遊ハシタル御歌ガ  
只今読上タルノデゴザル。抑此御歌ノ心ハ、アナタ様ハ  
男ニマシマス故、嶋々、崎々、津々、浦々、何処へ御越  
シナサレテモ妻ヲ御持ナサレモ致サウガ、私ハ女ノ事デ  
ゴザルニ因テ、アナタ様ヲ指置テ外ニ男ハ有マセヌ、ト  
御詠遊ハシタ御歌デゴザルガ、此ヲ以テ見レハ、神世ヨ  
リ、女ハ一度嫁シテハ再男ヲ持ヌ、ト申御定メハ有タ物  
デ、唐土ニ於テ貞女両夫ニ見エズト申ス事モ、此御国ノ  
教ガ彼国ヘモ及ビタ事ト見エル。

扱此御歌ヲ御詠遊バシ、御互ニ酒坏ヲ御取リカハシ遊バ  
シテ御中睦シクナラセラレ、今日ニ至ルマデ出雲大社ニ  
御夫婦トモニ御鎮座遊バシ、須勢理毘売命様ハ女神様ナ

ガラモ男神様ノ御功德ヲ助奉リ、所謂ル同心協力デ此世  
ニ御恵ヲ下サルコトデゴザル。今日ハ婦人モ拝聴致サレ  
テ居ルガ、筒様ナ有難イ神様ノ御心ニハ習奉リテ、夫ニ  
ハヨク仕ヘテ女ノ道ヲ尽サネバナラヌ。昔ノ詞ニ、我御  
世ノ事ヨクコソ神習ハメ、又靑人草習ハメヤ、ト申テ、  
神様ノ遊バシタル事ニ、見習テ行ネバナラヌ。靑人草ト  
申シテ、此世ノ人ノ致ス事ハ、兎角道ニ背イタル事モ有  
ニ因テ、手本ニ致サレヌ、ト申シテアルガ、誠ニ有難イ  
詞デゴザル。此ニ因テ此詞ノ趣ヲ守テ須勢理毘売命様ニ  
做ヒ奉リ、夫ニハ操ヲ立ネバナラヌ。夫ヲ万一心得違  
ヲ致スニ於テハ、朝廷ヨリ忽チ御答ヲ仰付ラレル。  
其ハ新律綱領ノ改定律ト申ス御書物ガ有テ、御答ノ向ハ  
逐一御記シナサレテゴザル。銘々共如キ教導職ヘモ右ノ  
御書物ヲ本省ヨリ御渡シニ相成リ、筒様ニ説教ノ席ニ於  
テ拝聴ノ方々ヘモ、其々御答ノ次第ヲ申シ聞セテ心得違  
ヲ致サヌ様ニ導ケ、ト申ス御沙汰デゴザル。右御答ノ次  
第ハ、先夫婦ノ中ニ於テ心得ニナルコトヲ申サウガ、女  
ガ間男ヲ致シタル者ハ一ヶ年ノ徒罪ト申テ、御役目ニ違  
ハレル。又自身ノ夫ヲ打擲致シテ、或ハ生レ付ヌ不具ニ



致シ、或ハ病身者ニ致シタ者ハ、一生涯ノ徒刑ニ御入レ  
ナサル。又疵ヲ付ズテモ夫ヲ打テバ杖ヲ百打レル。若又  
疵ヲ付ルニ於テハ、他人同士ニ喧嘩ヲ致シテ疵ヲ付タヨ  
リ三等重キ咎ニ仰付ラレル。又夫ガ自分ノ妻ヲ打擲シ  
テ過テ殺シタルハ、一生涯ノ徒刑、又妻ヲ態ト殺シタル  
ハ、絞罪ト申シテ首ヲシメテ殺ス刑ニ行ハレル。右之通  
夫々御法ガ有テ、御律ニ掛ル事デゴザレバ、夫モ妻モ、  
諸共ニ睦シク暮サネバナラス。

若又夫婦ノ間ニ心得違ガアルニ致セ、其外何事ニヨラズ、  
心得違ガ有テモ、夫カ表ニ立ネハ朝廷ノ御立ニモ掛リハ  
セヌ。併シ御律ニ掛ラヌト申シテモ、安心トハ云ヘヌ。

神様ト云者ガ座坐シテ、善人ハ善人、悪人ハ悪人、スル  
コト、ナスコト、鏡ニ掛テ写スガ如ク、慥ニ御覽遊バシ  
テゴザルニ因テ、夫相応ノ御賞罰ガ有ラセラレル。ヨシ  
又此世ニ於テ御見通シニナルトモ、幽冥ニ趣テハ急度  
御賞シモアリ、御罰シモ有テ、永ク御恵ヲ蒙リ、永ク御  
咎メヲ蒙ルコトデゴザルニ因テ、行ヒハヨク慎マネバナ  
ラス。尤夫婦ノ間ト申ス者ハ、支那ノ書ニモ君子之道ハ  
端ヲ夫婦ニナス、トゴザツテ、夫婦ガ道ノ始リデゴザル。

夫婦ガ有テ君臣モアリ、父子モアリ、兄弟モアリ、朋友  
モアル。此ハ神代ニ、高皇産靈神、神皇産靈神ト申シ奉  
ル男女ノ神様が在ラセラレ、男神様ニ肖カリテ天ハ出来、  
女神様ニ肖カリテ地ハ出来タ物デ、天ハ君ナリ、父ナリ、  
地ハ臣ナリ、母ナリデゴザル。其天地ノ間ニ出来ル所ノ  
万物デハアルシ、且ハ皇産靈神様ノ男女ニ柱神様ノ産靈  
ノ御功德ニ因テ、伊邪那岐命、伊邪那美命様、男女ニ柱  
御出来ナサレテ、夫婦ノ道ヲ御始遊バシタルニ因テ、有  
リト有ユル万物、男女ノ形ヲ具ヘテ居ラヌ物ハ無イ。是  
レハ天地自然ノ道、神代ヨリ御伝ヘニ相成タル道デゴザ  
ル。夫故ニ、人ヤ鳥獸ハ申スニ及バズ、鳥ヤ、国ヤ、又  
ハ山ヤ、川ニモ男女ガゴザル。神典ニ、嶋ヤ国ニ、何比  
古、何比売ト申ス名ガ数多出テ居ル。

又昔大和国ノ香山ト云女山ヲ畝火山ト、耳梨山ト云二ノ  
男山ガ取争フテ、耳梨山ガ取勝テ逢タ、ト申スコトガア  
ル。又草木ノ上ヲ以テ云ヘバ、此モ雌雄トガ有テ、一輪  
ノ花ニ雌雄具ツテ居ルモアル。即常ノ花ガ夫デゴザル。  
又株ハ一ツニシテ、雌雄ノ花ノ咲クノガアル。瓜ノ類ガ  
夫デゴザル。又一株ハ雄花ガ咲キ、一株ハ雌花ノ咲クノ

ガアル。麻ナトガ夫テゴザル。然ルニ、雄花ノ粉ガ雌花ノ上ニ落カ、レハ胎ム故ニ実ガナル。又雄花ノ枝ト雌花ノ枝ト離レテ居ルノハ、其雄花ノ粉ヲ風ガ吹送ルカ、或ハ蜂ヤ蝶ナドガ粉ヲ付テ行テ、雌花ニ振ヒ掛ルカ致セバ実ガナル。然ルニ、風モ吹送ラズ、蜂ヤ蝶ナドモ粉ヲ付テ行ネバ、所謂ルアタ花計リデ実ハナラヌ。誠ニ奇々妙々不測ニ拵ヘテアル物デ、夫皆神代ヨリ御定ナサレテアル道理デゴザル。

是ニ因テ男女交合ハナラヌ、ト立テアル仏法ニ於テモ、古ノ名僧智識ノ名アル玄賓ハ大僧都ナガラ大納言何某殿ノ北方ヲ恋慕シテ病トナリ、金剛山ノ聖人ハ文徳天皇様ノ女御ニ強淫ヲ仕掛テ召捕ラレ、真濟僧正ハ染殿ノ后ニ思ヲ掛ケ、死テ天狗道ニ落テ皇后ヲ惱シ奉リ、淨蔵ハ近江介中興ガ娘ニ通ジテ真弟子ヲ生ミ、道命阿闍梨ハ和泉式部ニ通シ、朝勸ハ志賀寺ノ上人デ有ナガラ京極ノ御息所ニ思フヲ掛ケ、仁海僧正ハ或ル女房ニ通ジテ成尊僧都ト云真弟子ヲ生ミ、比叡山ノ増基法師ハ俊子ト云女ニ契ヲ結び、明達ト云僧ハ律師デ有ナガラ母ヲ犯シ、順源法師ハ吾娘ト夫婦ニナリ、其外申セバ限りモ無イ事デゴザ

ルガ、先般朝廷ヨリ僧侶ヘモ肉食妻帯勝手次第ト、仰渡サレタノハ、実ニ天地自然ノ道ニ叶フタル有難イ御沙汰振デゴザル。

右ノ通りノ訳ヂヤニ因テ、余リ心易立ガ過テ乱リガハシクテハ相成ラヌガ、随分睦ジウシテ子孫存続スル様ニ致シ度物デゴザル。万葉集ノ歌ニ、「打日サス宮路ヲ人ハ、道行ケド我思フ人ハ唯一人ノミ」ト詠デアルガ、此心ハ、都ハ誠二人ノ多イコトヂヤガ、我思フ人ハ旦那御一人デゴザル、ト妻ノ詠タルノデゴザル。マタ「大舟ノ思ヒ頼メル君故ニ尺ス心ハ惜ケクモナシ」トモゴザル。此心ハ、アナタ様ヲ旦那ト頼ミ奉テ居レハ、アナタ様ノ御為メニハ、イカバカリノ心配致スコトガ有テモ厭ヒハ仕ラヌ、ト申ス心テゴザルカ、実ニ女タル者ハ、此位ナル心ハ持タイ物デゴザル。

昔源ノ渡ト云人ノ妻ニ、袈裟御前ト申スガアル。母ヲ衣川ト申ス。袈裟御前ハ古今無双イ絶品デ有タル処ガ、遠藤武者守遠ト云人が大ニ恋慕致シテ、若聞入ヌニ於テハ其母ノ衣川ヲ殺サウト申ス。袈裟御前ハ如何致シタ物カト思案スレドモ外ニ手段モ付ヌニ因テ、詐テ申スニハ、

夫渡ヲ殺シテ下サルナラバ、心置ナク、アナタニ從ウデ  
ゴザルト申ス。ソコデ守速ハ承知致シテ、何々夜ニ渡ノ  
寝テ居ル処ヲ打取ル約束シテ、扱其夜ニ渡ガ聞ニ窃ニ忍  
入唯一打ト、刀ヲ振上ゲテ得タル処ノ首ヲ見レバ渡ガ首  
デハ無クテ、思ヒモヨラヌ袈裟御前ガ首デアアル。守速ハ  
ビツクリ仰天、扱々残念至極ナコトヲ致シタト存ジ、夫  
ヨリ発心シテ出家ニナリ、文覚ト名ヲ改メタト申ス事ヂ  
ヤガ、袈裟御前ノ命ヲ捨テ夫ノ為ニ操ヲ立タル処ハ実  
ニ感心ナ事デ、女ノ鏡トモ致スベキ事テゴザル。

併シ女ト云物ハ夫ノ為メニ操ヲ立ル計リガ女ノ道テハ無  
イ。先女ハ他家へ嫁スル物デアレバ、氣概氣假ナル事ノ  
無イ様ニ心掛テ、舅姑ニヨク仕へネバナラス。兎角男ハ  
女ニハ氣ノ弱イ物デ、妻ノ詞ニハ就ク物テゴザルニ因テ、  
妻ノ氣持ガ悪ケレハ男モ自然其妻ノ口ニ付テ実ノ生ノ親  
ヲ粗略ニ取扱ヒ、ヤ、モスレバ目ニ角ヲ付テ毗ミ付ケ、  
口答へ計リヲ致シテ親ノ目ヨリ涙ヲコボサセ、親ノ方カ  
ラ終ニ家ヲ出ル様ナル目ニ逢セル族モ世間ニハアル物  
デゴザル。皆宜シカラヌコトデ、先十二七八ハ妻ノ氣持  
ノ悪イ処カラ左様ニモナルノデゴザル。或ル所ニ嫁シテ、

至極ト婿ノ氣ニハ叶フテ居ルケレトモ、何分舅姑ノ氣ニ  
入ラス。ソコデ、迎モ長久ノ目途ハ無イニ因テ、今日ハ  
出様カ、明日ハ出様カ、ト思フテ居ル内ニ、其家ノ障子  
ガ損ジタニ因テ出来合ヒノ障子ヲ買テ来テ、立テ見ル処  
ガ立兼ル。ソコデ、大工ヲ頼ンデ立テ貰フ処ガ、大工ガ  
本カラアル処ノ敷居鴨居ヲバ当ラズ。其買テ来タ障子ノ  
上ヤラ下ヤラ横ヤラニ添木ヲシタリ、揉直シタリ致シテ  
漸立ツ様ニ相成タ。妻ガ思フニハ、扱々心得違イヲ致  
シテ居タ。此方ハ他ヨリ買テ来タル障子ノ如キ物ヂヤ。

此方ノ心ヲ揉直サズ、添木モ致サズシテ、敷居鴨居ノ如  
ク此家ニ付テ居ル舅姑ノ心ヲ直スト申ス事ハ無イ道理ヂ  
ヤト始メテ氣ガ付テ、其ヨリ舅姑ヲ丁寧ニ致シ、ヨク仕  
ヘタレバ、舅姑ノ氣ニ大ニ入テ居合ガ付タ、ト申ス事ガ  
ゴザルガ、是レハ女計リデ無イ。男デモ他家へ養子ニ參  
レバ、即右ノ障子ヂヤニ因テ、随分其家ニ居合ノ付ク様  
ニ、心ニ添木ヲ致サネバナラス。

簡様ニ申セバ、舅姑ハ嫁ライカ程厳シク取扱テモ宜シイ  
カト申スニ、左様デ無イ。舅姑モ嫁ハ即我子ノ妻デゴザ  
ルニ因テ、我子同様ニ愛シテ遣ラネバナラス。此ニ就テ

咄ガアル。或ル処ニ嫁ガ參テ、殊ノ外舅姑ニ当リガ悪イ。或日何ゾ立腹スル事ガ有テ擣衣槌ヲ振上ゲテ舅ノ頭ヲ打テ疵ヲ付タニ因テ、其婿ナル者ガ大ニ怒リ、余リナルコトヂヤ、唯今此家ヲ出ヨト申ス処ガ、舅ガイヤ〜出ルニハ及バナ。箇様ナル目ニ逢ウモ、全クワシガ悪イ処カラデゴザル、又箇様ナル女ハ他ヘ嫁シテモ置ク者ハゴザラス。其モムゴイコトヂヤニ因テ、ワシガ堪忍サヘスレバ宜シイコトヂヤ、ト申シタレバ、サスガ左程ナ心ノ女モ其堪忍強イノニ感心致シテ、其後ハ改心シ舅姑ニヨク仕ヘタ、ト申スコトガゴザル。舅姑ハ佞令無理ナルコトヲ申シテモ、嫁タル者ハ堪忍シテ居ルガ当然ノコトデゴザレバ、舅姑ハ、右申シタル咄ヲ手本ニセヨデハ無イ。左様迄ニ法外ナルコトヲ致シテモ堪忍セヨト申スデハ決シテゴザラヌケレトモ、又其人ノ氣持ニ因テハ、悪イ人モヨクナル者デゴザル故ニ、人ハ堪忍ト申スコトガ第一無ケレバナラスコトデゴザル。兎角堪忍ガアレバ、家ノ治ラスコトハゴザラヌ。左様申ス内ニモ、女ノ氣随氣俣ナルノハ別シテ悪イコトデ、女ノ疵デゴザレバ、ヨク勸弁致スガ宜シデゴザル。

爾 速須佐之男命<sup>コ、ニハヤスサノヲノミコトマヲシ</sup> 天照大御神<sup>アマテラスオホミカミ</sup> 曰 吾 更昇来由<sup>ニノクマハクガマクノボリコトユエ</sup>

者衆神处<sup>ハカミタチノトコロ</sup> 我以根国<sup>ネノクニ</sup> 故今当<sup>コノイマニ</sup> 就<sup>マカリ</sup> 去<sup>サレ</sup> 不<sup>マツカ</sup> 相<sup>ナ</sup> 見<sup>ミ</sup> 姉<sup>イモ</sup>

命<sup>ミコト</sup> 一 則<sup>ハ</sup> 不<sup>ハ</sup> 能<sup>ス</sup> 忍<sup>ズ</sup> 離<sup>レ</sup> 一 故<sup>コト</sup> 实<sup>ニ</sup> 以<sup>テ</sup> 清<sup>キヨキ</sup> 心<sup>ココロ</sup> 一 復<sup>マシ</sup> 上来<sup>ヨリ</sup>

耳<sup>ミミ</sup> 今<sup>イマ</sup> 奉<sup>タテマツ</sup> 觀<sup>ミ</sup> 已<sup>ニ</sup> 訖<sup>シ</sup> 則<sup>ハ</sup> 随<sup>ヒテ</sup> 衆神<sup>モリノカミ</sup> 之<sup>ノ</sup> 意<sup>ココロ</sup> 当<sup>コト</sup> 永<sup>ナカク</sup> 歸<sup>マリ</sup>

根国<sup>ネノクニ</sup> 一 請<sup>コトニ</sup> 姉命<sup>イモノミコト</sup> 平<sup>ナラ</sup> 安坐<sup>ヤスニ</sup> 而照<sup>シテ</sup> 臨<sup>ミ</sup> 天国<sup>アメノクニ</sup> 且<sup>ナ</sup> 吾<sup>ワタシ</sup> 以<sup>テ</sup> 清<sup>キヨキ</sup>

心<sup>ココロ</sup> 一 所<sup>トコロ</sup> 生<sup>ナ</sup> 兎<sup>ウサギ</sup> 等<sup>トドモ</sup> 奉<sup>タテマツ</sup> 於<sup>ニ</sup> 姉命<sup>イモノミコト</sup> 一 白<sup>ハク</sup> 而復<sup>シテ</sup> 還<sup>ル</sup> 降<sup>ル</sup> 焉<sup>ナニ</sup>

此ハ神典上ニアル御文面デゴザルガ、此大意ヲ申サバ、素佐之男命様ガ故有テ根国ヘ御越シナサレル時ニ、高天原ニ座坐ス天照大御神様、即須佐之男命様御為メニハ御姉様ニ当ラセラレル御方様ノ御元ヘ御暇乞ニ御越シ遊バシテ仰セラレルニハ、私ガ再高天原ヘ登テ参リタル事ハ神々ガ私ヲ根国ヘ逐遣ルニ就テ、唯今罷越スノデゴザル御姉様ヘ御目ニ掛ラズシテ罷越スニハ得忍ビマセヌニ因テ、御暇乞ニ参リマシタ。最早御目通りヲ仕リマシタ上ハ是ヨリ罷越マスルガ、扱々永イ御別ト相成ル事デゴザレバ御名残惜ウ存ジマスル。御姉様ニハ御身ヲ大切ニ遊バシテ、高天原ヲ御治メ遊バセ、尚又私ノ兎等多記理毘売命<sup>メノミコト</sup>、狭依毘売命<sup>サヨリヒメノミコト</sup>、多岐都比売命<sup>タギヒメノミコト</sup>ノ三人ノ者共ハ御姉様ヘ差上マスルニ因テ、宣布御頼申上マスル、ト仰セ

上ゲラレテ、再此御国へ御降りニナリ、其ヨリ根国へ御越シニナル処ノ御文面デゴザル。

一 通り此御文面ヲ読奉ル計リテハ何ノコトモ無イ様デゴザルケレトモ、此ハ唯大ラカニ語り伝ヘタル事ヲ御書記シニ成タルノデ、此御文意ヲ細ニ啗分テ見レバ、御姉様ヘモ御兄様ヘモ、永ク御別ト成ラセラレル訳デ、実ニ涙ノコボレル程ノ事デゴザル。サスレバ、親ガ子ヲ愛シ、子ガ親ヲ慕ヒ、兄弟姉妹互ニ相親シミ、相慈ムト云心ヲ始メ、所謂ル五常五倫ノ道ハ、人タル者ノ心ニ夫々具ツテアルト申スコトハ、皆神様が神代ヨリ御生付下サレテアル処ノ性ト云物デ、則赤泉ノ書物ニ、天命之謂レ性トゴザルモ、コ、デゴザル。

此ニ因テ、先般仰出サレタル三ヶ条ノ御教則ノ第二ヶ条ニ、天理人道ヲ明ニスベキ事、トゴザルモ、天道様ヨリ御生付下サレタル性ノマ、ニ、偽<sup>イソハ</sup>ラズ、飾ラズ、矯メズ曲メズ、君ニ忠、親ニ孝ヲ尽ス事ヨリ、兄ハ弟ヲ愛シ、弟ハ兄ヲ大切ニシ、夫婦睦ジウシテ今日ヲ暮シ、友達ヤ隣近辺ニハ信実ヲ以テ付合ヲ致シ、凡テ人ノ人タル道ヲ守テ行ケ。左モ無キニ於テハ、抛<sup>オソコロ</sup>ナク律ニ掛テ罰セネ

バナラヌ。ヨシ、又偶<sup>カマクマ</sup>律ヲ遁レル共、神罰ヲ遁レルコトハ出来ヌニ因テ、必心得違ヲ致スナヨ、ト申ス処ノ誠ニ下万民ヲ御憐愍ニ思召ス天子様ノ有難キ大御心ヨリ仰出サレタルコトデアレバ、有難ウ頂戴致サネバナラヌ。尤其仰出サレタル処ハ、岩ヤ荆棘<sup>イバサ</sup>ナドノ立繁テ居ル山坂ヲ無理ニ越ヨ、ト仰出サレルデハ無ク、又荒草<sup>アラクサ</sup>ナドノ生塞<sup>オヒツサガ</sup>ツテ居ル横道ヲ行ケ、ト仰セラレルデモ無イ。唯

神様ヨリ御生付サレタル性ノ俣ニ、人ノ人タル道ヲ守テ行クノハ誠ニ広イ大道ノ如キ物デ、大手ヲ内振テ行レル道ヂヤニ因テ、其大道ヲ歩<sup>アハ</sup>行ケ、決シテ穢イ横道ヤ、危イ山坂ヲ越ルナヨ、ト仰セラレルノデゴザレバ、目ヲ塞キテモ、行レル結構ナル大道デゴザル。然ルニ、人ノ人タル道ヲ欠<sup>ウケ</sup>デ、不忠、不孝、不義ナルコトヲ致スノハ横道ニ陥リタルノデゴザル。兼輔朝臣ノ歌ニ、「人ノ親ノ心ハ闇ニアラネドモ子ヲ思フ道ニ迷ヒヌルカナ」トアル。此歌ノ心ハ、人ノ親タル者ノ心ハ闇デハ無イケレトモ、子ヲ思フ一念ニ成テハ、善モ悪モ忘レテ心ガ迷フ物ヂヤ、ト申ス意デゴザルガ、実情ヲ詠ダル歌デ是レガ親タル人ノ心デゴザル。此親ノ心ヲ子タル者ハ推量致シテ、成丈

ケノ孝ヲ尽サヌコトハナラヌ。

昔黒田如水ト申シテ筑前福岡五十二万石ノ城主デゴザルガ、大病ニテ死去致サレル前三十日ガ間ト申ス物ハ、役人ヤ近習ノ人々ガ罷出レハ誠ニ悪口雜言計致サレル。役人方モ諫言ヲ申シテモ聞入ノ有ルベキ体ハ少シモ見エヌニ因テ、如何致シタ物カト、何レモ額ニ皺ヲ寄テ心痛シテ居ル。或時其事ヲ若殿ノ長政候ニ申シタル者ガ有タレハ、長政侯ガ殿ノ枕元ニ参リ、内々申シ上ルニハ、近日アナタ様ノ悪口雜言ナサレルノデ、役人ヤ御側ノ面々モ実ニ困リ入りタル趣ニ聞エマスル。御病氣ノ御苦痛ハ定メテ有ラセラレマスル故ニ御短慮ニナラセラレテノコトト存ジマスルカ、少シハ御忍遊オコラハバシテ御叱リナサラヌ様ニ遊バサレマセイ、ト申上タル処ガ、大殿ガ若殿ノ耳ニ口ヲ寄テ小声デ申サレルニハ、此方ガ悪口雜言ヲ致スノハ全ク其方ガ為メヲ思フカラノ事デアル。其訳ハ、家来ノ者共ニ此方ガ、暴逆ナル事ヲ恨ミサセテ、早ク若殿ノ世ニ成レガシマゴ、ト思ハセンガ為メニ、態フマフト近来ハ箇様ニ道理ナラヌコトヲ申スノデアル、ト申サレタルコトガゴザル。

又鎌倉ノ北条相模守ガ家来ニ、一人ノ母ガアル処ガ、殊ガ、親ノ子ヲ思フハ限りノ無イ物デ、実ニ有難イコトデゴザルノ外疝症ノ強イ女デ有タ。或日大ニ怒テ我子ヲ打ウト致シテ逐掛タル処ガ、誤テ自分ガ倒レテ少々体ヲ痛メタレバ、益々怒テ、終ニ相模守ノ前ニ出デ、私ノ倅ハ私ヲ逐テ参ル故ニ遁タレバ、倒レテ体ヲ痛メマシタ。甚不孝ナ者デゴザル、ト訴出タレバ、相模守ガ早速其子ヲ呼出シ尋ネタル処ガ、其子ガ、誰ガ左様ニ申シ上マシタカ、ト申シタレバ、其方ノ母ガ訴出タト申シタ。ソコデ、其子ガ、成程母ノ申シタ通りデゴザル、ト申シテ申シ訳ヲ致サヌ。此ニ因テ、甚不孝ナル者ヂヤト有テ流罪ヲ申シ付タル処ガ、母ガ大ニ驚テ再相模守ノ前ニ出テ申スニハ、先日我子ガ私ヲ逐タル趣ヲ申シ上マシタガ、此レハ全ク立腹ノ余リニ申シ上ゲタノデ、実ハ私ガ倅ヲ打フト致シテ逐掛タル処ガ、誤テ地ニ倒レテ怪我ヲ致シタノデゴザル。倅ニハ罪ハゴザラヌ故ニ、嶋流ノ罰ヲ御赦ニ相成ル様ニ、ト申シテ、サメモト泣テ詫ヲ申シタレハ、相模守ガ、其子ヲ呼デ、其方ハ母ヲ逐ハセヌ趣デアルガ、何故先日申シ訳ヲ致サヌカ、ト尋ネラレタル処ガ、其子

ガ申スニハ、母ガ右ノ通り訴出マシテアレバ、私ガ申シ  
訳ヲ致スニ於テハ、母ガ虚言ヲ申シ上タ訳ニ相成リマス  
ルニ因テ、申シ訳ヲ仕ラヌノデゴザル、ト申シタレバ、  
相模守ガ、扱々感心ナコトヂヤト有テ、其人ノ禄ヲ加増  
セラレテ生涯寵愛致サレタ、ト申スコトガゴザル。

人ノ子タル者ハ此位ナ心ハ持タイ物デゴザル。又赤梟ノ  
蘇轂子ト云人ノ書タル筆談ト云書ニ記シテアルニハ、蘇  
東坡ト云人ノ子息ガ、偶庭ニ出タル処ガ、大ナル蛇ガ雀  
ノ子ヲクハヘテ既ニ吞ント致シテ居ル。扱哀レナルコト  
ヂヤト思テ、竹ヲ以テ蛇ノ頭ヲ叩テ申スニハ、其方ハ甚  
不仁ナル者デアル、凡ソ生アル物ニ子ノ無い物ハナイ、  
親ノ子ヲ思フハ何レモ同シコトデアル。其方モ、モト蛇  
ノ子デアアルガ、又子ヲ持ヌト云コトハ有マイ、夫ニ何ゾ  
ヤ、雀ノ子ノ生ヒ立ツノヲ吞ムカ、今日ヨリ、筒様ナル  
悪事ヲ致スニ於テハ、此方ノ手ニ掛テ打殺スゾヨ、ト厭  
シク悪ク申シテ、二打ち三打ち打タル処ガ、蛇ハ雀ノ子  
ヲ離シ、頭ヲ下ゲテ遁テ行タ。此事ヲ誰ゾ一人モ知テ居  
ル者ハ無い処ニ、其夜母ノ夢ニ一匹ノ蛇ガ来テ、雀ノ子  
ヲ吞ントシタルコトヲ詫ヲ申シタ、ト云夢ヲ見タ。扱翌

日其夢ヲ母ガ咄シタル処ガ、成程筒様ノナル事ガ有マ  
シタ、ト申シタレバ、何レモ不測ナル夢ヂヤト感ジタト  
云コトガゴザル。

親ノ子ヲ思フハ人計リデ無い。鳥獸蟻螻ニ至ルマデ替ル  
コトハゴザラヌ。又昔下総國ノ千葉ト申ス処ニ、継母ガ、  
我が生ダル子ヲバ殊ニ愛シテ、先妻ノ子ヲバ甚シク悪ム。  
終ニハ三度ノ食事モ心ヨク致サセヌニ因テ、夫ガ病ト成  
テ死去致シタ。其ヨリ四十九日ニ、其継母ノ婿ガ薪ヲ割  
テ居ル処へ右ノ継母ガ参リ、斧ヲ振上テ居ル後ヲ通りタ  
レバ、頭ノ後口ヲ誤ツテ斧ニテ打タレタル処ガ、其疵口  
ガ癒ズ、唇ノ様ニ成テ骨ガ出テ、齒ヲ見タル如クニナリ、  
肉ガ突上ツテ舌ノ様ニナリ、時刻ヲ違ヘズ、右ノ疵ガ大  
ニ痛ム。其疵口ニ食物ヲ入ルレバ痛ガ和グ。ソコデ、  
頭ト両口アル様ニ成テ、後ニハ物ヲ云声モ聞エル様ニア  
ル故ニ、聞耳ヲ立レバ、此方ノ心得違ヨリ先妻ノ子ヲ殺  
シタガ甚心得違デ有タ、ト云様ニ聞エタ、ト申スコトガ  
ゴザルガ、先妻モ死ヌル時分ニハ、我子ノ行末ガ嘸心ニ  
掛タコトデアラフ、ト察シラレル。然レバ、其先妻ノ心  
ヲ推量致シテ、相成丈庶子ヲ丁寧ニ取扱テ遣ネバナラヌ

処ニ、右申ス通り、憂目ヲ見セテ死ナセタ故ニ、其報  
ガ即坐ニ来テ、先妻ノ崇リカ、但シハ、神様ノ御罰カデ、  
右様ナルコトノ有タノデゴザル。

実ニ恐ルベキコトデハゴザラヌカ。右ノ病ヲ古イ医書ニ  
ハ頭腦唇人面疔ト出テアルガ、此病ノ発リハ、多クハ邪  
見ニアルカ、放盪ニアル者ニアル病デ、万治年中ニモ人  
面疔ト申シテ膝ニ口ガ出来テ、江戸ノ医者ニ治療ヲ頼  
ダ者ガゴザル。是ハ百姓デゴザルガ、実ノ生ノ親ト云争  
ヲシテ、親ヲ打フトシテ逐掛タル処ガ、石ニ躓テ傷ツ  
キ、色々ト治療ヲ尽スケレドモ本復セズ、終ニ人面疔ト  
成タ、ト申スコトガゴザルガ、俗ニ此病ヲ飯食フト申シ  
テ甚難病デゴザル。右ノ女ノ頭ニ斧ヲ打当タルノハ、婿  
ノ過テ致シタルコト、又膝ヲ傷ツケタルノハ自身デ過テ  
躓タルノデゴザルケレトモ、是ガ即毎度申ス通り、人ハ  
人形、神様ハ人形遣ヒノ如キ物デアアル故ニ、右等ノコト  
ヲ、唯人ノ不調法デ致シタコトヂヤト思フハ間違デゴザ  
ル。夫故ニ、悪事ハ人ガ見ヌ知ラヌト申シテモ致サレヌ。  
人コソ知ラネ、神様ハ目ノ前、鼻ノ先ニモ坐マシテ御覽  
遊バシテゴザルコトデアレバ、髪ノ毛ホドノコトヲモ、

鏡ニ掛テ写スガ如ク、御承知遊バシテゴザル。

赤県ノ後漢ノ楊震ト申ス人ガ、荊州ノ刺史ト云役ニ成テ  
行ク途中ニ於テ、昌邑ト云村ノ令ト云役ヲ勤メテ居ル王  
密ト云人ガ、黄金十斤許携テ楊震ニ賄賂ヲ致シタ処ガ、  
楊震ガ申スニハ、此方ハ其許ノ心ヲヨク知テ居ルガ、  
其元ハ、此方ノ心ヲ知テ呉、又此方ハ左様ナル賄賂ヲ取  
ル者デハゴザラヌ、ト申シタレバ、王密ガ、夜分ノコト  
デアレバ誰一人知テル者ハゴザラヌニ因テ、取テ下サル  
様ニ、ト申シタ処ガ、楊震ガ、天道様モ知テゴザリ、神  
様モ知テゴザル。又其元モ知テ居ラレ、此方モ知テ居ル。  
サスレバ、知テ居ル人ノ無イトハ申サレヌ、ト申シタレ  
バ、王密ガ赤面シテ帰タ、ト申スコトガアルガ、実ニ此  
楊震ノ申シタ通りデゴザル。ヨシ神様ハ御覽遊バサラヌ  
ニモ致セ、先此方ノ心ガ知テ居ル。  
其心ト云物ハドウ致シタ物ゾト云ニ、即高天原ニ座坐ス  
処ノ造化ノ神様ヨリ、賜ハツタル物デ、我物ナガラ我物  
デ無イ。サスレバ、我が心カラ知ラレテ居ルハ、即神様  
ヨリ知ラレテ居ルノデゴザル。此ニ因テ、古歌ニモ、  
「ナキ名ゾト人ニハ云ヒテ有リヌベシ心ノトハ、イカ、



答へム」ト詠デゴザルテ、此ハ恋ノ歌デゴザルガ、此心ハ、ワタシガコトヲ何ノ誰某ト密通シテ居ルト、世間デ云ヒハヤスケレドモ、夫ハ無イ名デ、決シテ左様ナルコトハゴザラヌト世間ノ人ニハ申シモ致サウガ、万一此方ノ心ガ尋ネタナラバ、如何様ニ返答致シタ物デ有フカ。心ニハ虚ヲ突クコトハ出来ヌ、ト申ス心テゴザル。

何事モ其通りデゴザルレバ、中庸ニアル通り、独居ル時ニ別シテ慎シマネバナラヌ。ソコデゴザルニ因テ、ドウゾ人ノ人タル道ヲ守ツテ、第一ニハ朝廷ヘ忠義ヲ尽サネバナラヌ。僅ニ五分カ、三分ノ板ヲ以テ、張タル戸ノ内ニ、枕ヲ高フシテ足ヲ踏ノバシ寝ルコトノ出来ルモ天朝ノ御蔭、我屋根ヂヤ、我領分ヂヤ、ト思テ居住ヲシテ居ルケレドモ、是モ天朝ノ御地面ヲ拝借シテ居ルノヂヤ。サスレバ、寝ルモ、起ルモ、食フモ著ルモ、天朝ノ御蔭ノ中デゴザルレバ、其国恩君恩ノ万分一ナリトモ報度ムクイタシト心懸テ、御年貢諸運上物等、区長戸長ノ世話ニナラヌ様ニ速ニ上納致シ、御上ノ御厄害ニナル様ナル心得違ヲ致サヌ様ニスベキコトデゴザル。

其外親ニハ孝行ヲ致シ、兄弟中ヨク致シ、夫婦睦ジウ暮

シ、隣近辺ニハ顔ヲ振ラヌ様ニシテ万事慎ヲ第一ニ致ス時ハ、自然神様ノ御恵ヲ蒙テ家業繁昌、子孫長久ノ基トナルニ相違ハ無イ。御教則ノ天理人道ヲ明ニスベキ事、トアルモ、即爰デゴザルニ因テ、呉々モ心得違ノ無イ様ニ致タイ物デゴザル。

諸人民神多在ニ畿内一、毎年二月四月十一月、何廢ニ先祖之常祀一。

唯今読上タルハ類聚三代格ト申シテ朝廷ノ御書物ノ中ニアル宇多天皇様ノ寛平七年十二月ニ太政官ヨリ御達シニ相成タル御文面デゴザルガ、此心ハ、諸人ノ氏神ノ御祭ハ毎年二月ト四月ト十一月ト、一年ニ三度ツ、致スベキ事テ、氏神ノ御祭ガ即祖先ノ祭デ有テ、其先祖ノ御祭ヲ致スコトハ昔ヨリ定ツタルコトデアル故ニ、懈怠無ク致セ、ト仰出サレタノデゴザル。扱其氏神ト云ハ、藤原氏ハ藤原氏ノ先祖ノ神様、橘氏ハ橘氏ノ先祖ノ神様ガ氏神様デゴザル処ガ、其先祖ノ神様デ無クテモ、何ゾ謂レガ有テ氏神ト申スコトモアル。

譬ヘハ、常陸ノ鹿島ハ武甕槌神様ガ御祭申シテアリ。下総ノ香取ハ経津主神様ガ御祭申シテ有テ、藤原氏ノ先祖

ノ神デハ無ケレドモ、鹿島香取ヲ藤原氏ノ氏神ト致シ、  
京ノ平野社ハ垣武天皇様ノ御母方ノ御祖父様方ヲ御祭申  
シテアルケレドモ、源平両家ノ氏神ト定メテアル類ガ数  
多有テ氏神ハ先祖ノ神ニ限ラヌケレドモ、実ハ先祖ノ神  
ガ氏神デゴザル。夫ヨリ押広メテ其土地ノ産土神ヲ  
モ氏神ト申ス様ニ成タ物デゴザル。

右申ス通り、先祖ノ御祭、氏神様ノ御祭ヲ致スコトハ天  
朝ノ御掟デゴザルニ因テ、随分大切ニ致サネバナラス。

唯今親ヤ祖父ヤ先祖ノ法事供養ト申シテ致スモ、実ハ祭  
ヲスルノデ氏神様ノ御祭ニ准ヘテ致スノデゴザル。決シ  
テ仏法ニ於テ法事ヲシテ先祖ノ弔ヒラスルコトハ無イコ  
トデゴザル。其証拠ハ、平家ノ盛成ル時分ニ桜町ノ中納  
言盛範卿ト申ス御方ガ親ノ信西ノ十三年忌ニ当タニ因テ、  
其頃天下ニ名僧智識ト云ハレル明遍僧正ト云出家ハ盛範  
卿ノ弟ヂヤ故ニ、親ノ十三年忌ノ供養ヲスル作法ハ、イ  
カ、致シテ宜イカ、ト問タル処ガ、明遍僧正ノ返答ニ、  
私ハ深山ニ籠ツテ数年ノ間、一切経ヲ残ラズ読テ調べテ  
見ルニ、三年ヂヤノ、七年ヂヤノ、十三年ヂヤノ、三十  
三年ヂヤノ、ト申シテ遠忌ヲ弔フコトハ仏法ニ於テ曾テ

無イコトデゴザル。仏法ノ功德ハ仮令十惡ノ罪人デモ引  
導ノ功德ヲ以テ成仏サセルガ釈迦ノ経文ノ心デゴザル。  
然ルニ、三年モ、七年モ、十三年モ、三十三年モ六道ノ  
衢ニ迷テ居テ、仏ニ成ルト云フコトハ、決シテ無イコト  
ヂヤニ因テ、仏法ヲ以テ親ノ年忌ヲ弔フコトハ御無用ニ  
ナサルガ宜イ、ト申シタデゴザル。

又京ノ相国寺ノ儒溪和尚ト申スガ書タ一切経考ト申ス書  
物ニモ、一切経ノ中ニ、年忌ヲ弔フト云フハ絶テ無イコ  
トヂヤ、ト申シテアル。然ラバ、年忌弔ヒト申スコトハ、  
此御国ノ神様ノ御教デ、氏神様ノ御祭、先祖ノ御祭ガ即  
弔ヒデゴザル。弔ヒガ即御祭デゴザル。唯今ノ様ニ過去  
帳ヲ繰テ寺カラ年忌弔ノ催促スルコトハ後世ノ弊デゴザ  
ル。

扱其祭ヲスルノハ親ヘノ孝行、先祖ヘノ孝行デ、孝行ト  
申ス物ハ、親ヘヨク仕ヘルガ本ナルコトハ勿論デゴザル。  
ケレドモ親計リデ無イ。親ヘヨク仕ヘル心ヲ以テ祖父母  
ヘヨク仕ヘ、祖父母ヘヨク仕ヘル心ヲ持テ曾祖父母ヘヨ  
ク仕ヘ、夫ヨリ次第ノ逆上ツテ先祖ヘモヨク仕ヘネ  
バ、誠ノ孝行デハ無イ。其先祖ハ誰カト申スニ神様デゴ

ザル。此二因テ、我々御互ヲ神孫ト申スデゴザル。サレバ、其先祖タル神様ヲ粗末ニシテ相濟モノカ、御尊敬致サズテ成ルモノカ、ヨク考ヘテ見ルガ宜イ。

三ヶ条ノ御教則ニ、敬神ト申スコトガ第一ヶ条ノ始メニ御出シナサレテアルモ、右ノ訳デゴザル。然ルニ、神様ト申セバ、他人ノ様ニ思フテ居ル人モ世間ニハ有ルカノ趣デゴザルガ、此レハ甚心得違デゴザル。右申ス通り、神様ハ即御互ノ親ヂヤニ因テ、先子供ナドガ生レタナラバ一番ニ氏神様、其外兼テ信仰スル処ノ神々様ヘ連テ参テ、其子ノ生ヒ先ヲ御頼申サネバナラヌ処ニ、悪ク心得ルト、旦那寺ニ一番ニ連テ行ク者ガゴザルガ、甚不吉ナルコトデ、生レルトカラ、死ル穿鑿ヲスル訳デ、コリヤ些早過ルデゴザル。然ラバ、七夜ノ祝ヒモ致サヌカト云ヘバ、夫ハスル。従前デモ初正月トカ、初節句トカノ祝ヒモ致サヌカト云ヘバ、夫モスル。嫁ヲ取り、婿ヲ取テ婚礼ヲスル席ニ、旦那寺ノ和尚ヲ呼デ経ヲ誦デ貰フカト思ヘバ、夫ハ致サヌ。必四海波ノ一ツモ謡ヒ、先御目出度ゴザルト申スニ違ヒハ無イ。是ガ御国ノ風、神国ノ人ノ心デゴザル。然ルニ、箇様ナル祝儀ヲバ致シナガラ、

生レタ子ヲ寺へ一番ニ連テ参ルハ、何トモ訳ノ分ラヌコトデゴザル。或歌ニ、「冥途へハ行カデ叶ハヌ事ナラバ八十八ヲ過シテノ後」ト詠タル処ガ、一人ノ男ガ、「冥途ヨリ若モ迎ヒガ来ルナラバ九十九マデハ留主ト答ヘヨ」ト詠ダ。然ル処ガ、又一人ノ男ガ、否左様デ無イ、「留主ナラバ又モ仰ヒガ来ルベシイツソ否チヤト云ヒ切テ遣レ」ト詠ダト申スコトガゴザルガ、実ニ是ガ神様ヨリ御生付下サレテアル人情デゴザル。扱右申ス通り、子ガ生レタナラバ、一番ニ神様ヘ連テ参詣致シテ生先ヲ御頼申上、尚又子供ノ内ヨリ神様ヲバ大切ニ御尊敬申サネバナラヌ、ト申スコトヲ教ヘ込ミ、神様ノ御見放シニ逢ヌ様、神様ノ御答メヲ蒙ラヌ様ニ至サネバナラヌ。

扱神様ヲ大切ニスルハ、煎ジツメルト孝行デゴザル。其孝行ハ、両親ニヨク仕ヘルガ本デゴザル。両親ヘハ、何故ヨク仕ヘネバナラヌカト申スニ、是ハ申スマデモゴザラヌガ、親ノ子ヲ思フハ実ニ限りモ無イ物デ、殊ニ生レ落ルト成人スルマデハ一通ノ御世話ニ相成ルコトデハ無イ。寒暑昼夜ノ差別ナク、何程ノ苦勞骨折ヲ掛ルトモ分ラヌ。其御恩報ジノ為メデゴザル。併シ其親ノ、此方ヲ

思フテ下サル心、御恩ノ程ハ、子ヲ持テ知ル親ノ恩ト、俗語ニ申ス通り、此方ガ子ヲ持テ親ニ成テカラ親ノ恩ハ知レル。古歌ニモ「人ノ子ノ親ニナリテゾ我親ノ思ヒハイトゞ思ヒ知ラル、」ト詠レテアルガ其通りデゴザル。昔後醍醐天皇様ガ北条ノ賊ヨリ京ノ六波羅ニ押込ラレテオハシマス時ニ、第六番目ニ当ラセラレル御子様ノ恒良親王様ガ、御年僅ニ御八ツニナラセラレル。此御方様ヲ賊ガ藤原宣明ト申ス人ノ家ニ御置申シテ有ル処ガ、恒良親王様ハ夜昼御父上様ヲ御慕ヒ遊バシテ、或日宣明ニ仰セラレルニハ、承レバ、父上様ハ白河ノ里ニ坐マス趣デヤガ、何卒一度連テ參テ御目ニ掛ラセテ呉ル様ニ、ト仰セラレタ処ガ、宣明モ誠ニ其御心底ヲ御察シ申上テ、ホロ／＼ト涙ヲ流シハ致シタガ、北条ヨリ預リ奉ツテ居ルコトヂヤニ因テ、御連申シテ參ルコトモ叶ハズ、因テ欺キ奉ツテ申スニハ、能因法師ノ歌ニ、「京ヲバ霞ト共ニ立シカド秋風ゾ吹ク白川ノ関」トゴザリマシテ、奥州ノ白川ニ坐マセバ、此京ヨリハ誠ニ遠方隔テ、其上関処モアレバ容易ニ參ラレル処デハゴザリマセヌ、ト申上タレバ、恒良親王様ガ仰セラレルニハ、藤原雅経ヤ、津守ノ

国夏ナドガ歌ヲ以テ見レバ、京ニモ白川ト申ス処ハアル。奥州白川ト名ハ同ジコトナガラ、所ハ違フテ居ル。御父上様ハ京ノ白川ニコソマシマス物ヲ何故左様ニ欺クゾ、ト仰セラレテ、再御物モ仰セラレズニマシマシタガ、其後或日門外へ御出<sup>マ</sup>浮遊<sup>マ</sup>バシテ、御父上様ノ御事ヲ恋シウ思召テ、御物案ジヲ遊バス折節、入相ノ鐘ノ音ヲ御聞遊バシテ御詠遊バシタル御歌ニ、「ツク／＼ト詠メクラシテ入相ノ鐘ノ音ニモ君ゾ恋シキ」ト御詠遊バシタガ、此御歌ノ心ハ、御父上様ノ御事ヲ、オイトシウ恋シウ思ヒ暮シテツク／＼ト物案ジヲ致シテ居レバ、入相ノ鐘ノ音ヲ聞クニ付テ、益々哀レニ悲シウ成テ、父上様ノ御事ガ恋シウ成タ、ト申ス御心ノ御歌デゴザルガ、実ニ哀レト申サフカ、御イトシイト申サフカ、御父帝様ヲ御慕ヒ遊バス御孝心ガ三十一文字ノ上ニ溢レルマデ現ハレテ居ル御歌デ、京中ノ人ガ八歳ノ宮ノ御歌ト申シテ、落涙セヌ人ハ無ツタト申スコトデゴザル。

実ニ鳥獸ナラバ知ラヌコト、人タル者ハ、此御歌ヲ承ツテハ哀レヲ催サヌ者ハ有マイ。恐多イコトナガラ、御年モ取ラセラレヌ御方様ニハ恐人タル御孝心デゴザル。

又赤穂ノ義士四十七人ノ内ニ、原惣右衛門ト申スガゴザルガ、此人ガ大石藏之助ヲ始メ、義士ノ面々ト約束ヲ致シ、敵木良上野介ヲ討ツガ為メニ、赤穂ヲ発足スル節ニ、母ガ此節ノ旅立ハ、敵討デハ無イカ、ト尋ネタレバ、敵討ノコトハ仮令親子兄弟タリトモ洩スマイト云約束デヤニ因テ、否左様ナコトデハゴザリマセヌ。此節ハ江戸へ参ツテ、然ルベキ方ヲ穿鑿致シ、主取りヲ致シタイ、ト存ジテノ旅立デゴザリマスル、ト詐ツテ発足致シ、扨道ノ五六里モ歩行テ、或店ニ立依テ、昼支度ヲ致サフト思フテ母ノ呉タ握リ飯ヲ出シテ賜テ居ル処ニ、親鴉ノ子ヲ連テ居ルノガ居ル故ニ、其握リ飯ヲ一ツニツ呉タル処ガ、親鴉ガ自身ニハ賜ズニ子鴉ニ賜サセタ。ソコデ、惣右衛門ガ思フニハ、親ノ子ヲ思フハ、鳥デサヘアノ通りヂヤ、母ノ此方ヲ思フテ下サルノハ、イカ計リノコトデ有フゾ。然ルニ、此節ノ旅立ハ敵討ノコトデアレバ、本望ヲ遂ルニモセヨ、遂又ニモセヨ、今生ノ御別デアルノニ、夫トモ申上ズ、心ノ中デ御別ヲ致シテ来タガ、跡デ御聞ナサレタナラバ、嗚御残念ニ思召サフ。仮令親子タリトモ洩スマイト云誓約ハ致シテアルニモセヨ、此假ニ

ハ行カレヌト思フテ再家ニ帰り、云々ノ趣ヲ母ヘ物語リヲ致シタレバ、母モ大ニ喜ンデ、其夜ハ咄ナドヲ致シテ寝タガ、翌朝惣右衛門ガ起テ見レバ、母ハ書置ヲシテ自害ヲシテ居ル。扨其書置ノ趣ハ、此方ガ存生シテ居テハ、敵討ノ節ニ必突出ス槍先ガナマルデ有フニ因テ、心残りノ無イ様ニ自害ヲ致ス故ニ、此上ハ君ノ敵親ノ敵ノ木良上野介ヲ必討取ル様ニ、ト申スコトガ書テアル。惣右衛門ハ大ニ仰天致シ、其嘆キ一方ナラネト致シ方モ無イニ因テ、葬式ヲ営ミ、夫ヨリ再出立シテ江戸へ参リ、元禄十四年十二月十四日ノ夜ニ、本望ヲ遂テ敵ヲ討取タルコトガゴザルガ、親鴉ガ握リ飯ヲ子ニ賜サセルノヲ見テ、道ヨリ帰テ親ニ別ヲ申シタル孝心ト云ヒ、母ノ自害ヲシテ我子ノ未練ナル振舞ヲセヌ様ニト、書置ヲシタル忠義ト云ヒ、実ニ感心ナコトデゴザル。扨鳥デスラ右申ス通り、子ヲ愛スル物デゴザルガ、鴉ハ成長致シテカラ、反哺之孝ト申シテ、親鴉ガ自身ノ食フ物モ食ズニ育て、呉タル恩報シニ、子鴉ガ成長スレバ、又親鴉へ餌ヲ捨テ来て食セル、是ヲ反哺之孝ト申ス。鳥サヘ其通りヂヤ物ヲ、況テ万物之靈タル人ガ鳥ニモ叶ハヌ行ヒヲ致シテ相

濟モノカ、人ハ人丈ノ孝行ヲ尽サヌコトハナラス。

扱其親ニ孝行ハ先刻モ申シタ通り、親ノ親ノ、又其親ノ先祖ノ神様ヘモ孝行ヲ尽シテ、御祭ヲ大切ニ致サイデハ相濟ヌ。即伊吹舍翁ノ歌ニモ、「玉手次掛テ祈ラナ世々祖オヤノミオヤノ神ノ幸ヒ」ヲ、ト詠レテゴザルテ、我親ノ親ノ、又其親ノ親ト、次第々々ニ、昔へ繰上テ行ケバ、終ニハ親ハ神様ニ留ルニ因テ、神様ハ即我親デゴザルカラ其親神様ノ御恵御守ヲ祈ル様ニ致サネバナラス。

然ルニ、其親ノ神様ヲバ粗略ニシテ、赤県ノ孔子ヤ天竺ノ仏ヤ西洋ノ耶蘇ヲ尊ブノハ、コリヤ我家ノ生ノ親ヲバ屁トモ思ハズニ、見ズ知ラズノ遠国ノ客ヲ尊ビ、夫酒ヨ、肴ヨトウロタヘ騒イデ馳走ヲ致シ、是コソ実ノ親ヂヤ、ト思フテ居ル様ナ物デゴザル。世間二万一右申ス通り、他国ノ人ヲ親ヂヤト申シテ大切ニ致シ、我実ノ親ヲ粗略ニ致ス者ガ有ルナラバ、定メテ口ノ齒ニモ掛ラヌ様ニ悪ク申スデ有フ。然ルニ、親ノ神様ヲ粗略ニ取扱ヒ、他国ヨリ来タ仏ヂヤノ、耶蘇ヂヤノ、孔子ヂヤノト申スヲ尊敬スルコトニ至ツテハ、奇妙ナコトトモ思ハズ、当り前ノコトヂヤ位ニ思フテ居ル。何ト間違フタコトデハゴザ

ラヌカ。

此ニ因テ、先般改メテ御教則ヲ御立ニ相成テ、其第一番ニ敬神ト申スガ御立ニ相成タルノハ、全ク右申ス様ナル心得違ヲ決シテ致スナヨ、万一心得違ヲ致スニ於テハ、御神罰ヲ蒙テ、家ノ為、身ノ為メニナラヌカラ、ト申ス有難イ処ノ、下万民ヲ御憐愍ニ思召大御心ニヨリ仰出サレタルコトデアレバ、有難ク存ジテ屹度相守ラネバナラスコトデゴザル。

高皇産靈尊勅ニ大己貴命ニ曰、汝所治顕露之事、宜ニ是吾孫治之、汝則可ニ以治ニ神事ニ云々又当レ主ニ汝祭祀者天穗日命是也於是大己貴命報曰天神勅教慙如此一敢不三從命一乎、吾所レ治顕露事者皇孫当レ治吾將ニ退治ニ幽事ニ云々躬披ニ瑞之八坂瓊ニ而長隱者矣、扱右読上タル御文面ハ、日本紀ト申ス朝廷ノ御書物デ、神々様ノ御事跡ヲ神世ヨリ其假御語り伝ヘニ相成タルコトガ御書留ナサレテアル、大切ナル御記録ナリ。御系図ナリノ御書物ノ中ノ御文面デゴザルガ、此大意ヲ荒増説ケバ、高天原ニ座坐ス高皇産靈神様ト申ス広大無辺ノ神

様が、大己貴神様ニ勅諚方有ラセラレルニハ、其方ハ、  
従前此国ノ支配シテ居タガ、以来此国ヲバ天照大御神ノ  
孫ノ瓊々杵尊ニ譲ツテ治メサセヨ。其方ハ此世ノ神々、  
尚又此世ノ人ノ死タル魂ヲモ、支配致セ。又其方ノ祭ヲ  
致スベキ者ハ天穗日命デアルゾヨ、ト仰セラレタニ因テ、  
大己貴神様が御対ヘナサレルニハ、高天原ニ座坐ス神様  
等ヨリ箇様ニ慇懃ニ仰セラレルニ於テハ、何トシテ御言  
葉ヲ背キマセウ、御勅諚ノ通りニ是マデ支配シテ居マス  
ル此国ヲバ瓊々杵尊ニ御譲申スデゴザル。私ハ神々ノ事、  
又人ノ魂ノ行キ処ノコトヲ支配致シマス、ト御返答御申  
上ニ相成テ、ソレヨリ終ニ瑞<sup>ミツ</sup>ノ八坂瓊<sup>ヤサカニ</sup>ト申シテ、大己貴  
命様ノ御著ナサレテ有ラセラレタル結構ナル玉ヲ御解遊  
バシテ、其玉ヲ瓊々杵尊様ニ御禪遊<sup>オホユリ</sup>バサレ、今日ニ至ル  
マデ長ク出雲大社ニ御体ヲ御隠シ遊バシテ御鎮リ遊バシ  
タ、ト申ス意ノ御文面デゴザル。

此御文面ヲ以テ考ヘテ見レバ、此ノ瓊々杵尊様ノ高天原  
ヨリ御下リニ成ル以前マデハ、此世ノ人ノ肉眼ト申シテ、  
人ノ目ヲ以テ神様ヲ見奉ルコトガ出来タ物デゴザル処ガ、  
瓊々杵尊様ガ此御国ヘ御下リニ相成ルニ付テ、高皇産靈

尊様ヨリノ御勅諚ヲ以テ顕幽分界ト申シテ、神様ト此世  
ノ人ト同シ世界ニ有ナガラ別世界ノ様ニ相成リ、人ノ目  
ヲ以テ神様ヲ見奉ルコトガ出来ヌ様ニ相成タ物デゴザル。  
尚又此世ノ死タ人ノ魂ヲモ大己貴命様が御支配遊バシテ、  
其人ノ生涯中ノ行ヒノ善悪ニ依テ御賞シモアリ、御罰シ  
モ在ラセラレル様ニナリ、天穗日命様が、大己貴命様ノ  
御祭ヲ御<sup>ツカサド</sup>宰リナサルコトニ相成タ。其天穗日命様ト申  
スハ、天照大御神様ノ御次男様デ、即従前ノ出雲国造ノ  
先祖デゴザル。右ノ御文面ノ趣ヲ以テモ今日国ガ治ツタ  
リ、乱レタリ、又盛ニ成ツタリ、衰ヘタリ致スノハ、皆  
神々様ノ思召ヨリ出ルコト、其大本ハ出雲大社様が御支  
配ナサレルト申スコトハ知レル。万葉集ニ、「笹波ノ国  
津御神ノウラサビテ荒タル都見レバ悲シモ」ト詠テアル  
モ其訳デゴザル。此ニ因テ、神々様ノ御心ニ背カヌ様ニ  
御祭ヲ大切ニシテ神慮ヲ取り奉ルガ最第一ノコトヂヤカ  
ラ御政事ノ政ノ字ヲ、マツリゴト、訓ムコトデ、天下国  
家ヲ治メル御政事ノ大元ハ神様ノ御祭デゴザル。ソコデ、  
後宇多天皇様ノ御製ニモ、「天ツ神地ツ社ライハヒテゾ  
我葦原ノ国ハ治ル」ト御詠遊バシテアルノデゴザル。又

一軒ノ家デモ道理ハ同ジ事デ、或ハ仕合ニ逢ヒ、不仕合ニ逢ウノモ、神様ノ思召ヨリ出ルコト、凡テ世ノ中ノ吉凶禍福ハ、神様ノナサルコトデゴザルガ、毎度申ス通り、人ハ人形、神様ハ人形ヲ遣フ人ノ様ナル物デ、人形ガ目口ヲ動シ、手足ヲ働セルケレドモ、遣フ人ガアレバコソ出来ルノデゴザル。人ノ家ニ種々様々ナルコトガアルノモ、其ハ人ガスルノデハ有ルケレドモ、其人ヲ遣フテ左様ニオサセナサレル神様ガマシマセバコソ、出来テ行クノデゴザル。

併シ神様ハ人ノ目ヲ以テ見奉ルコトガ出来ヌ故ニ、兎角信スル人が少ナイ。一条兼良公ノ日本紀纂疎ト申ス御書物ニ、人為ニ悪於顯明之地<sup>ニ</sup>、則帝皇誅<sup>レ</sup>之<sup>ニ</sup>、為ニ悪於幽冥之中<sup>ニ</sup>、則鬼神罰<sup>レ</sup>之<sup>ニ</sup>、為<sup>レ</sup>善獲<sup>レ</sup>福亦同<sup>レ</sup>之<sup>ニ</sup>トゴザルテ、人が悪事ヲ人ノ見テ居ル処、知テ居ル処ニ於テ致ス時ハ、天子様カ御罰シナサレテ其罪相応ニ、或ハ打首、或ハ島流、或ハ徒刑ニ行ハセラレル。又人が悪事ヲ、人ノ見ズ知ラズノ処ニ於テ致スノハ、天子様ニ於セラレテモ御存ジガ無いニ因テ、御罰シモ無いケレドモ、神様ハ鏡ニ掛テ写スガ如ク、逐一御覽遊バシテゴザルニ因テ、

御神罰ヲ御与ヘナサル。若又仮令此世ニ於テ神様ガ即罰ヲ御与ナサレヌト雖、未來ニ至テ必御咎メヲ蒙リ、永ク浮ブ時節ハ無い。善事ヲ致スモ同様デ、善事ガアレバ朝廷ヨリ御褒美ヲ賜ルガ、人ノ見ズ知ラズノ処ニ於テ善事ヲ致スノハ朝廷ニモ御承知ガ無いニ因テ、御褒美モ下サラヌケレドモ、夫ハ神様ヨリ御恵ガアル。若又仮令此世ニ於テ御恵ハ無クトモ、未來ニ至テ永ク御恵ヲ蒙ル。ソコヂヤニ因テ、源深法師ノ歌ニ、「後ノ世モ此世モ神ニマカスルヤ愚ナル身ノ頼ミナルラム」ト詠デアルノデゴザル。扱未來ノコトハ先差置テ、此世ニ於テ御神罰ノ有ツタルコトヲ一ツ二ツ申サウナラバ、唯今ヨリ十年程以前ノコトデゴザルガ、甲州巨摩郡上手村ニ。八ツ代佐五右衛門ト申ス者ガゴザル。此者ハ、モト小笠原村ノ持宝院ト申ス山伏ノ次男デ、八ツ代泰助ト申ス者ノ養子ニ相成タガ、此者ハ誠ニ大食ヲ致シテ、其上悪食ヲ致ス。犬デモ猫デモ、手ノ掛リ、見付次第ニ打殺シテ賜ル趣デゴザル。或日栃葉窪ト申ス山ニ薪ヲ取りニ行キ、木鎌ヲ以テ木ノ枝ヲ伐フト致スガ、不思議ナル哉、其鎌ガ曲ル。ソコデ、其鎌ヲ採直シテ打掛ル処ガ、同ジク曲ツテ用ヒ



ラレヌ故ニ、ナタト云物ヲ以テ打掛ル処ガ、又同ジク曲ツテ木ヲ伐ルコトガ出来ヌ。又斧ヲ以テ打掛ル処ガ、相替ラズ曲ル。扱々不審ナルコトヂヤト思案ニアゲンデ、アキレ果テ居タル処ニ、佐五右衛門くんと、声ヲ掛ル人ガアル。扱誰デ有フカト、フト仰イテ見タレバ、山ノ絶頂ニ天狗ガ立テ居ル。其云ニハ、其方ハ早ク帰ツテ見ヨ、家ハ焼テ居ルゾ、ト申シタ故ニ、始メテ心付テ、早々仕事ヲ止メテ帰ツテ見タ処ガ、家ハ焼落テ居タ、ト申スコトデ、シカモ其火ハ土蔵ト座敷ノ間ニアル大極柱ヨリ焼出シテ、軒ヲ並ベテ居ル家モ焼ズ、一軒火事デ有タ、ト申スコトデゴザル。

此ハ天狗ノ仕業デハアルケレトモ、兼テ大食悪食ヲスルコトヲ神様ノ御悪シミ遊バシテ、天狗ヲシテ火ヲ御付サセナサレタコトト見エル。全体人ノ食ト申ス物ハ、先米五合ト致シタル物デアレバ、存外大食ヲスルコトハ甚宜シカラヌ。一粒ノ米タリトモ神様ノ御恵ヲ以テ出来テ居ルコトデゴザレバ粗略ニハ思ハレヌ。然ルニ、無益ニ食潰スト云コトハ、神様ノ御恵ヲ有難ク思ハヌ訳ニ当ル。神様ノ御罰シ遊バスマ、御尤ナルコトデゴザル。

又今日人ノ食ベキ品物ハ大体定ツテ居ル処ニ、何品ニヨラズ、見付次第ニ取テ賜ルト申スモ不潔ナル訳デ、是以テ神様ノ思召ニ叶ハヌコトハ勿論デゴザル。又同国同郡同村ニ相田八郎兵衛ト申ス者ガ有テ、祈祷ヲ致シテ金ヲ奪ヒ、日待講ト云ヲ拵ヘテ講中ヘ頼ミ、土蔵ヲ建テ、其二階ノ上ニ於テ昼ハ祈祷ヲ致シ、夜ハ其二階ノ下ニ寝ル。然ルニ、唯今ヨリ十三年程以前ノコトヂヤガ、十一月二、彼二階ノ神棚ヨリ火ガ出テ焼出シタル処ガ、彼八郎兵衛ハ寝テ居テ焼ルコトヲモ知ラズ、二階ヨリ火ノ粉ガ落掛ル様ニ相成テ、始メテ火事ノアルコトヲ知り、裸体ノマ、ニ飛出シテ遁タニ因テ、諸道具残ラズ焼テノケタ。尤其焼ル日ニ、八郎兵衛ノ姪婿ノ周教ト申ス山伏ガ他行致ス途中ニ於テ、大ノ男ノ頭巾ヲ被ツテ居ルノニ出逢タル処ガ、聊笑ヒヲ含ンデ、今宵八郎兵衛方ニハ、火事ガアルゾ、ト申シタト云コトデゴザルガ、果シテ其夜ニ焼タガ、此モ一軒火事デ有タト申スコトデゴザル。扱其後、再土蔵ヲ建タル処ガ、棟上ノ日ニ其土蔵ガ風モ吹ヌニ倒レテ、柱ハ散々ニ折テ、再用ヒラレヌ様ニ相成タ、ト申スコトデゴザル。是モ定メテ天狗ノ為業デ有フ

ガ、天狗ノ所業ニセヨ、是以テ神様ノ思召ヨリ出ルコト  
デゴザル。又天明中ニ下総国笹川村ニ御鎮坐ナサレテア  
ル処ノ須波社ノ木ヲ伐テ、同国銚子ト云処ノ観音堂ヲ立  
ル材木ニ致シタ処ガ、其冬木取りモ出来テ、近日柱立ヲ  
致ス筈ノ処ニ、常陸国石手村ノ半兵衛ト云者ガ、銚子ニ  
商ウ穀物ヤ薪ナドヲ舟ニ積ミ、銚子ノ川岸ニ舟懸リシテ  
居タ。其夜ニ、髮ノ毛ハ至テ長ク、目付ノ甚恐イ人ガ面  
人何処ノカラトモ知レズ来テ、今ノ二人ガ不図出逢タ様  
子デ、挨拶ナドヲシテ半兵衛ガ乗テ居ル舟ニ這入タ。ソ  
コデ半兵衛ハ、恐シクト、臥ナガラ息ヲ詰テ見テ居タ  
ル処ガ、今ノ二人ガ、舟ニ積タル薪ヲ引抜テ火ヲ焚テ居  
ル。扱一人ガ云ニハ、其許ハ、何処ニ行レルカト尋タレ  
バ、中国辺ニ、シカクノ用向ガ有テ參ルノヂヤガ其元  
ハ何処ヘ行レルカト尋ネタ。一人ガ云ニハ、笹川村ノ須  
波社ノ神木ヲ伐テ、銚子観音堂ヲ立ルコトハ、甚不埒ナ  
ルコトヂヤニ因テ、焼払ウ様ニトノ神様ヨリノ御沙汰ヲ  
蒙テ行クノヂヤ、ト申ス。半兵衛ハ身ノ毛モヨ立テ、聞  
テ居タ処ガ、其翌朝観音堂ノ普請木屋カラ火ガ出テ、材  
木ヲ残ラズ焼タト云コトガゴザル。箇様ナル類ノ事モ、

土地ノ人ハ定メテ煙草ノ火トカ、又茶デモ沸ス火ガ木屑  
ニ付テ、火事ニ成タト思テ居ルデ有フガ、ヨシ煙草ノ火  
ニセヨ、茶ヲ沸ス火ニセヨ、人ノ不調法デ出来タノガ、  
即神様ノ御サセ遊バシタルノデゴザルケレドモ、人ハ夫  
トモ知ラズニ居ル。此レガ即人ハ人形、神様ハ人形ヲ遣  
フ人ノ様ナ物ヂヤ、ト申ス譬ノ通りデゴザル。然ルニ、  
是ヲ生物知ハ、偶然ト申シテ、タマク左様ナルコトオ  
ノヅカラ有タルコトヂヤ、ト思フテ居ルガ、是ハ愚ノ至  
デゴザル。然ラバ、善人ニハ必福ガアリ、悪人ニハ必禍  
ガ有ベキ筈ヂヤ、ト申スデゴザラフガ、其ハ赤梟ノ老子  
ノ語ニ、福レ善禍レ淫之徴試ニ之于一人一而或差、試ニ  
之于天下ニ而未ニ嘗差一也、驗ニ之于一時一而或違、驗ニ  
之于万世一而未ニ嘗違一也トアル通、偶一人ノ悪人  
ガ、福ヲ得、偶一人ノ善人ガ禍ニ逢ヒ、或ハ其一時ニ、  
一寸悪人ガ福ヲ得、善人ガ禍ニ逢タト申シテモ、夫デハ  
論ジラレヌ。天定テ人ニ勝ツノ道理デ、広ク天下中ノ人  
ノ上ヲ以テ論ジ、遠ク五十代百代ノ上ヲ以テ論ジテ、平  
均ヲ取ル時ハ悪人ハ不仕合、善人ハ仕合ニ逢ウニ違ヒハ  
無イ。ヨシ又悪人ガ此世ニ於テ仕合ニ逢タト申シテモ、

誠ノ仕合デハ無イ。善人ガ此世ニ於テ不仕合ニ逢タト申シテモ、誠ノ不仕合デハ無イ。此現世ハ僅ニ五十年カ七十年、過テ百年デゴザルガ、未来ニ至ツテハ天地ノ有ム限リ尽ル時ナク、幾何百万年ノコトトモ知レヌ程永イ間、此世ノ行状ニ因テ御賞シガアリ、御罰シガアル故ニ、誠ノ仕合、不仕合ハ未来ニ至ツテ極マル物デゴザルレバ、此世ニ於テノ行状ハ慎マネバナラヌ物デゴザル。譬ヘテ申サバ、此辺カラ東京ヘ參ルニハ、陸カラ行ケバ先大阪、夫ヨリ伏見ノ夜舟ニ乗り、伏見ヨリ、大津、草津、石部、水口、土山、阪ノ下、関、龜山ト、五十三次ノシユシユク駅々ヲ次第シニ通り、毎日シ朝早く起テハ前日ノ草臥シユクシユクレテ居ル足ヲ曳テ百五十里ノ道ヲ步行アルキ、漸ノコト東京ヘ着スルコトデゴザル。又船ヨリ行ケバ、先神戸カ、大阪ヨリ舟ニ乗り、紀州沖ヨリ尾洲沖、參州沖、遠州灘ト、次第シニ通りテ横浜ヘ着船致シ、扱夫ヨリ東京ヘハ着スルコトデゴザル。陸ヨリ行フガ、船ヨリ參ラフガ、一足イツツ飛トニハ東京ヘ行レハセヌ。未来ヘ參ルモ其通り、結構ナル安楽ナル目ニ逢フト存ズレバ、先此世ニ於テ忠義ノシユクシユク駅々ヲ通り、孝行ノミナトミナト湊々ヲ通テ後ニ結構ナル未来ノ

東京ヘモ參ラレ、安楽ナル先キノ世ノ京ヘモ行レルコトデゴザルニ因テ、此世ニ於テ善事ヲ致スノハ未来ノ結構ナル処ヘ行ク駅々、先キノ世ノ安楽スル処ヘ參ル港々デゴザル。

然ルニ、教ニ因ルト、其忠義ノ駅々、孝行ノ港々ヲ通ラズニ、一足飛ニ結構ナル未来ヘ參レナド、導ク者モゴザルガ、幾等理ヲ窮メテ見テモ左様ナ道理ノ有ラレルコトデハ無イニ因テ、先般朝廷ヨリ仰出サレタル三ヶ条ノ御教則ノ趣ヲ慎ンデ相守、神様ヲ大切ニ致シ、我生レタル此御国ヲ跡向ケズ、君ニハ忠義、親ニハ孝行ヲ尽シ、其外、人ノ人タル道ヲ守リ、天子様ヲ敬ヒ奉リ、仰出サレル御布告、御規則等ニ少シモ違背致サズ、今日ケ様ニシテ暮シテ居ルモ全ク朝廷ノ御蔭ヂヤト御恩ノ程ヲ有難ク思フテ、万事慎ヲ第一ト致シ、彼駅々港々ヲ落サズ、残サズ、通り通ツテ天朝ノ御褒美、神様ノ御恵ヲ生テモ死デモ蒙ル様ニ致サネバナラヌ事デゴザル。

### 教義諺解 卷之二 終

『三則正弁』 味酒麴翁 (明治七年二月)

自序

人ゆけば草生ずして道絶ず。人不まねはくさ生て道たゆるなり。大方のをしへの道も猶かくのことし。さはいへ、そは野山の細道なり。こたひ公の御教則は広く平らかにして大なる道なれば、いつれの人か、ゆかさらんやは。いつれの人か、ふまさらんやは。

明治七年二月

三則正弁

敬神愛国ノ旨ヲ体スベキ事

味酒麴翁述

神代ハ、神ナガラ神サビヌ事モ受得給ヘル身魂共ニ神ナレバ、有トシアル所<sup>シラサ</sup>為ハ何レモ神ノ御所為ナリ。生次<sup>ア</sup>ユク程、漸ク神ハ神、人ハ人ト別レテヨリ、神ハ上天ニ在シテ人ヲ祐ケ、人ハ下土ニ住シテ神ヲ敬ス。感応道通ジ、上下文明、祭政一致ニシテ国治リ家育フナリ。天祖大神宮、宝鏡ヲ取テ天忍穗耳尊ニ向ヒ、吾見此ノ鏡ヲ視ルコ

ト、猶我ヲ視ルガ如ク、斎鏡トシテ床ヲ同フシ殿ヲ共ニスベシ、ト宣ヒテ授ケ給ヒシヲ、御代々々、御次次ニ伝ヘテ御玉体ヲハナタズ斎ヒ祀リ玉ヒ、又正シク大神宮ノ神靈ヲ大殿ノ内ニ安置シ玉ヒケルガ、漸ク御威靈ヲ恐レサセ玉ヒテ人皇第十代崇神天皇ノ御時ヨリ、殿ヲ共ニシ床ヲ同フシ玉ハズ。豊鍬入姫命ト申ニ託奉<sup>ツク</sup>リテ、大和国笠縫邑ニ斎ヒ祀ラセ玉ヘルナリ。御代々々神祇ヲ崇メ尊ミ玉ハザルハアラネドモ、此天皇ハ殊ニ天神地祇ヲ崇メ祀リ、国々ニ在ス神々ノ神地<sup>カムチカムベ</sup>神戸ヲ定メテ天下ノ災害ヲ除キ、五穀ノ豊饒ヲ祈リ玉ヒシヨリ、後ニハ崇神天皇ト諡号<sup>オウリナ</sup>シ奉ツレリ。掛マクモ畏キ御事ナガラ、人タルモノ、神ヲ敬シ崇メ奉ルニハ崇神天皇ヲ以テ規模トシテ努々<sup>ユメユメ</sup>輕侮ノ心ヲ挟ムマジキナリ。儒教ニモ鬼神ヲ敬シテ之ヲ遠クストイヘルハ、実<sup>ゲ</sup>ニサルコトニテ、今日凡夫ニシテ狎<sup>ナレナレ</sup>々シキ時ハ必ズ疎略ニナリテ、冥福ヲ受ザルノミナラズ、却テ現罰ヲ受ベキナリ。已ニ源平争乱ノ時、長州壇浦ニテ軍兵、主上ノ御舟ニ入乱レ、ステニ璽<sup>シシ</sup>ノ御箱ニ手ヲ掛ントスルヲ平大納言時忠、夫ハ凡人ノ見ルマジキモノゾ、ト制シモ敢ズ、御蓋ヲ放チケレバ、目鼻ヨリ血

出テ、其俛倒レテ死タリトゾ。神威ハ斯マデ恐ロシキ者ナレバ、今日我々ノ祭レル神ノ棚トテモ、努々疎略ノ心ヲ存ズベカラズ。世遙カニ降りテ今日ニ至リテハ、神代トヤランハ有シコトニヤ、無リシコトニヤ何ノ事ヤラン、訳ノ別ラヌコト思ヒテ、自カラ敬神ノ心失果ル人多シ。又何モシラズニ神信心スル人ハ、我身勝手ノ欲心ヨリ歩ヲ運ビ、我身勝手ニナラザル時ハ、神ハ無モノノヤウニ思ヒテ、之ヲ輕蔑スル人少カラズ。是皆神道ノ根元ヲシラザルヨリ起ルコトナレバ、此度三条ノ有ガタキ御趣意ニ基ヅキ、此マデノ旧習ヲ改メテ神道ヲ明カニシ、<sup>イキ</sup>生テハ神国ノ人トナリ、死テハ神国ノ神界ニ入ベキナリ。抑神道ノ根元ト申ハ、先我身魂ノ起ル所ヲ明カニ弁<sup>ワキマ</sup>フベキナリ。我身魂父ヨリ受タリトセンヤ、母ヨリ受タリトセンヤ。モシ父母ノ両精相合シテ出来タル所ノ身魂トセバ、其父母ノ身魂ハ誰ヨリ受タリトセン。必ズ又其父母アリテ、其父母ノ両精相合シテ出来タル所ナリトセン。斯<sup>カク</sup>云テ、推モテ行時ハ、其根元必ズ神ノ御所為ナリ。又我身魂父ヨリ受タリトセンヤ、母ヨリ受タリトセンヤ、ト云ニ、父ヨリ受タリト云ハ、汝ガ父ハ人形細工ヲ誰

ニ習ヒテ生動ノ人形ヲ造リ覺エタルニカト云ン。母ヨリ受タリト云ハ、汝ガ母ハ誰ヨリノ伝ヘニテ、水火土風ノ四ヲ結び合ス術ヲ知タルニカト云ン。サレバ父モシラズ母モシラズ、唯二人ノ禰<sup>ネザメ</sup>覺ノ仕事ニ、誰ノ伝ヘモ誰ノ教ヘモアラネトモ、何時ノ間ニヤラ拵ヘ覺エタリト云ン。サレバ父母之ヲ拵ヘナガラ、何故出来ルト云訳ハ更ニシラズ。只斯スレバ斯出来ル者ト思ヒテ、出来レバ我拵ヘタル子ト思ヒツツ寵愛シテ育ミソダツルナリ。是ヲ以テ能<sup>ヨク</sup>弁<sup>ワキマ</sup>フベシ。我身魂共ニ父母ヨリ受タルニアラズ。何レモ神ノ御所為ナリ。最初伊弉諾、伊弉册命、ミトノマガハヒセントテ男神、女神ニ向ヒ、汝<sup>イマシ</sup>ニ如何ナル所カルト問玉ヘルニ、女神<sup>メノカミ</sup>生々<sup>ナニ</sup>テ生足ザル処一処アリト答ヘ玉フ。男神、我ニ生々<sup>ナニ</sup>テ生余レル処一処アリ。我生余レル処ヲモテ、汝ガ生足ラザル処ニマガハシミン、トテマガハシ玉ヘルナリ。是ヲ以テ考フレバ、伊弉諾、伊弉册ノ二神サヘモ、何故斯スレバ斯出来ルト云訳ハ知玉ハザルナリ。此根元ノ細工人ハ高産靈、神産靈ノ二柱ノ神ニテ、其細工ヲ云付玉ヘルハ、此乃チ天御中至尊ナリ。サテ夫ニ付、天御中至尊、高産靈、神産靈命ハ遙カニ神代

ノ神様ニテ、今ハ何方ニ御坐ルコトヤラントハ思フベカラズ。手近ク我身魂ハ此三柱ノ神ノ御恵ヨリ出来タルナリ。古歌ニ、

君見レバムスブノ神ゾウラメシキツレナキ人ヲ何ツク  
リケン

此歌ノ心ハ、恋ノ歌ニテ、君ヲミレバ産靈ノ神様マデウラメシイ。何故ニ斯マデ思ヒテモツレナキ人ヤラン、カカルツレナキ人ハ、ムスビコシラヘズト、ヨキモノヲコシラヘタ神様ガウラメシイ、ト詠タルニテ、是ニ神ノ御所為ナルコトハ、中古マデモ申伝ヘノアルコトニテ、今新ニ考ヘテ云コトニアラズ。斯此神達ヨリ受得タル所ノ我身魂ナレバ、夭折スルモ長命ナルモ、生死ハ皆神ノ御ハカラヒナリ。只己トシテ神ヨリ受得タル寶物タマモノヲ傷フマジキナリ。凡ソ人死シテ行先ニ何事ノ有ヤラント思フヨリ、地獄ノ極楽ノト云コトガ出来ルナリ。神道ハ有ノマ、心ノ汚穢ヲ祓ヒステ、固モトノ清浄ニカヘルナリ。畢竟生死ハ昼夜ノゴトク還元復本トモ云ヒテ、結ビタル水火土風ノ解テ、固ノ水火土風ニカヘルナリ。喩ヘバ土人形ハ一固マリノ土ナルガ、打破ツレテ大地ノ土ニカヘルガ

如シ。心ハ固ヨリ覚知ノ者ナレバ、受ヌ先モ覚知、受テ後モ覚知、死シテ後モ覚知ナリ。喩ヘバ清浄ノ池水ヲ一ツノ桶ニ結ビタルガゴトシ。一生濁ラヌヤウニシテ、固ヘカヘセバ本ノ清浄ノ池水ナリ。生得ノ悪人ハ池水ノ汀ノ泥ニ濁レル水ヲ結ベルナレバ、生涯澄ヤウニ教ヘテ、澄シテ固ヘカヘサスベシ。神国ノ旧風、夏越ナガサノ祓トテ、六月晦日河辺ニ行テ一年一年毎ノ造レル罪ヲ祓ヒステ、身魂共ニ清浄ナラシムル。是乃チ神道安心ノ肝要ナリ。尤産土神ハ其地其地ヲ分守シテ、其地ノ人ノ生死ハ産土神ノ所司ナレバ、別シテ大切ニ致スベシ。

サテ又上ニ云ルガ如ク、天御中至尊、高産靈、神産靈ノ三柱ノ神ハ神道ノ根元ニシテ、八百万ノ神々モ、此三柱ノ神ヨリ化生オリイ玉フコトナレバ、此三柱ノ神々が現前ナレバ、八百万ノ神モ現前イマスコトナリ。必ズ神代ヲ遙ナルコトニ思フベカラズ。唯我心ノ水ノ汚濁ヨリ現前イマス神ノ御姿ノ移ラヌナリ。

愛国トハ、皇上ノ忝モ天祖ヨリ承嗣テシロシメス大御國ヲ大事ト思食テ天神地祇ヲ御尊崇アソバサレ、時々節々祭祀怠タラズ、普天率土、一民モ其所ヲ得ザル者ナク、

災害起ラズ、五穀成就シテ上下安穩ナランコトヲ祈リ玉  
ヘル事ナリ祭政一致ナル  
事ヲ思フベシサテ我々ニ於テハ、斯マデ思食ス艱  
慮ヲ深く有難ク忝キコトニ思ヒテ、明テモ暮テモ忘ル、  
コトナク、神明ニ向ヒ奉リテハ、我身上ノコトヨリモ先  
ヅ聖上ノ宝祚万歳ナランコトヲ祈リ奉リテ、御国恩ヲ報  
ゼンコトヲ思フベシ。サテ日々我が身分々々ノ職業ヲ專  
ラトシテ四支ヲ怠ルベカラズ。是則チ分限想応ノ愛國ノ  
心得方ナリ。古歌ニ、

春日野ノ若菜摘ツ、ヨロヅ代ヲイハフコ、ロハ神ゾ知  
ルラン

此ノ歌ハ奈良ノ京ノ頃ノ歌ニテ、早春春日野ニユキテ若  
菜ヲ摘ニモ、心ノ内ニハ方今ノ皇上万々歳マシマセヨ、  
万々歳マシマサバ吾モアヤカリテ、万々歳生イキテ、春毎、  
此野ニ来テ若菜ヲ摘フモノヲ、摘タイモノジヤ。サテ斯  
マデ皇上ノ御事ヲ思ヒ奉ル我心ヲ誰モ知ル者ハアルマイ  
ガ、定メテ此春日ノ神様ハ御知りナスマシテ御坐ルデアロ  
ウト皇上ヲ深く思ヒ、御代ヲ祝ヒ奉リテ詠ル歌ナリ。全  
体上ノ御恩ノ有難サハ、下タル者誰モくスマデ思ハネ  
バナラヌ筈ナリ。又

老ヌレバ同ジコトノミセラレケリ君ハ千代マセ君ハ千  
代マセ

此歌ハ老ノ繰言ヲ申シテ、老人ハ兎角物忘ラシテ、同ジ  
言ト何反モクリカヘシテ云モノナルガ、我ハ唯皇上ノ御  
上ヲノミ明テモ暮テモ思フテ居ルカラ、何時デモ上様ハ  
千年マシマセ、上様ハ千年マシマセトノミ云フナリト、  
老人ノ深切ヨリ詠ル歌ナリ。又

君ガ代ハ千代ニ八千代ニサレ石ノ巖トナリテ苔ノム  
スマデ

此歌モ君ガ御上ヲ思ヒテ、千年万年万々年カハラセ玉フ  
コトナク、チイサキ小石ノ大キナル巖ニ成テ苔ノ青々ト  
生ムスマデ御出アソバサル、ヤウニト詠ル歌ナリ。只口先ノ  
詞ノミナラズ、真実ニ斯マデ思ハネバナラヌ事ナリ。又  
皇上ノ下ヲ思ヒ玉フコトハ、仁徳天皇ハ御即位ノ後、三  
年ノ間、貢調丁役ヲユルシ玉ヒテ、宮殿モ修理シ玉ハズ。  
或時高屋ニ登リテ民戸ヨリ許多煙ノ立チ登ルヲ觀覽マシ  
くテ、

高キ屋ニノボリテ見レバ煙リ立チタミノ竈ハニギハヒ  
ニケリ

ト詠セ玉ヒテ民ノ喜ビヲ喜バセ玉ヒ、又天智天皇ハ、秋ノ夜、百姓ノ艱苦ヲ思ト遣セ玉ヒテ、

秋ノ田ノ刈穂ノ庵ノ苫ヲアラミワガコロモデハ露ニヌレツ、

ト詠セ玉ヒ、醍醐天皇ハ、寒夜ニ下ノ貧苦ヲ思ヒヤラセ玉ヒテ、御衣ヲスベシ玉ヘルナド、上ノ下ヲ思ハセ玉ヘル御事ハ、何レノ御代トテモ親ノ子ヲ思フガ如クナレトモ、親ノ思フホド子ハ思ハヌ者ナリ。于茲又一ツ心得オカネバナラヌ事アリ。万民ノ事ヲ古ヨリ詔命ニハ大御宝ト訓セ玉フ事ナリ。何故ナレバ大御国ノヨロヅノ物ハ万民ノ力ニヨツテ出来ル者ナレバ、頓テ万民ヲ大御宝トハヨバセ玉フナリ。斯クマデ、我々ヲ大事ニ思食ス御心ヲ知ラズシテ、四支ヲ怠リテ徒ラニ日月ヲ送ランヤ。能ク考ヘミルベシ。

### 天理人道ヲ明カニス可キ事

天理トハ大虚蒼々ノ中ニ水火土風ノ四ツ巡環上下シテ變化ヲ成ス。上ニハ日月星辰ノ象ヲアラハシ、下ニハ山川国土ノ形ヲ生ス。人畜草木ノ區別、何レモ天理ニアラザ

ル者ナシ。其原由ヲ尋ヌレバ、何レモ天御中主尊ノ神慮ヨリ生出ル者ニシテ、八百万ノ神達ノ八百万ニ分レテ、八百万ノ物ヲ主宰シ玉ヘルモ、天御中主尊ノ一体ヨリ生出玉ヘルナリ。能ク思フベシ。大虚ノ中、一物ナケレバ東西モナシ、南北モナシ、上モナシ、下モナシ。四方上下ナケレバ、固ヨリ中央モ無モノナリ。一物生ジテ中央アリ、上アリ下アリ、左アリ、右アリ、前アリ、後アリ。四方四維モ此ヨリ始マル。奇哉妙哉。一点一物、天御中主ノ在サル者ナク、高産靈、神産靈ノ神化ヲ離ルル者ナシ。高産靈、神産靈ノ詔命ヲ受テ伊弉諾、伊弉册命ノ国土ヲ始メ、人畜草木一切ノ品物ヲ生付ケ、果々ニハ日神月神ヲ生デ昼夜ヲ主トドラシメ玉フコト、唯大方ニ造化ノ工ト思ヒテ神業ノ恩ヲ思ハズンバ有ル可カラズ。凡ソ神業ニ造ラセ玉ヘル生動ノ者ノ中ニ五体ノ具ハルヲ以テ上品トセラレ、偏頗シテ五体ノ具ハラザル者ヲ下品トシテ、上品五体具ハリタル者ノ用ニ備ヘ玉フナリ。サレバ五体具ハリタル人ホド尊キモノナシ。因テ人ヲ万物ノ靈トイフナリ。斯五体具ハリタル身ヲ受ナガラ、徒ラニ我靈ナルコトヲ知ラズシテ生涯ヲ送ランヤ、人道ヲ能ク



弁フベキ事ニコソ。

抑五体ハ頭ト四支トナリ。四支ハ手足ナリ。頭ニ耳目  
口鼻アリ。手足ニ左右アリ。五本ノ指ヲ具足セリ。目物  
ヲ見テ五色ヲ弁ヘ、耳声ヲ聞テ五音ヲ分チ、口声ヲ發シ  
テ四声平上去入ヲナシ、唇舌牙齒喉ニ亘リテ五十音ヲナ  
シ、六律六呂ニ響キテ種々ノ樂曲ヲ起ス。舌物ヲ味ヒテ  
五味ヲワカチ、鼻物ヲ嗅デ善惡ノ香ヲ弁フ。足アユミ、  
手業ヲナス。自由自在ナルコト、禽獸ニクラベミレバ拙  
劣ノ身ヲ受ルモ、神化ノ恩ヲ思ハズンバ有ベカラズ。マ  
シテ人並々ノ身ヲ受テハ、人並々ノ分ヲ尽スベキナリ。  
サテ又、五体ヲ偏頗ニ受テ生動スルモノ、大小種々ナレ  
ドモ、凡ソ大キナル者ハ偏頗スクナク、小ナル者ハ偏頗  
甚ダシ。偏頗スルノ果々ニハ、高産靈、神産靈ノ慰ミガ  
テラ戲レニ造リ玉ヘル形モ往々見ユルナリ。最々面白キ  
事ニテ、唯々奇々妙々ト謂フベシ。両手兩翼ト成テ、空  
ヲ飛モノハ鳥ナリ。両手前脚ト成テ地ヲ馳ルモノハ獸ナ  
リ。鳳凰麒麟ハシラズ、牛ハ重キヲ負テ用ヲナシ、馬ハ  
走テ用ヲ為ス。皮ヲ留メテ用ヲ為スモノハ熊虎豹ナリ。  
羽ヲ殘シテ用ヲナス者ハ孔雀金鷄ナリ。子ヲ産鷲ハ武士

ノ矢ノ為ナリ。妻問フ鹿ハ御筆ノ林ナリ。鯨ハ骨ヲ留メ  
テ用ヲ為シ、蚕ハ糸ヲ吐テ用ヲ為ス。其外、肥肉ノ食用  
ニ供スル膏油ノ闇夜ヲ照ス。何レモ人類ノ為ナラズト云  
フ事ナシ。サテ又、神化ノ賦与シ玉フニ一物々々心ヲ用  
ヒテ作りナシ玉ハザルモノナシ。象ノ鼻ハ何故長キヤラ  
ント思ヘバ、手前脚ト成テ四ツ足ナレバ手ヲ使フコト能  
ハズ。形重大ニシテ頭高ク啄地ニ付ケテ食スル事能ハズ。  
因テ其鼻ヲ長クシ、鼻ニテ物ヲ卷取テ食ヘトテ与ヘ玉フ  
形ナリ。鶴ノ頸啄脚ハ何故長キヤラント思ヘバ、田或ハ  
沢水ノ泥ノ中ニ立テ水中ノ魚、或ハ落穂ヲ求食テ生活セ  
ヨトテ賦与シ玉ヘル形ナリ。其外、蟹ニ挾ミヲ与ヘ、蜘蛛  
ニ糸ヲ与フル等、何レモ生活ノ為ナラザルコトナシ。  
凡ソ水ニスムモノハ、水馬水牛共ニ足ヲ變ジテ鳍トナシ、  
水鳥ハスベテ水カキヲ与ヘテ水ニ遊ブニ便ヨカラシム。  
又神化ノ戲レトハ蚯蚓ノ足ナキ、蚊ノ足多キ、蚊ノ足  
ヲ取テ蚯蚓ニモ付ラレズ。海月ニ目鼻モ穿タレズ。マシ  
テ蛸ハ魚カトオモヘバ魚ニアラズ。虫カト思ヘバ虫ニア  
ラズ。其脚ハ八本ニシテ陸地ヲ歩ム便ニアラズ。頭頓テ  
腹ニシテ、物ヲ食ヒテハアタマヲフクラカシ、両眼ヲク

ルメカシテ墨ヲ吹テ楽ミトス。是ナトハ全ク神化ノ戯レ  
ニ高産靈、神産靈モホ、笑ツ、造ラセ玉フナルベシ。  
此類猶有リ。

或問フ、五体具ラザルモノ、五体具リタルモノ、用ヲ為  
スコト、尤サモ有ベシ。此外竜蛇ヨリ細虫ニ至リ、無用  
ニシテ害アルモノ多シ。是皆神化ノ誤リナランカ、如何。  
答云、サニアラズ。神化ノ一切ノモノ、形ヲ布ク、無用  
ノモノ却テ又用ヲ成シ、有用ノモノ却テ無用トナル。ス  
ベテノ玄妙量ル可カラズ。譬ヘバ細虫ハ人ノ為ニ用ヲナ  
サズト雖ドモ、人ノ為ニ用ヲ成ス鳥獸ノ食物、草ハ、人  
ノ食ニアラストイヘドモ、人ノ為用ヲナス牛馬ノ食物ノ  
類、其他、性ノ善惡、水ニ清濁アルガ如シ。是以テ神化  
ノ妙用ナルベシ。

凡不食シテ生動ノ理ナケレバ、一物一物生活ノ便ヲ与ヘ  
玉ヘルコト、上ニ云ヘルガ如シ。サレド鳥獸魚虫何レモ  
毛羽鱗甲アリテ寒暑雨露ノ患ナシ。人ハ裸虫ト云テ、生  
レナガラ裸ナレバ衣服屋宇ヲ以テ雨露寒暑ヲ防ガザルコ  
トヲ得ス。近頃ノ御布命ニ、人タルモノ自力ニ衣食スル  
ハ勿論ノ事ナリ、ト有シハ実ニサアルベキ事ニテ、禽獸

ハ五体具ハラズ、手羽足ト成テ自由ヲ得ズ。人ハ五体具  
ツテ耳目口鼻ノ働キ、手足ノ運用、自力ニ生活セヨト造  
ナシ玉ヘル形ナレバ、此処ヲ能ク／＼思ヒテ日々ノ産業  
ヲ営ムベシ。サテ又人ノ禽獸ニ異ナル所以ハ、禽獸ハ五  
体偏頗ナレバ受得シ、心モ又偏頗ニシテ物理ヲ弁ヘズ。  
愚痴暗々ナルモノナリ。人ハ五体偏頗セザレバ受得シ心  
モ偏頗アルコトナシ。サレバ人ノ人タル道ヲ明カニシテ  
事物ノ理ヲ究ムベキナリ。

人道ハ、君臣父子夫婦兄弟朋友、此ヲ五倫ト云テ、此  
間ヲ程能治メテ一生ヲ送ルガ人道ナリ。然ルニ五倫ハ夫  
婦ガ事ノ本ナリ。如何トナレバ夫婦有テ而シテ父子アリ、  
兄弟有リ、君臣有リ、朋友有リ、ト云者ナレバ、人ノ人  
タル根元ノ道ハ夫婦ナリ。夫婦ノ根元ハ、伊弉諾、伊弉  
冊命ニ始マル。伊弉諾、伊弉冊命、御戸ノ媾合セントテ  
天御柱ヲ廻リ玉フ時、女神先唱テ曰、アナニエヤエオト  
コ。男神、後ニ唱テ曰、アナニエヤエトメ。偕媾合シ  
テ蛭子ヲ産玉ヒテ、男神、女神共ニアキレテ玉ヒテ、太  
占ヲ以テ皇親神漏岐、神漏美二問セ玉ヘルニ、女神、男  
神ニ先達ノ故ナルコトヲ告玉ヘルニ依テ改メ廻リ、男神

マツ唱テ曰、アナニエヤエヲトメ。女神後ニ唱テ曰、アナニエヤエヲトコ。サテ媾合シテ国土ヲ始メ一切ノ物ヲ生付玉ヘリ。是乃チ千古男女ノ明訓ニシテ、所得ノ子ノ善悪ハ夫婦ノ道、此理ニ背クカ、背カザルカノ間ニアリ。此理ニ背クノ甚シキハ、不具ノ子ヲ得テ父母ノ生涯此ガ爲ニ苦ムニ至ル。何ノ人倫カアラン。是故ニ男女平生此ノ理ヲ弁ヘ、夫婦ノ道正シキヲ得テ媾合スル時ハ必ズ正直金玉ノ子ヲ生ベシ。正直金玉ノ子ヲ得ル時ハ父子ノ親尤厚カルベシ。父子ノ親厚キヲ得テ兄弟友子ノ情、密ナルベシ。斯父子夫婦兄弟ノ間、和睦シテ一家ノ内、琴瑟ヲ鼓スルガ如クナル時ハ、出テ君臣朋友ノ間、其適宜ヲ得ザルコトハアラザルベシ。兎角男女ノ事ハ閨中私ノ欲情妄リナルコトニ思ヒテ、其正シキヲ得ルコト能ハズ。天地ノ大倫、人タル者尤モ慎マズンバ有ルベカラズ。

#### 皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムベキ事

豊葦原千五百秋瑞穗國ハ吾天孫ノシロシメス國ナリ、ト  
言依シ奉リテ、天降り玉ヒシヨリ、万世一統ノ御國体ナ  
ルコトハ、誰モく知ル所ニシテ、外国ニハスベテ無<sup>ナキ</sup>

例ナリ。神國ノ神國タル所ハ実ニ此処ニシテ、古ヨリ  
台位ニ心ヲ掛、天下ノ權ヲ掌握センコトヲ計ル者ハアレ  
トモ、正シク皇位ニ心ヲ掛タル者ハ弓削道鏡、平將門二  
人ナリ。カ、ル無智ノ者ハ忽チ亡ブル例ニテ、赫々タル  
皇位、今モ猶大神宮ノ御計ラヒニシテ、日嗣ノ御位ト申  
スハ此故ナリ。サテ又、此処ニ一ツノ心得アリ。桓武天  
皇都ヲ山城ニ遷シテ唐朝ノ制度ヲ模シ、日本國中ヲ郡県  
ニシテ御統御有ツルガ、四百余年ノ星霜ヲ經テ紀綱陵夷  
シ、源平争乱ノ頃ヨリ天下ノ權、武門ニ帰シ、大名小名  
起リテ諸國ヲ分領セシヨリ何時トナク、封建ノ姿ニ推移  
レルナリ。

封建郡県ノ称号ハ固震旦ヨリ起ル所ニシテ、震旦ノ往  
古、周ト云ヘル代ハ皇親及ビ有功ノ者ヲ諸國ニ封ジテ  
其祿ヲ世々ニセシムル、之ヲ封建ノ制度ト云ナリ。其  
ノ後、周ノ代乱レテ戰國ト成リ、七雄互ニ争ヒシガ、  
終ニ秦ト申スガ天下ヲ併吞シ、封建ノ弊ヲ一洗シテ天  
下ヲ郡県ニ立替テ統御セシナリ。之ヲ郡県ノ制度ト云  
フ。其後秦亡ビテ漢ト成リ、漢亡ビテ晋ト成リ、晋亡  
ビテ六朝ト成リ、六朝亡テ唐朝ト成リタリ。此間ノ制

度大同小異アレドモ、大体ハ郡県ノ制度ヲ用ヒタリ。

封建ノ制度ハ公侯伯子男ト分チ、其国々ニ封ズル者ユ  
エ、天子ヨリ庶人ニ至ルマデ其間甚遠シ。郡県ノ制度  
ハ天下スベテ平民ニシテ、其内ヨリ人撰シテ一代カギ  
リ使フ者ユエ、天下ノ人スベテ平民スベテ王臣ナレバ、  
天子庶人ノ間甚近シ。是乃チ封建郡県ノ替リ目ニシテ、  
君臣ノ間、心得方大ニ相違アリ。

今也皇運御一新アリテ日本全国ノ力ヲ尽シ、外国万方ニ  
向ヒ玉ハンノ叡慮ニシテ、全国ヲ府県ニ分チ、富国強兵  
ノ基ヲ立玉ハントス。実ニ聰明英智ノ聖断ニアラザルヨ  
リンバ、何ヲ以テカ此ニ至ランヤ。然ルニ、我々ハ今日  
マデモ鎖国土着ノ旧弊ニ馴テ奮発雄飛ノ時ヲ知ラズ。飽  
食暖衣安々ニシテ、今日ヲ送ランコトヲ欲ス。愚ナル哉。  
痴ナル哉。只々皇上ノ叡慮ヲ仰ギ、朝廷ノ御布令ヲ守リ、  
身分々々ノ職業ヲ專ラトシテ、至治ノ鴻化ヲ待ベキナリ。

### 三則正弁 畢

## 『説教目的』 安江 静 (明治七年二月)

### 自序

凡そ宇宙に教はしも多にあれど、造化三柱大神、皇祖  
天照大御神の高天原にて事はじめ旋給ひたる神隨の本  
教は、いといと高く、尊く、奇しく妙なる道の極にしあ  
れば、大神等の産靈に依り、此現身を造り、靈魂を賦  
けたまひて大地球上に人云人と生れ出る者は誠の心を竭  
して、神習ふべきは、即て神代より定れる常理にぞあり  
ける。曩に三条の御教憲を教官に授け賜へるは、物  
しらぬ賤男賤女をもめ靑人草習ふべき神隨なる道に  
帰かしめ賜はむの深き厚き叡慮と窺ひ奉られたり。  
予教官の後に列なりて、もとより劣なく拙なきものか  
ら斯く重き職に補れつ、些功だに建ることなく  
は神と皇との鴻恩に違はむことのいと恐れければ、布教  
の都度々々神典国史を徴とし、先哲の説また異国人  
の言をも交へ取りて説論しけること、記載たるを  
俗語の随ま、此度尚弘く世に公行にして大中小教院な  
どの幼学の輩に示して、彼の大神等の天上にて事はじめ

給へる大道にふみ入る目的ともならばや。とかくは梓にのぼせつるになむ、皇朝紀元二千五百三十三年六月東京日本橋畔の僑居にします。

### 説教目的

稻荷神社大宮司兼大講義安江靜謹述

三条御教憲の大旨は至弘至大にして、後学の容易に説諭し難き大典なれど、試みに其概略を説くべし。先敬神を以て最第一とす。次に天理人道、次に皇上奉戴、朝旨遵奉なり。此三条を詳細に推覈すれば、則大地球上にて大中正之教とも顕幽無敵之道とも称して、人生日用須臾も離るべからざる所以の大教なり。大道なり。故に人たる者黽勉勇進孜孜として、事に此に従はずむばあるべからず。抑敬神とは、朝典に列せる三千一百三十二座、方今御定めになりたる官国幣社、及び府県郷村社の神々を敬礼尊崇するを云ふ。其敬礼尊崇するは、先神代の太古万物の原始を知るを急とす。太古の原始とは、所謂る天地無始の時、高天原に坐す神を造化三柱大神と称す。此大神の天地を鎔造し、万物を生育し賜ひける所以を稽へ、

神皇ありて後物あると云ふ神理を解了するを謂ふ。三柱とは天之御中主大神、高皇産霊大神、神皇産霊大神なり。天之御中主大神は無始より高天原の中央に坐て、天地造化の大原を主宰し賜ふ。其宏遠無量の御神徳により産霊二柱の大神を化生し賜ひ、此産霊の大神は造化の神徳を分掌し賜ひて無窮に産霊の功用を主宰したまひ、天地間の万物を尽く産出し、始ありて終なき人の靈魂を賦与し給ふ大神なれば、太安磨朝臣も乾坤初て分るとき、三神為三造化之首一、顕宗天皇紀に高皇産霊有下預鎔三造天地一之功上とありて鎔造化育を主宰し賜ふことなれば、此の二柱大神を古へより朝廷に於ては八神殿第一の神と奉祭し賜へり。是を支那にては皇天上帝或は天神貴者泰一など、称し、印度にては梵天、自在天王と称し、西洋の各国にてはゴーツトと訳して造物主など、訛伝して尊むなり。凡そ天神地祇八百万神等多く坐す中に、殊に崇敬し奉るべきは此三柱大神なり。其甚深微妙の神靈により、一物の清陽なる物霽上り、天都御国となり、重濁なるもの沈みて大地となり、次に神等生れ出たまひ、其次に生れ坐すは伊邪那岐大神、伊邪那美大神なり。御名の

義は国土人類万物を生むと思ひ立、互に遭合誘ひ催し賜ひしに依り、負賜へるなり。天神は此二柱大神に漂蕩たる国土を修理固成せよと詔給ひ、天瓊矛を授け賜ひしにより、其矛を以て大滄海を探り給へば、潮沫凝りて島となる於乃蕃呂島ひ我皇國のことにて即神の生給はるること弁を俟たず即ち其島に天降りて大八島ひ我皇國のことにて即神の生給はるること弁を俟たずを認め、山川草木、国土人類万物を生成し賜ひ、太安磨朝臣も陰陽斯に開けて、二靈為三群品之祖一と説れたるが如し。天神の大御言には国土を修理固成せよと而已なれと、要は人種を生成せよとの大御詔なれば、其大御心を御心とし給ひて、国土を生み、万民を生殖し、億兆の生成蕃息すべき五元神風神、天御柱神、国御柱神、火神、火産靈神、金神、金山彦神、金山姫神、水神、彌都波能売神、土神、埴安姫神を生給ひ、是を支那にては木火金水土の五行として、印度にては地水火風の四大とす。又稚産靈神の御子豊宇氣毘売神又御名は宇、迎之御魂神、其の幸御魂久々能智神、草埴毘売神ともに衣食住に御功德ある神を生給たり。都て五穀禽獸草木を始め、人の食て生活すべきものは、皆豊宇氣姫神の神体より出たることなれども、稲は殊に尊を品にて、皇国は万国に卓越て、

稲の美なること瑞穂の国と云ふにても知るべし。天照大神も此物則顯見蒼生可食而活一之也、また以三吾高天原所レ御齋庭之穂一亦当レ御於吾尼一と詔賜ひ、親ら豊宇氣毘売神を厚く祭らせ給ひしなり。日本紀竟宴の歌にも「保食神のちからはいつくさの穀物ヲナセウをぞ身より成しける」、其他万事万物を分掌する神等を生み給ひて、伊邪那岐大神は黄泉国に到り、其汚穢を禊祓したまひ、筑紫日向橋小戸之阿波岐原にて禊祓ひしたまひしを云ふ日神、天照大神、月神、建速須佐之男大神を生たまふ。殊に大神は光華明彩、六合に照徹する神徳に依り高天原を任し賜ひ、須佐之男の大神には天下を任し賜ひし処、此大神は乞て妣国夜の食国月界を云ふに到り給ふ天照大神は上天に坐て、靈妙不測の神徳を以て四海万国を赫灼と照臨し給ひ、動植物を始め万類を含養照育し、凡そ天地の弘き、物類の多き、此大神光を蒙らざる時は一秒時間も生する能はず、活する能はず。故に無上至尊とも最上特尊とも称したてまつるなり。王杵〔鉾〕百首にも「つき賢木伊豆の御霊と天地に伊照とほらす日の大神」とある如く、靈妙不測の大神も此禊祓の効験の著くして生れ坐せることなれば、禊祓の重

く尊き大典なるは論を俟たず。六月十二月の大祓式も此意なれば、至重の大典なることは延喜式の大祓詞をみても知るべく、古今六帖にも「みな月のなごしのはらへする人は千年の命のおといふなり」。然るに此御典中古より絶たるを、御一新に御再興、又壬申六月、天下一般に御布告になりたるは盛挙と云べきなり。天神の曾孫大国主大神又御名大は、名牟遲神、高皇產靈大神の御子、少彦名神と共に神輿を經營し、医の術禁厭の法まで定め給ひ、其御子百八十神を天下の国々へ分配して四面八隅を經營せしめ給ふ。此大神の大祖進雄大神に天下を任し給ひし処、夜の食国へ適たまふに依りて、大国主大神幽政主宰の神徳、は後に云べしをばじめ、御子百八十神の億兆を懇切に化育し給ひし理を謹で照考すれば、神明の幽契奇と云べきなり。其後經營の大功蹟を建給ひ、少彦名神は常世国皇国外の国々を云へ涉りて、さらに国々島々を經營し給ひし神蹟は外国の書籍にも見えたり。又神典は文徳天皇紀の大洗磯前、酒列磯前大神の神託に曰、吾は大己貴少彦名神也、昔造此国一詠去往東海一今為レ救レ民更復來帰とあり。楫家集に「大名牟遲少彦名のつくらし、大八島国はひろらにあつらに」。

此二柱大神經營の神恩忘却すべむや。天照大神の御子正哉吾勝勝速日天忍穗耳命は高皇產靈の大神の御子万幡姫命の御子玉依姫命を娶りて天迹岐志国迹岐志天津日高日子番能瓊瓊杵命を生み給ひ、此に於て高皇產靈大神天照大神の御神慮にて国内に蕃息する億兆を統御のため、皇御孫命瓊々々を天上にて天皇の御位に即け奉り、天下地球を上を云の大君と定めて此国へ降臨せしめたまふ。此命幼稚に坐す故、天上の神等の卓越したるを撰み、陪従として天降せしめ給ふは、大神等の万民を撫育し、天下を平穩に治め給はむ神慮なれば、其の神恩の弘大なる、人たる者は必ず造次顛沛にも、此の鴻恩に報答し奉らんことを思ふべし。殊に天壤無窮に君臨し給ひ、其祖天照大神神も此国に生れ給ひ、大地球を照臨したまひて、所謂の神真之本域、天孫統御の皇国なれば、万邦の大宗国公称するも、亦宜なる哉。続古今集の御製に「久方の天よりおろす玉杵〔銚〕の道ある国ぞ今の我国」、即天子の始にて、此命より今上天皇まで、一百二十余代、皇統連綿万古一日の如く、動く事なく変ることなきは、続千載集にも「天地のひらけ初ぬる神代よりたえぬ日嗣の末ぞ久しき」、

其御降臨の時、天照大御神の神宝を手自ら授け賜ひて詔曰く、吾兒視<sub>二</sub>此宝鏡<sub>一</sub>当<sub>二</sub>猶視<sub>レ</sub>吾可<sub>下</sub>与<sub>一</sub>同床共殿<sub>一</sub>以中為齋鏡上、また葦原千五百秋之瑞穂国是吾子孫可<sub>二</sub>王之一地也宜<sub>二</sub>爾皇孫就而治<sub>一</sub>焉宝祚之隆当<sub>下</sub>与<sub>二</sub>天壤<sub>一</sub>無窮上者矣、とも詔り賜たり。神宝とは八咫の大御鏡、草薙御剣、八尺曲玉なり。御鏡は恐多くも天照大御神の神靈と伊勢の国にながくしづまりましまし、即大御神の御遺体にして、猶天祖を仰ぐが如く、風雅集に「天照すみかげをうつす真澄鏡つたはれる世の曇りあらめや」、御剣は尾張国熱田の社内の土用殿に鎮め奉り、曲玉は皇許に現存し、永く天璽と称奉りて皇統にあらざれば御璽を得る能はず。之を得ざれば天日嗣の御位に即せ賜ふこと能はず。夫木抄にも「神代より三種の宝つたはりて豊葦原の璽とぞなる」とありて、皇統連綿宇宙間の宗国たる所以なり。此の天壤無窮の神勅は万世不刊の宝訓にして、大中至正之教、顕幽無敵之道をはじめとして、五徳五倫、四行四維、報本反始之公義、祭政一致之聖謨に到るまで、尽く此大御言に含蓄することは、風雅集に「御詔り乱れぬ国のさはりなく豊葦原の国ぞ治る」とあるご

とくなれば、不言之教、無為之化と云ふべきなり。宋の太宗が皇国を称して是古之道也と称せり。天神また皇御孫命に附属する天兒屋根命、天太玉命に勅して専ら祭祀の大典を主宰し、兼て朝政を補弼せしめ賜ふは、所謂祭政一致の原始にして、即敬神を万機の原としたまひ、後世に至りても天神の定め給たる大典を祖述憲章し、万事神事を先にし、大嘗祭典を始め、中祭小祀諸社の例祭等まで重く行せたまふは此縁也。令、延喜式も神事を要とし、祈年祭祀詞に高天原<sub>神</sub>神留坐皇睦神漏伎命神漏彌命以天社国社<sub>登</sub>称辞竟奉皇神等、また崇神天皇紀十年の詔に導<sub>レ</sub>民之本在<sub>二</sub>於教化<sub>一</sub>也、今既祀<sub>二</sub>神祇<sub>一</sub>災禍皆耗とあり、方今の御盛世には、前の宣教の詔にも、朕恭惟天神天祖立<sub>レ</sub>極垂<sub>レ</sub>統列皇相承繼<sub>レ</sub>之述<sub>レ</sub>之祭政一致億兆同心治教明<sub>二</sub>于上<sub>一</sub>風俗美<sub>二</sub>于下<sub>一</sub>云々、また一月三日は元始祭の大典を行せられ、先神事より他事に及びたまひ、即祭祀は万機の大基本なること、政の字を祭りと訓するにても明らかなり。天神は宇内未だ全く王化の及ばざる処ありて神威に抗し、暴威を逞する者ありければ、経津主神、武甕槌神を以て之を戡定したまひ、大国主大



神は天神の御言に遵ひ頭世の御政事を皇御孫命に譲り賜ひて、親らは八十隈に隠れ、幽世の御政事を所レ治賜ふ。此に於て頭幽の分始て定れり。紀に大己貴神曰く、吾所レ治頭露事者皇孫当レ治吾将<sub>三</sub>退治<sub>三</sub>幽事<sub>一</sub>と詔り賜ひて、永く幽界に隠れ賜ふ。其幽事とは大国主大神の各処の産土神及び八百万神等に令して冥々の中に行せ賜ひ、此頭世の大政を其冥々より保祐し賜ふ大政を云ふ。是は人智の悟り難く、論し難き靈妙深遠の玄旨なれど、為に其一端を説くべし。抑幽政とは大国主大神の人生の吉凶禍福、没後の靈魂を神律の至巖を以て審判したまふを云ふ。故に常に善を好し、惡を憎み、賢を愛し、佞を遠け、正を褒し、邪を貶し、直を賞し、姦を罰し賜ひ、又善事を修は善界に生れ、悪行なれば惡道に墜り、敬神なれば榮え、愛国ならざれば亡び、天理人道を明にすれば幸福を得、皇上奉戴朝旨遵守せざれば不測の災禍に逢ふは勿論、世の不義無道にして没する等の靈魂は、尽く妖魅界なる夜見國へ逐ひ退けられ、永久真苦真難を受け、魍魎の群に入る。之に反して善心徳行の人の靈魂は、神仙界なる天津御國に參集せしめ賜ひ、真福真樂を蒙り、世を

守り、國を護る神となり、無窮に神仙の中に接することは、譬ば菅原神、楠神、惡人は蘇我馬子、蘇我蝦夷等が如し。書紀の纂疏に、人為<sub>三</sub>惡於顯明之地<sub>一</sub>則帝皇誅<sub>レ</sub>之人為<sub>三</sub>惡於幽冥之地<sub>一</sub>則鬼神罰<sub>レ</sub>之為<sub>レ</sub>善護<sub>レ</sub>福又同<sub>レ</sub>之、漢籍の易に積善之家必有<sub>三</sub>余慶<sub>一</sub>、積不善之家必有<sub>三</sub>余殃<sub>一</sub>、抱朴子にも天神賞<sub>レ</sub>善罰<sub>レ</sub>惡とありて、幽政の大主宰大国主大神の神廷にて善惡邪正、是非曲直を公明正大に檢覈し、其神判の嚴乎たること、人の死を恐る、にても知るべきなり。故に睹ざる所を戒慎し、聴ざる所を恐懼し、慎独行道夙夜心を生前死後に留めて、此世は仮世にして後世の久遠なる所以を知り、永く幽神の愛護を蒙り、幽世の真樂を受むことを祈り願ふべきなり。然れども、或は善人も生涯艱難し、惡人も終身幸福を得るものあるは、前に説く如く、生前は僅か五六十年間の光陰なれど、死後に至りては永久窮りなきことなれば、死後の靈魂は其真賞必罰の神判に依て、善人は必ず神賞を蒙り、惡人は必ず神罰を受く。豈に懼れざるべけむや。玉梓〔鉞〕百首にも「眼にみえぬ神の心の神事はかしこきものぞおほにな思ひそ」。皇御孫命は日向の高千穗峯

峯は今大隈國  
駿郡霧島山なり

神の御女木花開邪姫命を娶り賜ひて彦火々出見命を生み、此命、綿津見神の御女豊玉姫命を娶り鸕鷀草葺不合命を生み給ひ、此命、玉依姫命を娶りて神日本磐余彦命を生み賜ひ、此命日向國より御出輦坐て、東國の逆賊を誅戮し給ひ、即宇内を平定して靈時を鳥見山<sup>大和國高市郡</sup>に作りて皇祖天神を尊敬し、祭祀の礼を厚くし給ひて敬神の道益明なり。神武天皇紀の詔に我皇祖靈也、自<sub>レ</sub>天降鑑光<sub>二</sub>助朕躬<sub>一</sub>今諸虜已平海内無<sub>レ</sub>事可<sub>下</sub>以郊<sub>二</sub>祀天神<sub>一</sub>用申<sub>中</sub>大孝上者也、乃立<sub>二</sub>靈時於<sub>二</sub>鳥見山中<sub>一</sub>云々用祭<sub>二</sub>皇祖天神<sub>一</sub>焉とある如く、又皇宮を大和國葛上郡橿原に造り御位に即き給ふ。此は人皇の始にて、後の御謚を神武天皇と称奉り、陵は大和國畝<sup>アヅマ</sup>山之北方白檮尾上にあり。曩に宇内一般に令して遙拝の盛典を奉させられ、又今年より御即位の御年を紀元と定めさせられ、即今上天皇の今年まで二千五百三十三年なり。崇神天皇に至りて神物官物を分ち、神の封戸を定め賜ひて敬神之公道、祭祀之大礼大成せり。以来御代々の天皇其大御心を御心とし給ふことは禁秘御抄にも、禁中作法先<sub>二</sub>神事<sub>一</sub>後<sub>二</sub>他事<sub>一</sub>、

とあるごとく、神事を最第一として天下の為に災禍を攘ひ、幸福を祈り賜ふこと、光仁天皇紀宝龜七年四月の詔にも、祭<sub>二</sub>祀神祇<sub>一</sub>者國之大典若不<sub>二</sub>誠敬<sub>一</sub>何以致<sub>レ</sub>福聞說諸社不<sub>レ</sub>修<sub>二</sub>人畜損穢<sub>一</sub>春秋之祭、亦多<sub>二</sub>怠慢<sub>一</sub>因<sub>レ</sub>之嘉祥不<sub>レ</sub>降災異荐臻、とありて敬神の道、祭祀の礼を以て大典とし給ふ御国体、確乎として動かざるは、是其神真の本域、万邦の宗國たる所以なり。我儕も亦神裔なること、我を生みたる両親より祖父母、曾祖父母と逆算すれば、其大本は必ず神に止れば、其神の功德恩頼を報答し奉り、其稜威を恐て報本反始の誠を竭し、追遠慎終の義を致し、太古の無始万物の根本を稽へ、之を現今に徴し、天地間の教は神教、道は神道に帰する大義を弁知すれば、則敬神は御教憲の第一にして、其至弘至大の大道なることは、得て知らるゝなり。次なる愛國は彼の敬神より枝流する道にして、此皇國は海外万国と異にして、天神の神勅を以て皇御孫命降臨して億兆を撫治し賜ひ、また古言にも豊葦原之万千秋長五百秋之水穗國、細矛千足國、浦安國、言<sub>二</sub>靈幸<sub>一</sub>富<sub>二</sub>外國<sub>一</sub>外國人は神國君子とも稱し奉れりと称して、上もなき尊き御国体なることは万葉集にも「敷嶋の大和のく

には言靈のたすくる国ぞ真幸くあるこそ」とあり。然れども、海外万国といへども一地球上に位置する国にして、悉く大神等の経営し給ひし国なれば、共に親睦を尽し、互に有無を通じ、己が長は彼に教へ、彼が長は己が採り用ひて頑陋の弊を去り、公法に従はずむばあるべからず。故に方今は各国の兵陣、天文、律曆、權衡、器械等諸法雜技を交え採り、大政を潤色し、皇猷を恢弘し賜ふなり。

神代の大神等の巡行経営し賜ひし国々の酋長の本朝へ來港せることは当然の理にして、後世に至りても支那朝鮮などの百工百技を採用し賜ひ、今も各国人は三府東京、京都、大阪六港横浜、兵庫、新潟、箱館に來泊し、我国よりも航海し条約を嚴にし、互に厚くし賜ふも、即天皇の天下を經綸し、万民を撫恤し賜ふ愛國の道なれば、万民亦此愷慮を体認し奉り、我国土を愛護して神沢皇恩に報答し奉るべし。神代より各国の來港するは、即天神地祇の定め賜へる御法なることは、新年祭の祝詞に、皇神乃見齋志坐四方国天乃壁立極國乃退立限青雲乃靄極白雲乃墜坐向伏限青海原者棹柁不干舟艦至留極大海原爾舟滿都々氣自陸往道者荷緒縛堅氏磐根木根履佐久彌馬爪至留限長道無間久立都々氣氏狹

国者広久峻国者平久遠国者八十綱打掛氏寄如事云々と、あるにても知るべし。

次の天理とは、天地の常理にして、太古に天神の始め給ひ行ひ賜へる処の天地を鎔造し、万物を化育し、循環流通生生已ざる所以の神理にして、悉皆天御中主大神に起源し、産靈二柱大神に発揮し、伊邪那岐大神、伊邪那美大神、天照大御神に大成したる神理を云ふなり。

人道とは此神理に法り、氣質の僻を去り、心の私を除き、身を修め、家を齋ふを云ふ。抑天神天下の人類を一視同恵に靈魂を賦け、兼て彝倫の道を授け賜ふは、之を人生日用実践の際に施し行はしめむ為而已なれば、天神の神理神律に反することなく、犯すことなく、日に吾身を省察し、月に其為す処を反復して穩顯とも寸善といへども捨ずして行ひ、小惡といへども為すことなく、過あれば則改め、其本善の善に復し、天神の賜物を全くして文明の区域に進歩し、見聞を弘くし、知識を拡充して利用厚生各其分を守るを惟神の道と云ひ、之を講習するを神習と云ふ。即天理人道を明にする所以なり。所謂る彝倫の細目を掲げ、以て諭さば、先本教の緊要たる五徳の義を知

るべし。五徳とは敬義仁智勇是也。夫れ徳は敬に本き、義に立ち、仁に成り、智以て之を図り、勇以て之を行ふ。故に君たる者は仁慈を以て下を撫し、臣は皇祖天神の定め賜へる臣道の常分を守り、誠敬以て君に事へ、忠勇以て国に報ずべきは、万葉集にも「今日よりはかへりみなくて大王のしこの御楯といで立我は」、漢籍にも、臣道忠也、親子は皇祖天神の宝訓の如く一身分体なれば、親は子を愛し、子は終始一の如く孝道を守り、誠敬を竭すべし。孝は立徳の基本なればなり。父母の没後には各分に応じ、慎終追遠祭祀の礼を厚くし、子たるの道を致すべし。万葉集にも「千早振神の御坂に幣置て祝ふ命は父母の為」、漢籍にも、孝者徳之本也、また夫婦は伊邪那岐大神、伊邪那美大神の天神の神意を奉して創め賜へる大倫なれば、夫は天に体し上位に在り。婦は地に体し下位に在れば其別を正しくし、夫は婦を愛御し、婦は夫を尊敬して家事を治め、貞操を持って終始苦楽を一にし、万葉集にも「我夫婦は物な思ひそ事しあらば火にも水にも我無けなくに」、大戴礼にも婦人の三従と云ふことありて家に在ては父に従ひ、人に適ては夫に従ひ、夫死て

は子に従ふと云ふは貞順の義を論せるなり。兄は弟を愛し、弟は兄に事へ、玉葉集にも「古も類もあらず我宿に枝をつらぬるかしは木の陰」、朋友は信義を厚くし、協心戮力互に相親むことは万葉集にも「天地の神も祐よ草枕旅ゆく君が家にいたるまで」とあり、此の君臣、父子、夫婦、兄弟、朋友の五つのものを五倫と云ひ、又孝悌忠信を四行と云ひ、礼義廉恥を四維と云ふ。此五徳五倫四行四維を遵行するを天理に従ひ、人道を明にすると云ふ。之を明にするを人と云ひ、之に反するを禽獸と云ふなり。

皇上奉戴朝旨遵奉も亦同じく、敬神より分流することにて、皇上とは即天皇のことにて、顕津御神、現人神とも称奉りて上文に説く如く、天照大御神の御統に坐て大地上の大君と現れ坐す神なり。其神の宇内に君臨し賜ふことは、皇祖天神の皇御孫命に任したまへる天職を奉じ、天神に代りて天下を經綸し、万民を愛護し賜ふことは古より然り。殊に御一新已還は恐多くも蹕を東京に駐めさせられ、万機を御親裁あらせられ、廢典を挙げ神祇を敬礼し、頒曆を改め、沿襲を去り、邪教を排斥して本教を

布き、億兆を教導し、法律を公平にして天下を勸懲し、封建を廢し郡県に改め、各国と締盟して公法を履行し、祖税を公平にし、版図を正し、徵兵以て海陸の兵威を張り、学校以て知識を拡充し、文事を明にし、勸工以て人心を開化し、凡そ器械の精巧窮理の緻密、井々然として將に大に備らむとす。かくの如く、百度張皇し賜ふは、即天神の神慮を奉し、天皇の天職を尽させ賜ひて億兆を愛護し賜ふ所以にして、文武天皇紀の詔に、高天原爾事

始天皇御子乃生坐牟彌繼々爾大八島国所治次止食国天下乎調

給比天下乃公民乎惠給比撫給牟止神隨思召采佐給布天皇大命

とあり。又、明治元年三月十四日、京都に於て天神地祇を御誓祭あらせられて御定になりたる御誓文の末にも、我国未曾有の变革を為むとし、朕躬を以て衆に先むじ、天地神明に誓ひ、大に斯国是を定め、万民保全の道を立むとす。衆亦此旨趣に基き、協心努力せよ、との御綸言なれば、百官庶人、天皇の皇祖天神の大御心を御心とし賜ふ如く、人亦天皇の御心を心として皇上を奉戴し、朝旨を遵守して其分に応し、雄志を振起して其職を奉し、其業を勤むべし。殊に方今、日新盛功の御盛世なれば、

内外古今の成敗得失を明にし、一事たりとも邦に報ひ、世に益すべきことを黽勉して神德皇威を海外に輝かし、神教皇道を万国に宣布し、神皇の大恩、鴻沢を奉謝するを御教憲を体認すると云ふ。故に御教憲は、既に天地無始の時に天神の始め賜ひ行ひたまへる本教にして、又幾億万年の其後までも、此御教憲の動き変ることあることなし。故に曰、敬神は御教憲の最第一の枢要にして、是其三則一敬神に帰する所以なり。

稻荷神社少宮司兼権大講義野間正綱謹校